

第6次熊野町総合計画

・後期基本計画

(案)

令和7年12月
熊野町

目 次

第1章 序論	1
第1節 計画策定の基本方針	2
第1項 計画策定の趣旨	2
第2項 計画策定の基本的視点	2
第3項 計画の構成と目標年次	3
第2節 計画の背景と課題	4
第1項 社会や経済の動向	4
第2項 熊野町の姿	8
第3項 住民意識の把握	18
第4項 前期基本計画の進捗と課題	24
第5項 熊野町の課題と解決の方向性	32
第2章 基本構想	35
第1節 目指すまちの姿	36
第1項 将来像	36
第2項 熊野町の人口ビジョン	37
第3項 土地利用の方向	39
第4項 将来像を実現するための基本目標	42
第2節 施策の体系	45
第3章 熊野町総合戦略	48
第1節 熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略について	49
第1項 「熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の位置づけ	49
第2項 本町における総合戦略の考え方	49
第3項 総合戦略の方向性	50
第2節 重点戦略	52
第1項 豊かな人づくり	52
第2項 暮らしの安心・安全づくり	53
第3項 協働による「楽しい地域」づくり	54
第4項 新たな付加価値の創造と地域プロモーション	56
第5項 本町におけるDX・GXの推進	57
第4章 基本計画	58
第1節 基本目標1 誰もが元気で健やかに暮らせるまち	59
第1項 基本施策1 地域福祉の推進	61
第2項 基本施策2 こども・若者支援の推進	63

第3項 基本施策3 高齢者福祉の推進	66
第4項 基本施策4 障害者福祉の推進	69
第5項 基本施策5 健康づくりと地域医療体制の充実	71
第6項 基本施策6 社会保障の安定	74
第2節 基本目標2 学ぶ力と豊かな心を 育むまち	76
第1項 基本施策1 学校教育の推進	78
第2項 基本施策2 生涯学習の振興	81
第3項 基本施策3 文化芸術都市の創造	83
第4項 基本施策4 スポーツの振興	85
第5項 基本施策5 人権が尊重された社会づくり	87
第6項 基本施策6 青少年健全育成	89
第7項 基本施策7 地域間交流・多文化共生・国際理解の推進	91
第3節 基本目標3 活力と魅力に満ちた 元気なまち	93
第1項 基本施策1 移住・定住の推進	95
第2項 基本施策2 商工業の振興	97
第3項 基本施策3 観光の振興	99
第4項 基本施策4 雇用の促進	103
第5項 基本施策5 地域資源の活用とプロモーションの推進	105
第4節 基本目標4 安心・安全で 快適に暮らせるまち	107
第1項 基本施策1 防災・減災対策の強化	109
第2項 基本施策2 砂防・治山・治水の推進	112
第3項 基本施策3 消防・救急体制の充実	113
第4項 基本施策4 道路交通網の整備・充実	115
第5項 基本施策5 生活インフラの整備	117
第6項 基本施策6 防犯・交通安全対策の推進	120
第7項 基本施策7 消費者の保護と意識啓発	122
第5節 基本目標5 人と自然が調和する 美しいまち	123
第1項 基本施策1 土地利用と都市計画の推進	125
第2項 基本施策2 公園・緑地の整備・保全	127
第3項 基本施策3 自然環境の保全	129
第4項 基本施策4 循環型社会の形成	131
第5項 基本施策5 美しい景観の形成	133
第6項 基本施策6 農地の維持	135
第6節 基本目標6 自立と協働 みんなで創る持続可能なまち	137
第1項 基本施策1 町民参画の推進	139
第2項 基本施策2 効率的・効果的な行財政運営の推進	141
第3項 基本施策3 スマート自治体への体制整備	143
第4項 基本施策4 広域連携の推進	146

第1章 序論

第1節 計画策定の基本方針

第1項 計画策定の趣旨

熊野町(以下「本町」という。)では、令和3年度からの10年間を計画期間とする「第6次熊野町総合計画」(以下「本計画」という)を策定し、「ひと まち 育む 筆の都 熊野 ～なんかいい ちょうどいい そう想えるまちを目指して～」を将来像として、まちづくりを推進しています。

しかしながら、昨今のわが国における少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化に加え、経済規模の縮小や労働力不足、さらには自然災害、感染症など様々なリスクへの対応のため、危機管理体制の一層の強化が求められています。また、これらのリスクや社会経済情勢の変化に対する町民の意識も高まってきており、本町や本町を取り巻く環境は、大きく変化しています。

また、地方分権の推進、参画と協働によるまちづくりなど、市町村の役割は、ますます大きくなっています。

このような厳しい環境の中、本町においても、さらに自立し、持続的な発展が可能となるよう、熊野筆をはじめとする地域特性や資源を最大限に生かすとともに、各種の政策課題に対して、町民と行政との協力や役割分担による協働と連携をより深める方策を探り、大きく変わりつつある時代にふさわしい本町の変革を図ることが重要となっています。

このたび、各分野の行政計画の最上位に位置づけている本計画の前期基本計画が令和7年度で終了することから、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第6次熊野町総合計画後期基本計画」を策定するものです。

後期基本計画の策定においては、前期基本計画に基づき推進してきた各施策を評価・検証し、その結果や社会情勢の変化等を踏まえながら、基本構想で掲げた将来像や基本目標の達成に向けて着実に進めるための施策と具体的な方向性を定めるものです。

第2項 計画策定の基本的視点

1 目標と成果をわかりやすく公表できる計画づくり

町民全体で共有できる将来像をわかりやすく設定するとともに、現況値や目標値を明らかにするなど、誰にでもわかりやすい計画の策定に努めます。

2 協働による計画づくり

それぞれの立場で町民と行政がまちづくりを推進するため、連携・協働による計画の策定に努めます。

3 優先順位を明確にした計画づくり

優先順位を明確にした戦略を構築し、施策・事業の重点化を行うなど、効果的・効率的な計画推進を図ります。

第3項 計画の構成と目標年次

1 計画の構成

総合計画は、「基本構想」「総合戦略」「基本計画」「実施計画」で構成されます。

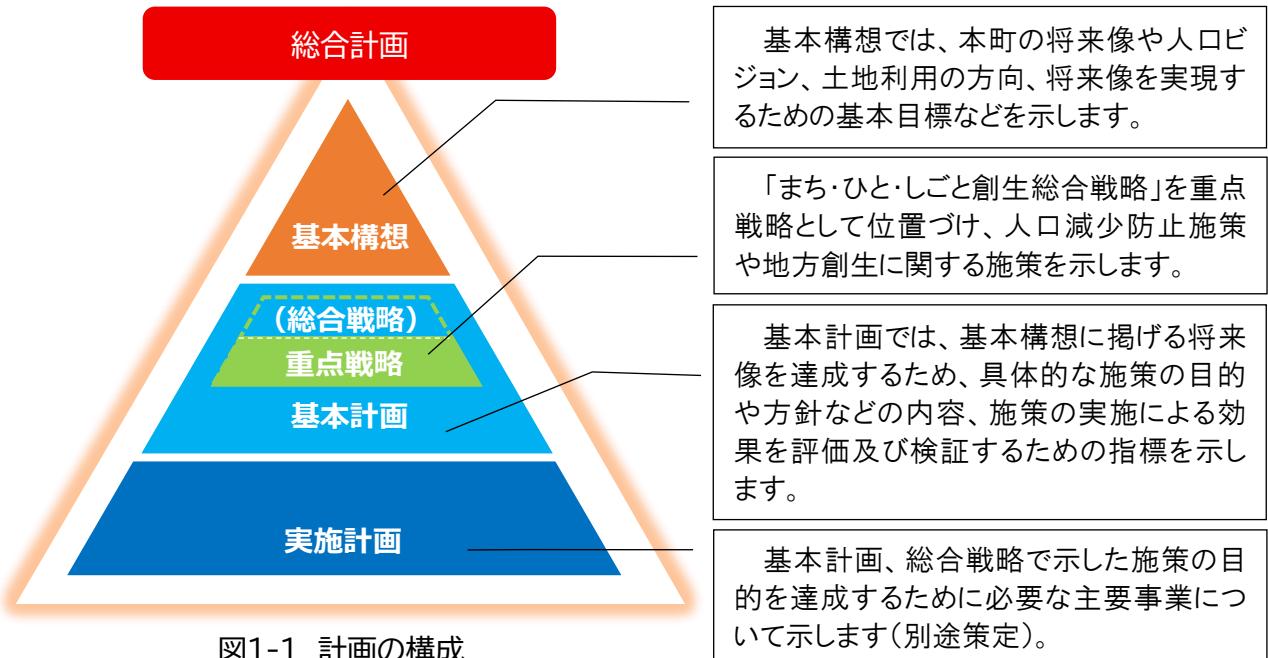


図1-1 計画の構成

2 計画の期間

計画期間は、次に示すように、基本構想及び基本計画については10年間とし、そのうち基本計画については、令和3年度から令和7年度を前期、令和8年度から令和12年度を後期とします。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、重点戦略として位置づけ、5年を計画期間とします。

実施計画は5か年計画としますが、毎年見直しを行うローリング方式とします。

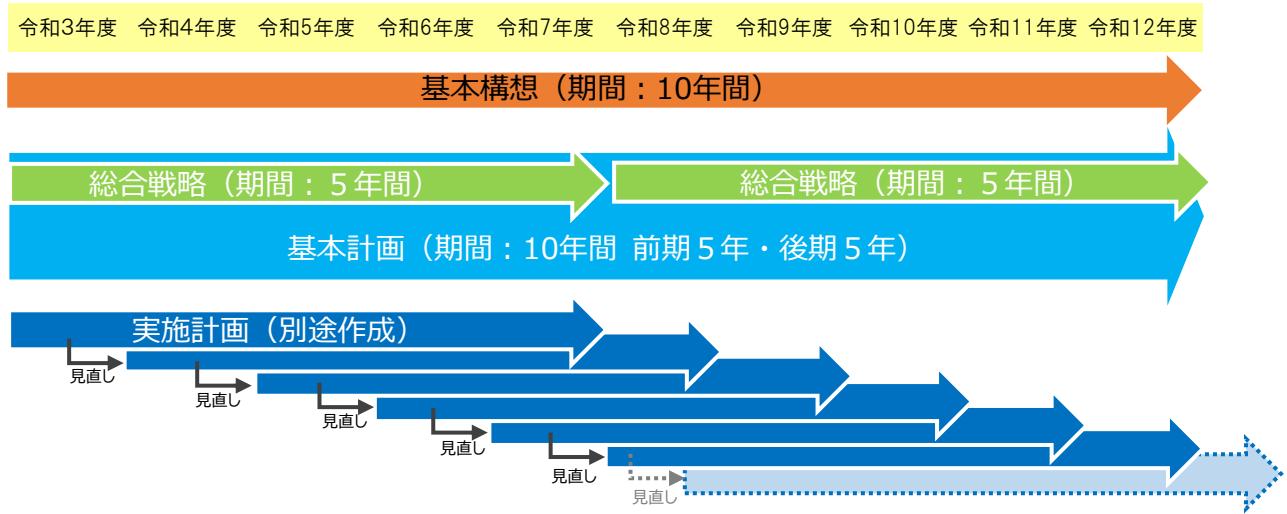


図1-2 計画の期間

第2節 計画の背景と課題

第1項 社会や経済の動向

1 少子高齢化・人口減少社会への対応

国においては重点的に少子化対策、高齢化社会対策が進められてきましたが、少子高齢化には歯止めがかからず、令和7年には団塊の世代がすべて75歳以上となり、支援の必要な高齢者が増加することが見込まれます。

少子高齢化とそれに伴う人口減少は、医療・介護・年金などに要する社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小、空き家の増加、地域公共交通の縮小、地域コミュニティの衰退、伝統文化・技術の継承の問題など、社会生活における様々な悪影響が生じることが懸念されます。

こうした状況に対し、国及び地方公共団体は「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかける地方創生の取組を行っています。また、令和7年に閣議決定された「地方創生2.0」では、「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環で「新しい日本・楽しい日本」を創ることが目指す姿として掲げられています。

令和5年に閣議決定された「こども未来戦略」では、次元の異なる少子化対策として、若い世代が希望通り結婚し、希望するこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すことが掲げられています。

2 健康や医療に対する意識の高まり

わが国の医療費は、令和4年度に46.6兆円となるなど、社会保障関係費は大幅に増加しており、高齢化の進行に伴うさらなる増加が懸念されます。また、世界的な感染症の流行、国内における医療事故や不祥事等、医療に対する不安も大きくなっています。

国においては、令和6年度からは、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針に基づき、第5次国民健康づくり対策である「健康日本21(第三次)」が開始されています。計画では、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」というビジョン実現のため、基本的な方向を①健康寿命の延伸・健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上、④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの4つとしています。個人の行動と健康状態の改善及び社会環境の質の向上の取組を進めることで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小の実現を目指すことが示されています。

3 国民の防災・防犯意識の向上

平成23年の東日本大震災をはじめ、平成30年7月豪雨、令和6年の能登半島地震など、大規模な自然災害が増えてきているほか、こどもや高齢者をねらった犯罪、悪質商法等の消費生活に関する問題など、様々な面から安心・安全が求められています。

このため、こどもや高齢者の見守り活動をはじめ、災害時の救援活動、地域の防災活動等に大きな役割を持つ地域コミュニティの必要性が見直され、それぞれの地域やニーズに合った体制づくり、防災・防犯意識の向上が急務となっています。

4 公共交通の維持

バスやタクシーなど公共交通などで人手不足が深刻化する中、令和6年4月から自動車運転業務において「働き方改革関連法」に基づく時間外労働の上限規制が適用されました。この規制により長時間労働の是正が進む一方で、運転士の確保が一段と難しくなり、その結果、同じ人員では従来どおりの運行ダイヤの維持ができず、減便や路線の縮小・廃止となってしまうなど「2024年問題」が現実のものとなりました。

自治体においては、デマンド型交通や乗合タクシー、ライドシェアなど地域に応じた交通システムが導入されています。今後は自動運転や無人運行技術の導入、MaaSの導入促進など新たなシステムも活用しながら地域全体で交通を支える体制づくりを進めていく必要があります。

5 I C T 利活用の推進

日本の地域社会・経済は、少子高齢化と人口減少による働き手不足や市場規模の縮小、頻発する自然災害や老朽化するインフラなどの様々な課題に直面しています。

地域経済・社会を維持・発展させ、地域住民の生活を支えるためには、AIを含むデジタル技術の徹底活用により、地域課題を解決し、イノベーションにより付加価値を創出していくことが求められます。そのためには、その中核的担い手となりうるデジタル技術を活用する企業が、地域のニーズに合った事業展開をできるよう支援することが重要です。

このような背景のもと、総務省では、令和7年2月から、「地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方」について情報通信審議会に諮問しており、日本の地域社会・経済を取り巻く状況や、AIを含むデジタル技術の最新動向を踏まえた、地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方について課題を整理し、必要な政策の方向性を検討しています。

6 環境に配慮した社会

気候変動問題は世界全体で取り組むべき喫緊の課題です。わが国は、「2050年ネット・ゼロの実現」という目標を掲げ、この実現に向けて温室効果ガスについて、「2030年度46%削減、さらに50%の高みに向けた挑戦の継続」、「2035年度60%削減」、「2040年度73%削減」という目標を掲げています。目標の実現にあたっては、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画、GX 2040ビジョン等に基づき、各種取組が進められているところです。

循環資源をリサイクルする4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)の取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持又は付加することによる価値の最大化を目指す循環経済への移行は、循環型社会のドライビングフォースともいえるものであり、資源消費を最小化し、廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等につながるものです。

循環型社会の形成にあたっては、国の第五次循環型社会形成推進基本計画に位置付けられた施策に基づき、循環経済への移行を加速化することで、循環型社会の形成、そして持続可能な地域と社会づくりを目指しています。

7 外国人との共生社会の実現

訪日外国人旅行客数は、令和6年には3,687万人と過去最多を記録するなど、訪日旅行需要は好調であり力強い成長軌道にあります。地域別でみると、令和6年では韓国や中国など東アジアが特に多くなっています。国の観光立国推進基本計画(第4次)では、「持続可能な観光地域づくり」「インバウンド回復」「国内交流拡大」に戦略的に取り組むこととしています。

また、わが国における在留外国人数は増加傾向にあり、令和6年12月末現在には約377万人と過去最多を更新しています。また、外国人労働者は、令和6年10月末時点では230万人とこちらも過去最多を更新しています。

政府においては、わが国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて令和8年度までを対象期間とした中長期的な課題及び具体的な施策を示すロードマップを策定しており、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を進めています。

8 SDGsとウェルビーイング

「SDGs」とは世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための17の目標と169のターゲットの開発目標を指します。

わが国においても内閣に持続可能な開発目標(SDGs)推進本部が立ち上げられ、「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ため、優先課題を定め取組を進めています。

本町も国際社会の一員として、常に世界を見据えた取組を実施し、国際目標であるSDGsの推進に貢献することは、世界レベルでの経済・社会・環境面における価値創造につながり、持続可能なまちづくりにつながります。

本町の総合計画における取組の方向性は世界共通の規準であるSDGsの理念や目標と概ね同様であり、総合計画の各種施策に取り組むことはSDGsの推進につながるものと考えます。本計画においては各種施策とSDGsの関連を明確にし、各施策が世界につながっていることを町民の皆様にもわかりやすく周知することが求められます。

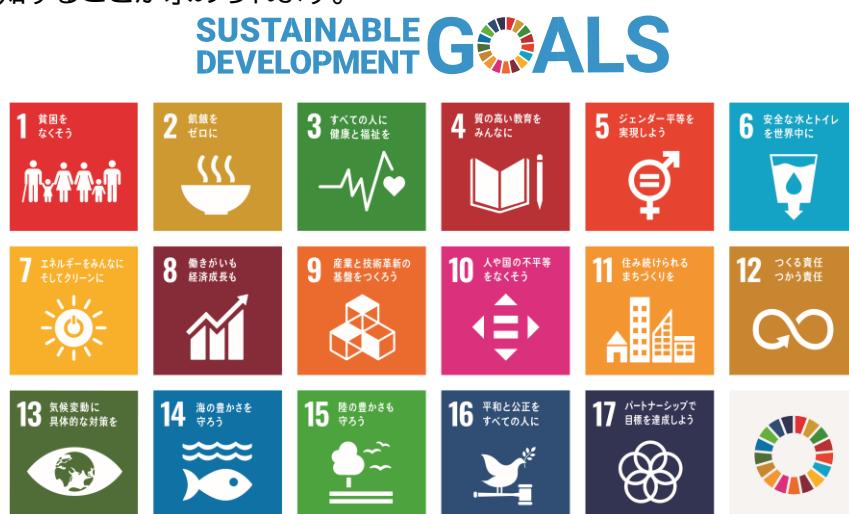


図1-3 SDGsで設定されている17の目標

ウェルビーイング(Well-Being)とは、世界保健機関(WHO)の憲章で提唱された広い意味での健康を示す言葉で、身体的・精神的・社会的に良好な状態を指し、持続可能な社会の実現に不可欠な概念です。

近年では、企業経営、地域づくり、教育、行政計画など、さまざまな分野で「ウェルビーイング(Well-being)」の考え方が重視されています。

企業においては、ワーク・ライフ・バランスの改善や職場環境の整備が進むとともに、人々の心身の健康や働きがいを高めるウェルビーイング経営が進められています。自治体においては、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化が進む中、幸福度を高めるための政策が求められており、住民の幸福度や満足度の向上を目指したまちづくりが展開されています。さらに、教育現場では、こどもたち一人ひとりの心の豊かさや自己肯定感を育む教育が重視されており、学習者のウェルビーイングの向上を通じて、家庭や地域のウェルビーイングにもつながることが期待されています。

このように、社会全体で「モノの豊かさ」から「ココロの豊かさ」へと価値観が移り変わる中、地域社会においても、住民一人ひとりが心身ともに健康で、自分らしく生きることができる環境づくりが求められています。

ウェルビーイングの充実に向けた動きが全国的に進みつつあり、SDGsに続く概念として、今後、教育、福祉、医療、まちづくりなど多方面からの取組が必要とされます。本町においても、この「ウェルビーイング」の理念を踏まえ、誰もが安心して暮らし、幸せを実感できる地域社会の実現を目指します。

第2項 熊野町の姿

1 位置・地勢

本町は広島県西部に位置し、広島市から東南へ約12キロメートルの地点にあり、安芸郡に属しています。町の南部は呉市に接し、東部は東広島市黒瀬町、北部から西部にかけては広島市安芸区、北部の一部が海田町に接しています。町域面積は33.76平方キロメートル、東西7.4キロメートル、南北8.4キロメートルです。

地形は周囲を山に囲まれた標高約220メートルの高原状の盆地であり、町の北から西にかけては原山、洞所山、城山、金ヶ燈籠山など500～700メートルの山々が、南部は石岳山、三石山など400～500メートルの山々からなる山地となっています。河川は熊野川、二河川と平谷川の3本の二級河川が流れています。熊野川は分水界より北流、二河川は南流しています。



図1-4 熊野町図

2 歴史的背景

本町では、今から約20,000～25,000年前の旧石器時代には人々が生活はじめていたと考えられます。また、町内には縄文時代、弥生時代についても数多くの遺跡があります。

7世紀には、熊野盆地は安芸国安芸郡に含まれており、「養隈郷」と称されていたと考えられます。中世には大内氏の支配下となり、熊野要害など熊野盆地においても毛利氏と尼子氏の争いが繰り広げられました。江戸時代には福島正則、次いで浅野長晟の支配下となり、以後浅野氏による支配が明治維新まで続きました。天保9年(1838年)に毛筆製造技術がもたらされると、筆の生産が盛んに行われるようになり、熊野で製造された筆は芸州筆として、全国に販売されました。

明治22年の市制、町村制のころは熊野村と本庄村、大正7年の町制施行により熊野村は「熊野町」となり、昭和6年には旧川角村と旧平谷村を編入し現在に至っています。

戦後の高度経済成長期となり、昭和42年の県営団地の造成を契機に近隣都市圏のベッドタウンとして急激な宅地化が進み、転入者が急増し、人口は2倍以上に増加しました。

その後、昭和50年に毛筆産業としては初めて「伝統的工芸品」の指定を受け、まさに「筆の都」と呼ぶにふさわしい筆づくりのまちとして発展してきました。平成6年には筆の里工房がオープンし、世界のマイクアップアーティストや書道家に愛される最高級の筆である「熊野筆」やそれにまつわる文化の振興・発信拠点となっています。また、町民の生活を支える施設として、図書館や健康センターの整備、役場の新築などを行いました。近年では、平成26年に熊野黒瀬トンネルが開通し、本町へのアクセスが飛躍的に向上しています。さらに平成28年に多世代交流や地域づくり・人づくりなど生涯学習の場としてのくまの・みらい交流館(現在は熊野西防災交流センター)の開館、平成30年には子育て支援や移住・定住、就業支援など様々な目的・機能を持たせた複合施設としてくまの・こども夢プラザが開館しています。このようにまちの暮らしをよくするための取組が進められる中、平成30年には町制施行100周年を迎えたところです。

平成30年7月豪雨による災害では、土石流や河川の氾濫など町内各地で多くの被害が発生し、町内で12名の尊い命が犠牲となりました。

令和2年には広島熊野道路の無料化、令和3年には民間施設のオープン、商業モールの進出などもあり、総務省統計局の住民基本台帳人口移動報告では令和6年の都道府県別転入超過の多い市町村において、県内1位となるなど、災害を経て、安心・安全なまちづくりと人口の増加及び定住につながる取組を進めているところです。

3 人口・世帯等

①総人口の推移

本町の総人口は平成12年国勢調査における25,392人をピークに、減少傾向となっています。直近の令和7年住民基本台帳の総人口は23,475人となっています。

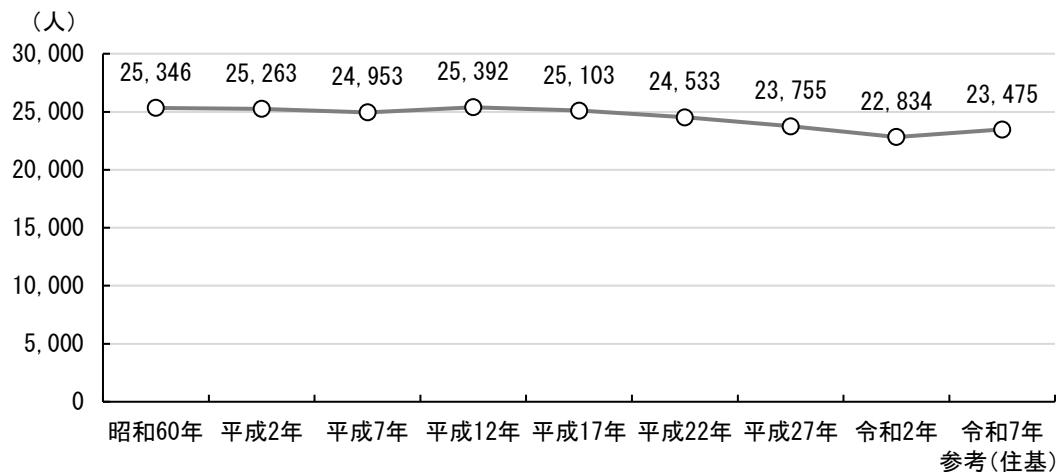


図1-5 総人口の推移

資料:総務省「国勢調査」(昭和60年～令和2年)、住民基本台帳(令和7年1月1日現在)

②人口動態の推移

本町の人口動態をみると、平成20年から自然減少が続いている。社会動態では転出超過が続いていましたが、令和3年より転入超過となっています。

人口増減数は平成15年以降マイナスとなっていましたが、令和5年では社会増が自然減を上回りプラスに転じました。

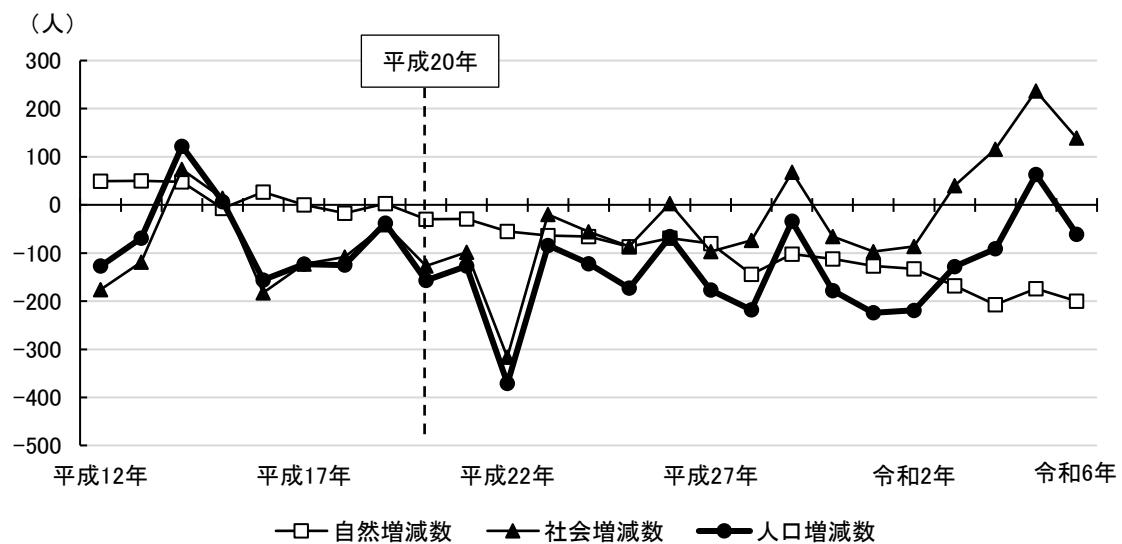


図1-6 人口動態の推移

資料:総務省 住民基本台帳に基づく人口

③年齢別人口

本町の男女別5歳階級別人口をみると、男女ともに団塊の世代である75～79歳の人口が最も多く、女性では80～84歳、男性では50～54歳の人口が多くなっています。

年齢3区分別人口割合の推移は、老人人口割合が上昇する一方で、年少人口割合は低下しており、平成12年に老人人口割合が年少人口割合を上回り、令和2年には、年少人口割合12.7%、生産年齢人口割合51.7%、老人人口割合35.7%となっています。

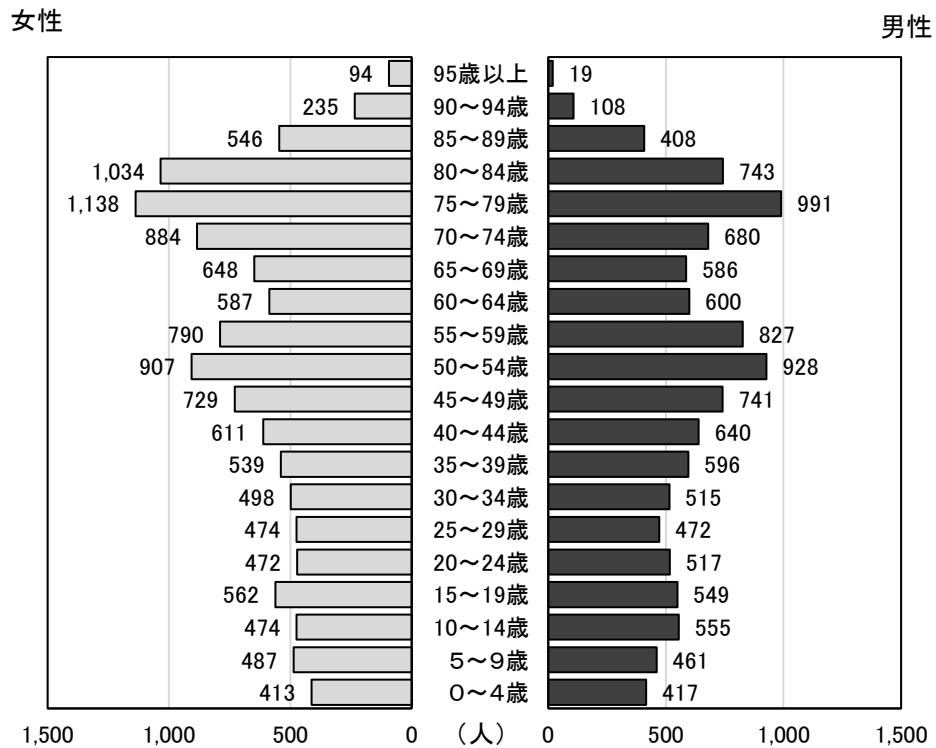


図1-7 男女別5歳階級別人口(令和7年1月1日現在)

資料:住民基本台帳

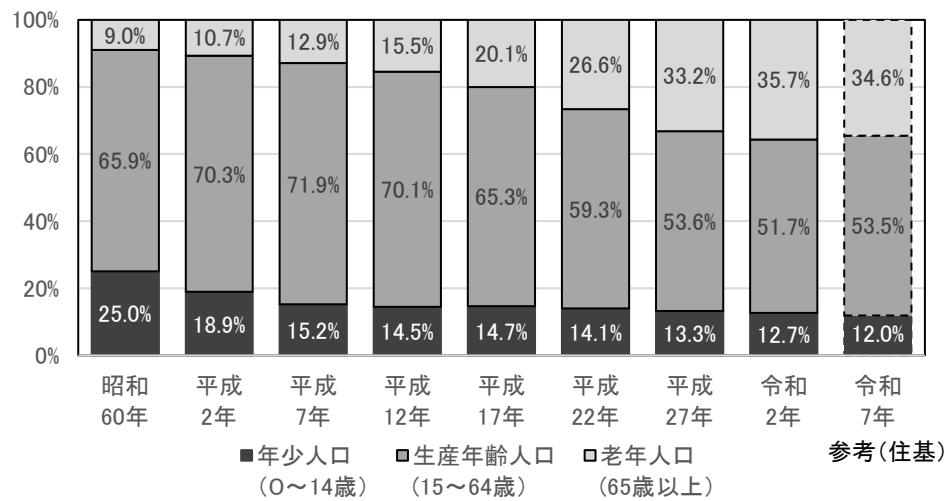


図1-8 年齢3区分別人口割合の推移

(注)小数点以下四捨五入の関係で100にならないことがある。

資料:総務省「国勢調査」(昭和60年～令和2年)、住民基本台帳(令和7年1月1日現在)

④世帯数

本町における世帯数の推移をみると、増加傾向で推移しています。一方で平均世帯人員は平成2年に3.24人であったものが、30年後の令和2年には2.53人となっており、核家族化が進行しています。

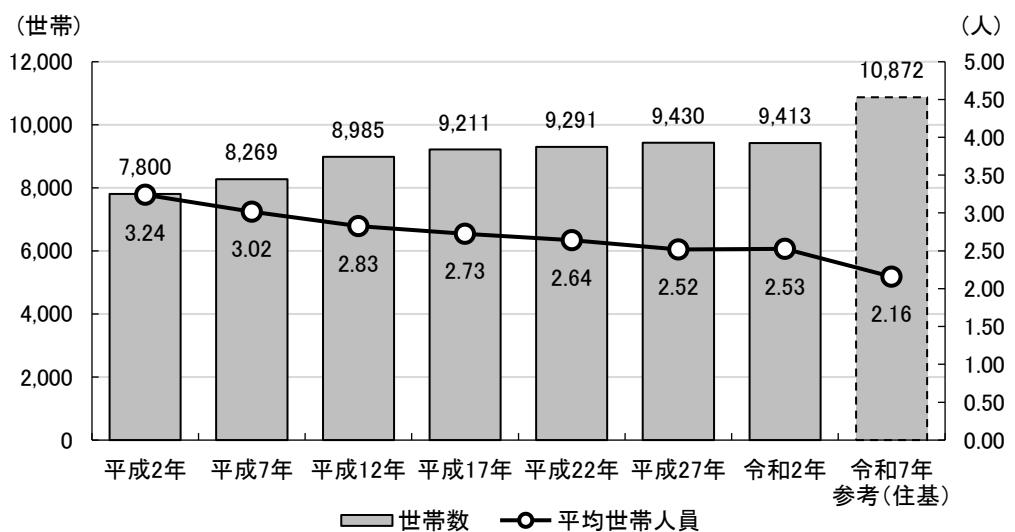


図1-9 世帯数と平均世帯人員の推移

資料:総務省「国勢調査」(平成2年～令和2年)、住民基本台帳(令和7年1月1日現在)

⑤就業者、通学者の流出・流入状況

流出人口、流入人口が最も多いのは、ともに広島市で、それぞれ2,981人、863人となっています。また、流出先市町と流入元市町の順位はほぼ一致しており、周辺地域との結びつきの強さが一方的なものではないことがうかがえます。

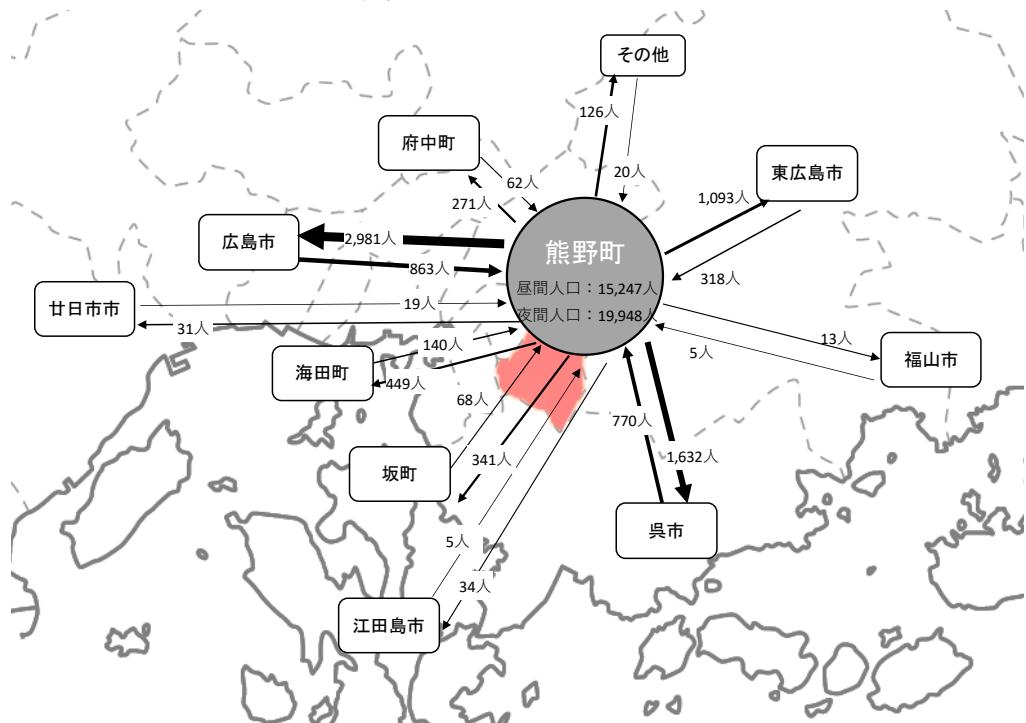


図1-10 就業者・通学者の流出・流入の状況(令和2年) 上位9市町を抜粋

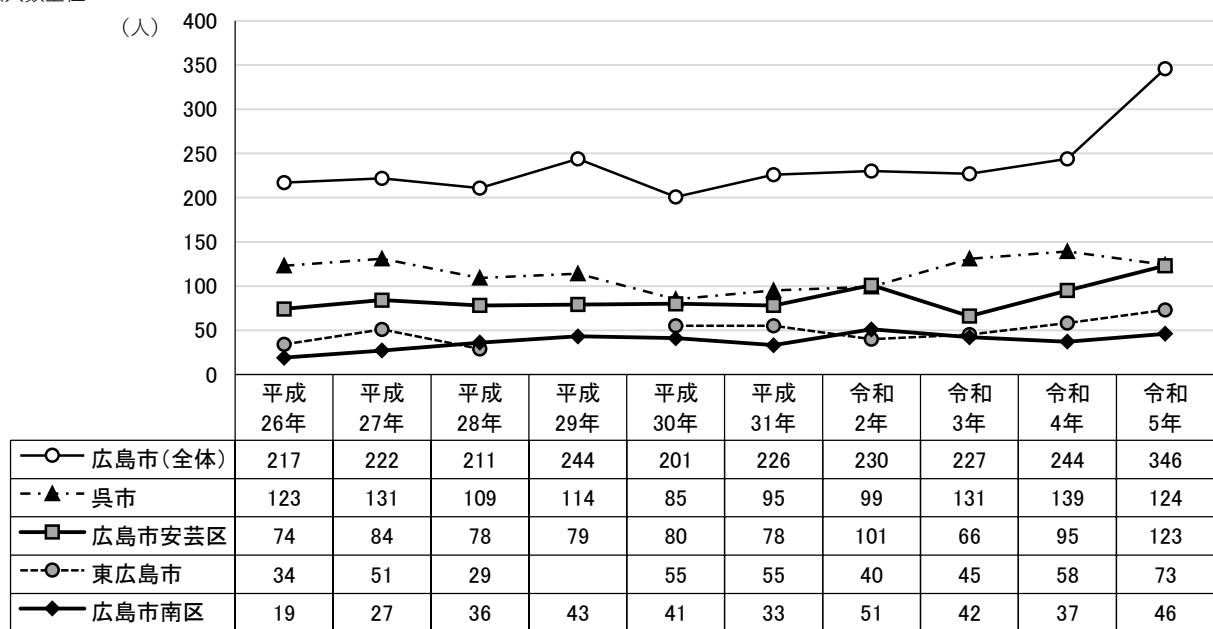
資料:総務省「国勢調査」

⑥人口動態

本町からの転入数、転出数の上位5位をみると、いずれも1位は広島市(全体)となっており、令和3年以降は転入超過の状況がみられます。

また、呉市、東広島市が2位、3位となっており、広島市の中でも安芸区など隣接自治体との人口移動が多くを占めていることがうかがえます。

転入数上位



転出数上位

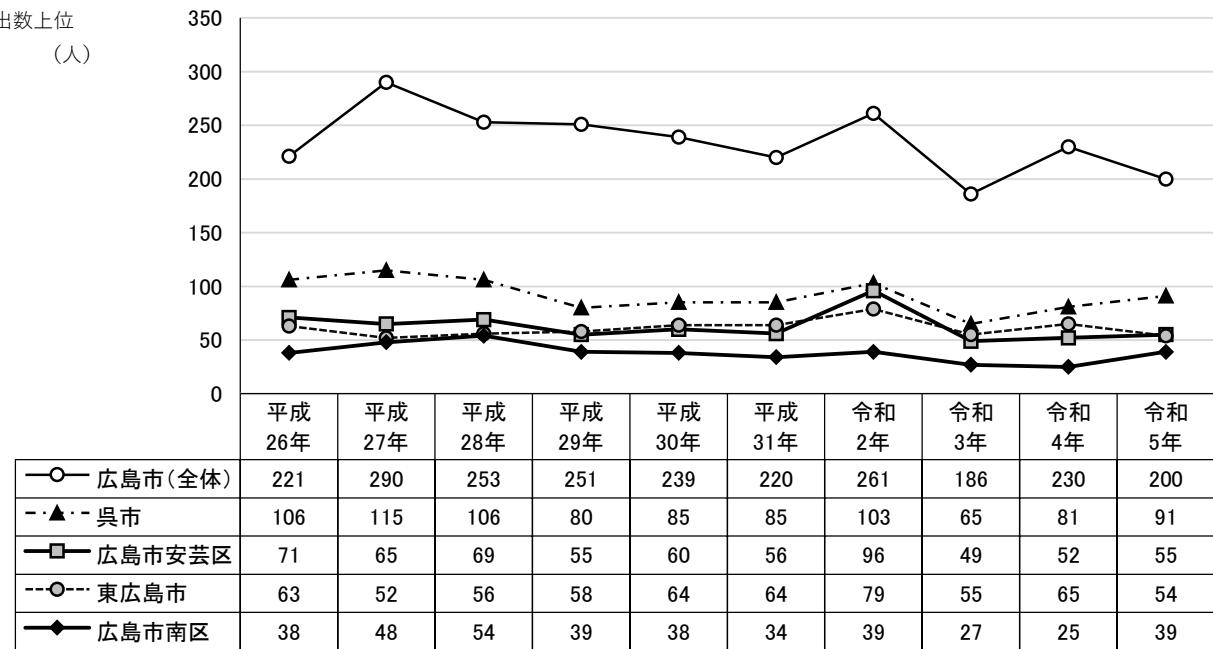


図1-11 社会増減の推移

資料:総務省「住民基本台帳人口移動報告」

4 産業

①就業者数の推移

就業者数の推移をみると平成12年の13,200人をピークに減少に転じ、令和2年には10,592人となっています。

平成7年を1とした就業者数の動きを見ると、平成17年までは広島県平均を上回っていますが、平成22年からは県平均を下回って推移しており、人口の高齢化などにより就業者数の減少が進んでいくことがうかがえます。

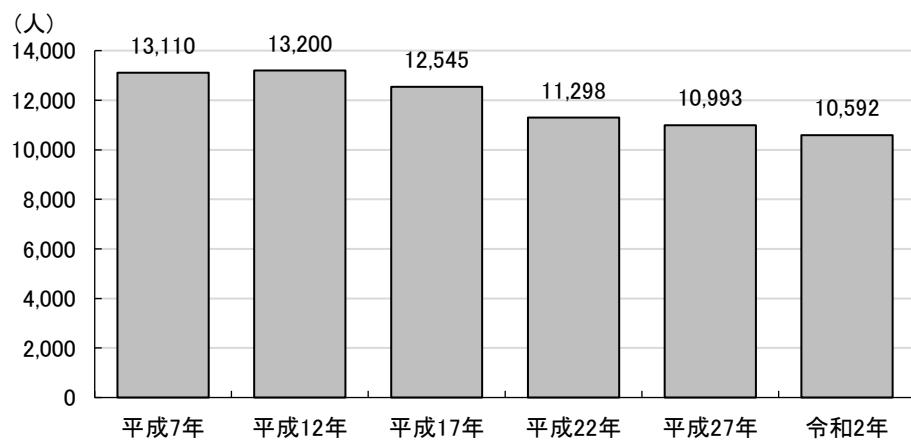


図1-12 就業者数の推移

資料:総務省「国勢調査」

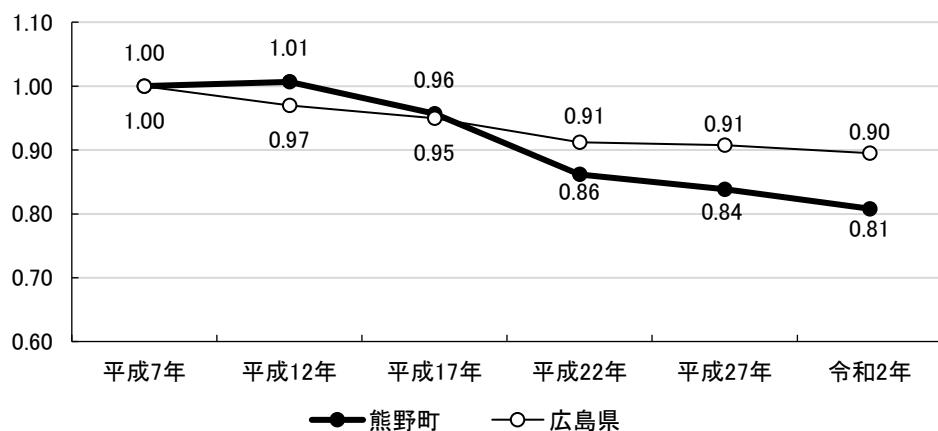


図1-13 従業者数の指標の推移

資料:総務省「国勢調査」

②企業数と従業者数の推移

企業数の推移をみると平成21年の660社から、令和3年には572社と減少しています。従業者数は平成24年以降増加傾向で推移していましたが、令和3年には減少に転じています。

平成21年を1とした場合の企業数の指数をみると、減少傾向は県の平均より緩やかなものとなっています。

就業者数全体の低下により、企業等で働く従業者も減少傾向となっていますが、その減少幅は小さく、また企業数の減少が少ないとことから、個人事業主の減少が多いものと考えられます。また、地場産業や長く営業を続けている企業による雇用が県全体より安定した雇用を提供していることがうかがえます。

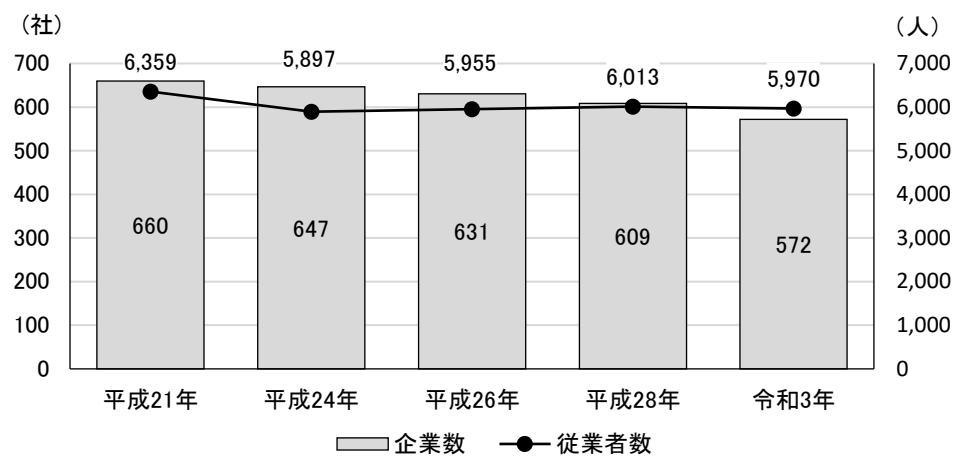


図1-14 企業数の推移

資料：総務省・経済産業省「経済センサスー基礎調査」及び「経済センサスー活動調査」

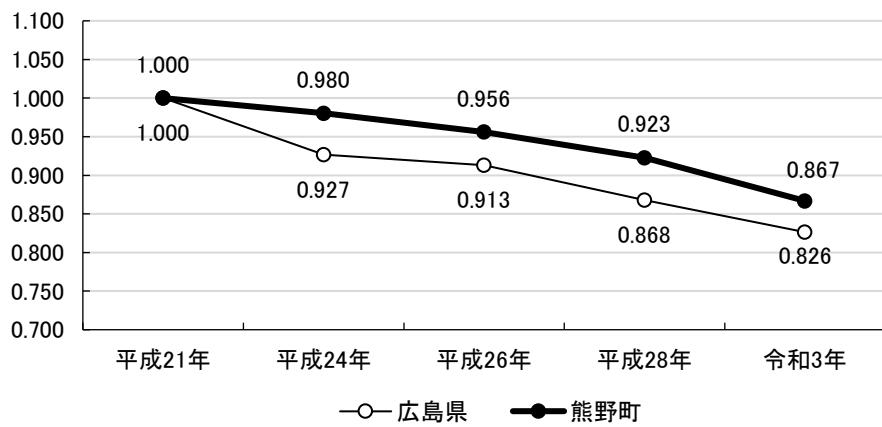


図1-15 企業数の指数の推移

資料：総務省・経済産業省「経済センサスー基礎調査」及び「経済センサスー活動調査」

5 入込観光客数

入込観光客数は、平成30年は豪雨災害、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込みましたがその後、回復傾向で推移しており、令和5年では過去最多の217,000人となっています。

「筆の里工房」来館者数及び「筆まつり」の来訪者数のほか、大規模公園等の利用者で大半を占めています。筆関連の産業観光に、6,000人程度の来訪者があります。

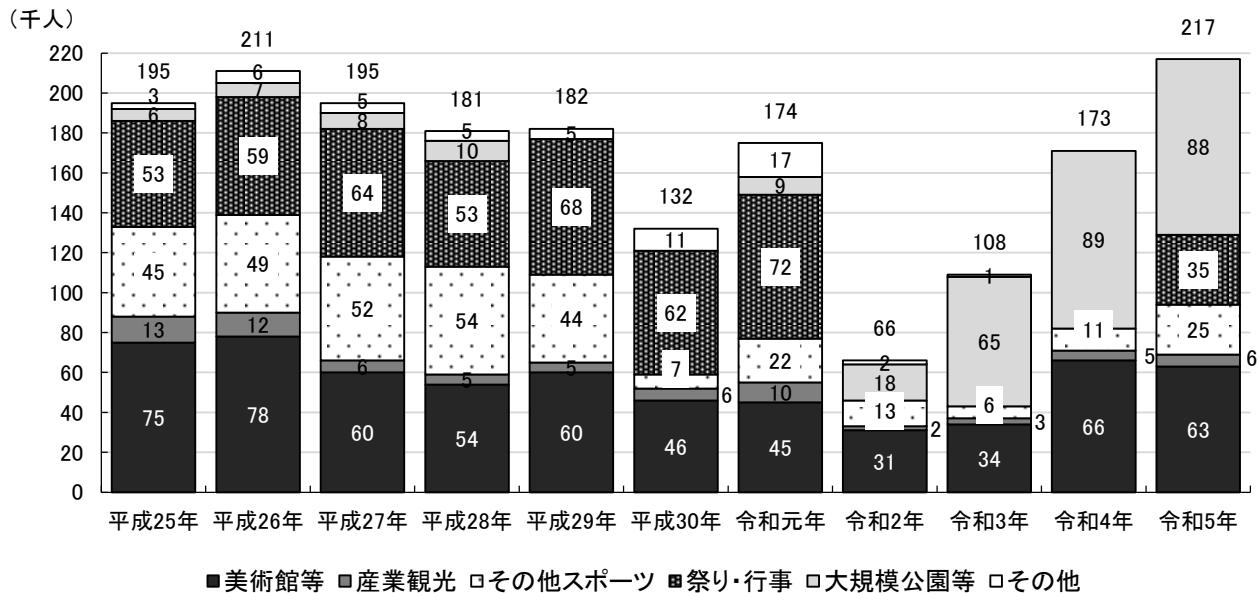


図1-16 目的別総観光客数の推移

資料:広島県「広島県観光客数の動向」

(注) 数値は単位未満の端数処理を行っているため、合計が一致しない場合がある。

県内外の観光客数の推移をみると、県外客より県内客(町外観光客)の割合が高くなっています。

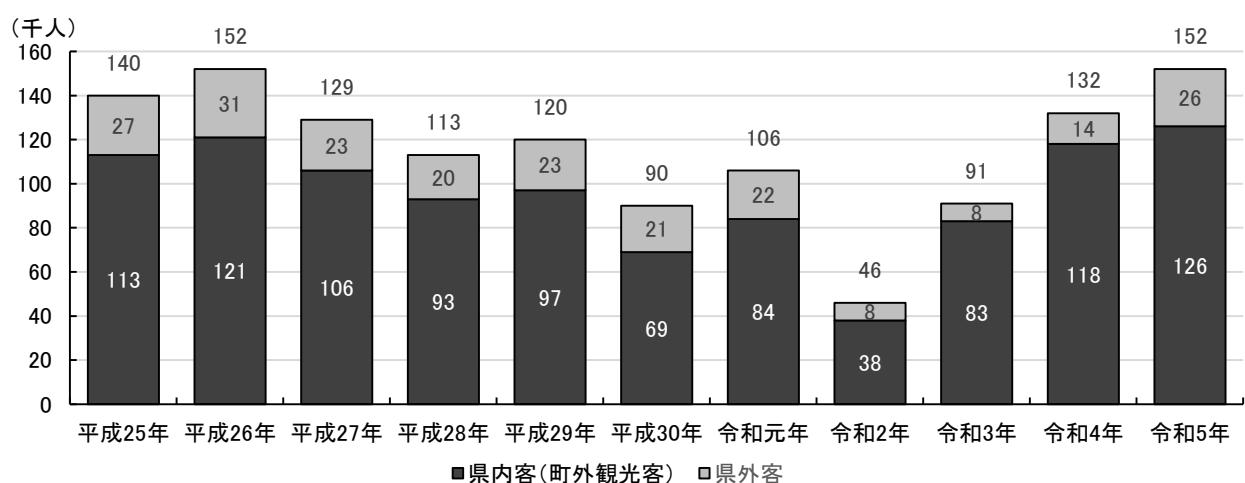


図1-17 入込観光客数の推移

資料:広島県「広島県観光客数の動向」

6 財政

歳入と歳出の状況をみると、平成30年度以降は平成30年7月豪雨の影響により、95億円程度まで増加し、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響により、130億円と大幅に増加しましたが、令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、減少し、令和6年度では約106億円となっています。

地方債残高については、平成30年7月豪雨による災害復旧事業債等の借入により、平成30年度から令和3年度までは増加しましたが、令和4年度以降は減少傾向に転じています。

また、経常収支比率については、町村平均と比べて高い数値で推移しており、財政構造の硬直化が継続的に進んでいます。

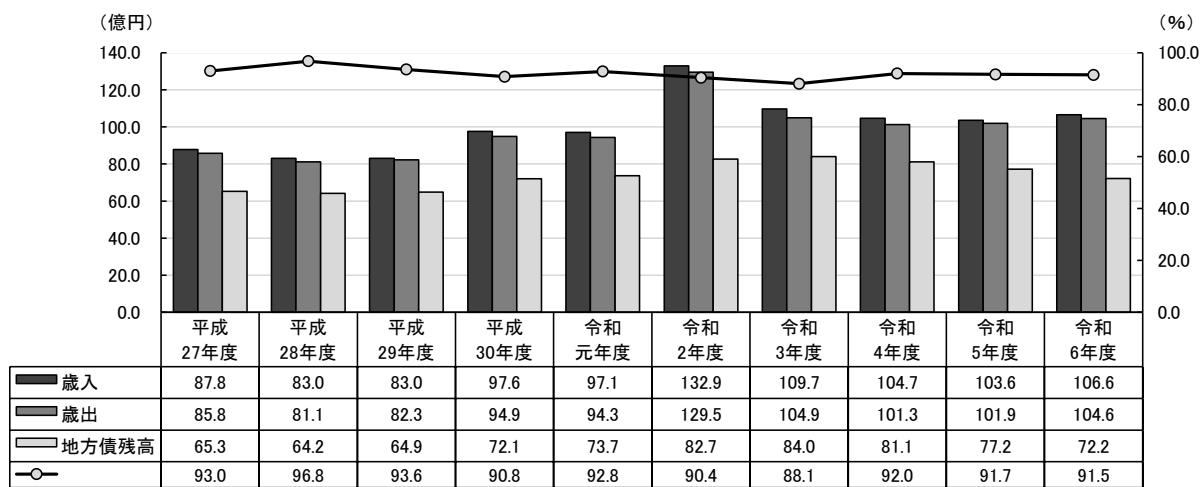


図1-18 歳入・歳出の推移(決算)

資料:総務省 財政状況資料集

第3項 住民意識の把握

1 住民意識調査の実施

町民のまちづくりに対する意向を把握し、計画に反映することを目的としてアンケート調査を実施しました。調査結果の概要は次のとおりです。

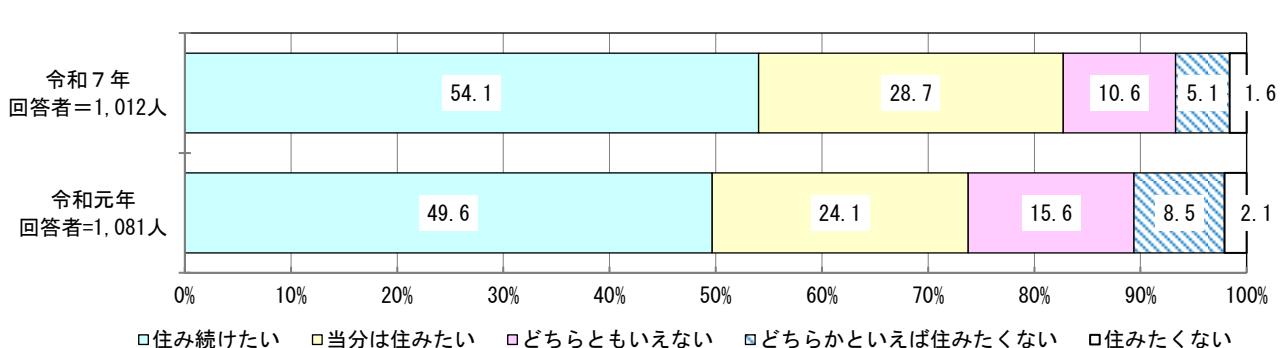
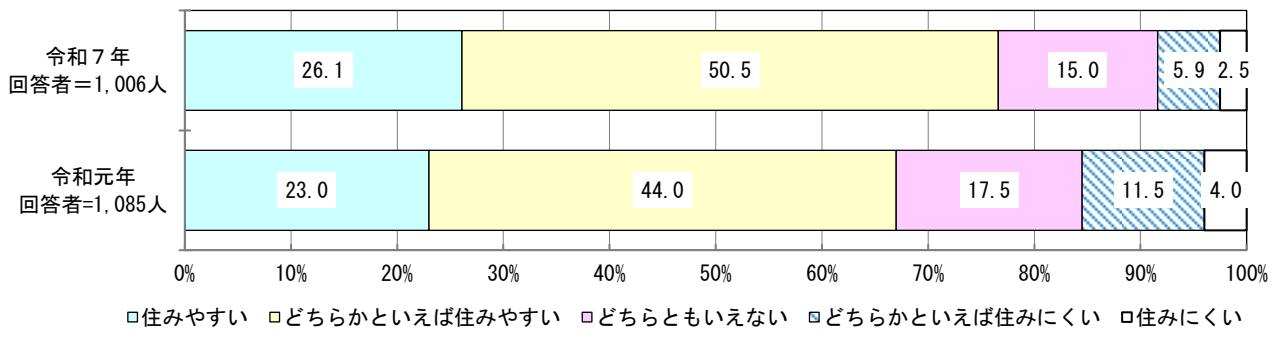
表1-1 住民意識調査概要

調査対象者	無作為に抽出した18歳以上の熊野町住民2,500人
調査方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査方法
調査期間	令和7年6月27日～7月11日
配布・回収状況	配布数 2,500件 回収数 1,029件 回収率 41.2%

①住みやすい・住み続けたいと思う町民が多い

熊野町の住みやすさについては、住みやすいと答えた人は前回調査では67.0%となっていましたが、今回の調査では76.6%となっており、前回調査と比べても住みやすいと答えた人の割合は高くなっています。

定住意向では、住み続けたい、当分は住みたいと答えた人は8割以上となっており、前回調査と比べても住み続けたい、当分は住みたいと答えた人の割合は高くなっています。



②安心・安全な暮らしに対する意識は高い

平成30年7月豪雨では、本町においても多大な被害があり、災害対策や防災に対する意識啓発などに力を入れてきました。その結果、「避難喚起・避難所誘導体制」「地震・風水害などの防災・減災対策」「防災教育などの取組」など防災関連の施策は前回調査と比べて満足度が高くなっています。一方で、重要度も引き続き高いことから今後も町民の身体や生命、財産を守るため、安心・安全のための取組を充実していくことが必要です。

③公共交通の充実、道路整備は引き続いての課題

「道路の整備」と「路線バスの利便性」は、前回調査から引き続き満足度が低く、重要度が高い項目となっています（「道路の整備」満足度：27.0%、重要度：77.3%。「路線バスの利便性」満足度：15.4%、重要度：73.6%）。都市基盤や生活環境などの分野では「狭い道路の解消、歩道の整備など、安全に通行できる道路の整備」「バス等移動交通手段の確保」などが求められています。熊野道路や東広島呉自動車道の整備など主要道路は整備されていますが、町道においては狭隘な道路も多く、こどもや高齢者にとって安全な道路を整備していく必要があります。

また、路線バスにおいては、高齢者の町内での移動手段の確保と、通勤・通学、通院、娯楽など町外との交流の移動手段としての活用があり、それぞれの用途に応じた利用しやすい公共交通の充実が求められています。

④産業活動や空き家・荒地対策の関心が低い

産業活動では、「雇用促進」や「企業誘致」「空き家・荒地対策」などは満足度が低く、重要度も低くなっています。本町は広島市、呉市、東広島市などのベッドタウンとして発展しており、通勤しやすい環境も影響しているものと考えられます。一方で、「商業施設の充実」は前回調査と比べて満足度が大きく上がっており、近年商業モールが進出したことも影響していると考えられます。

⑤伝統文化のさらなる活用が必要

熊野筆をはじめとする地域ブランド力や、伝統文化の振興については、前回調査時同様に満足度は高い状況ですが、その重要性を意識している人は比較的少なくなっています。

世界的なブランドであり、本町の最大の特徴である熊野筆ですが、調査結果に満足せず、引き続き、熊野筆を活用した振興策や、伝統の継承を進めていくことが必要です。今後も地域活動の意識醸成とともに、本町の特色ある活動につなげていくことが望されます。



図1-21 町の基本施策に関する満足度

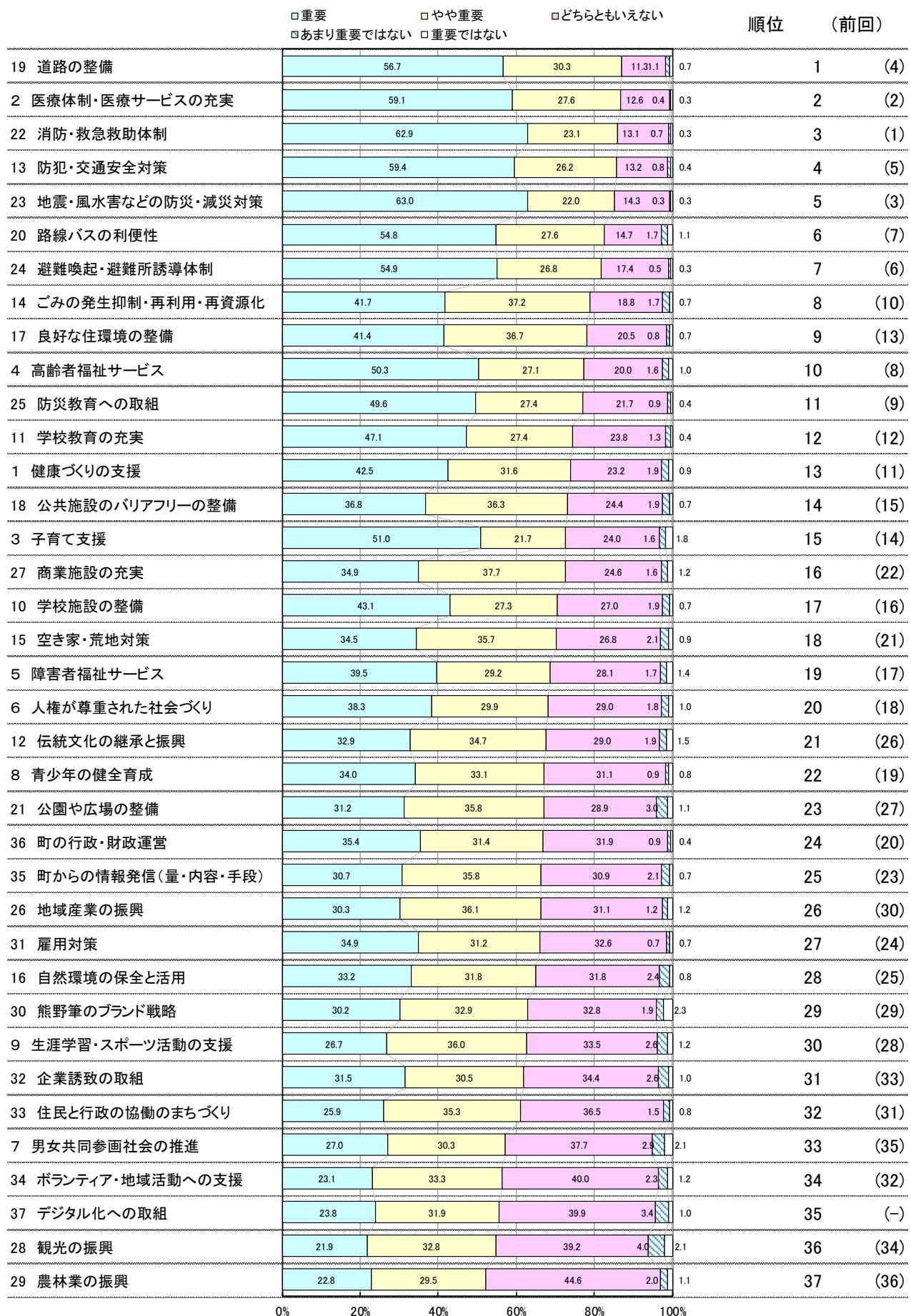


図1-22 町の基本施策に関する重要度

⑥地域活動やボランティア活動への参加意向は低い

地域活動やボランティア活動、協働のまちづくりへの参加については、「参加したくない」の割合が前回調査と比べて高くなっています。地域活動や協働のまちづくりに参加しやすくなるために必要なことでは、「参加する時間の確保」「一緒に活動する仲間の確保」が求められています。

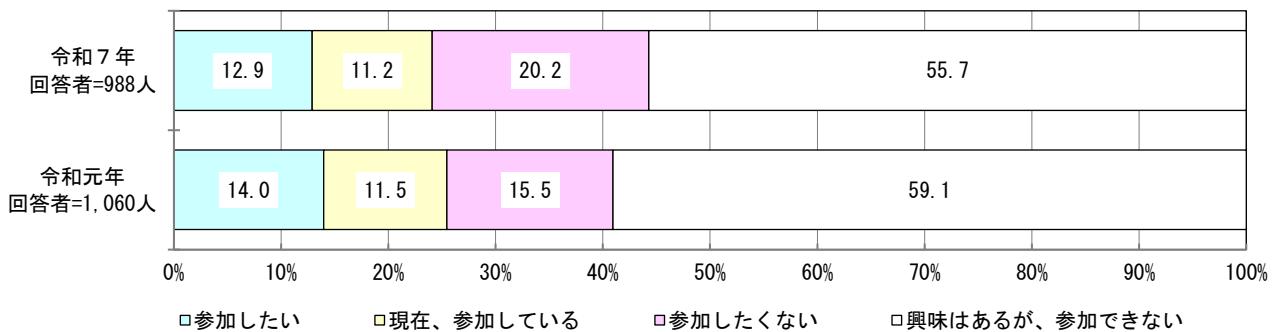


図1-23 地域活動やボランティア活動、協働のまちづくりへの参加意向

⑦行政サービスのデジタル化への意識の高まり

自治体における各種デジタル技術の導入など、行政サービスのデジタル化については、徐々に取り組むべきが約4割、積極的に取り組むべきが約3割となっています。デジタル化の取組について力を入れるべき点では、「いつでもどこでも届出や申請ができる（オンライン申請）」「窓口での手続時に申請書などを書かなくて良い（書かない窓口）」「災害や事故などの発生時に被害や状況等の情報共有ができる（情報共有）」が上位意見として挙げられています。

単数回答 回答者=994人

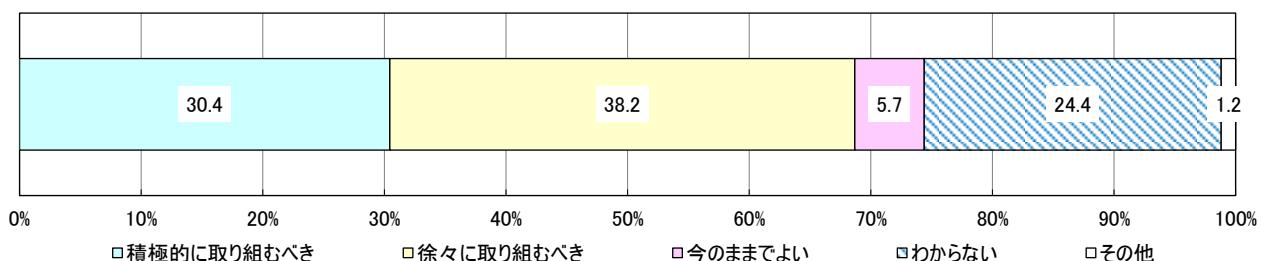


図1-24 行政サービスのデジタル化を推進するための取組について、どのようにお考えですか（上位5項目）

複数回答 回答者=915人

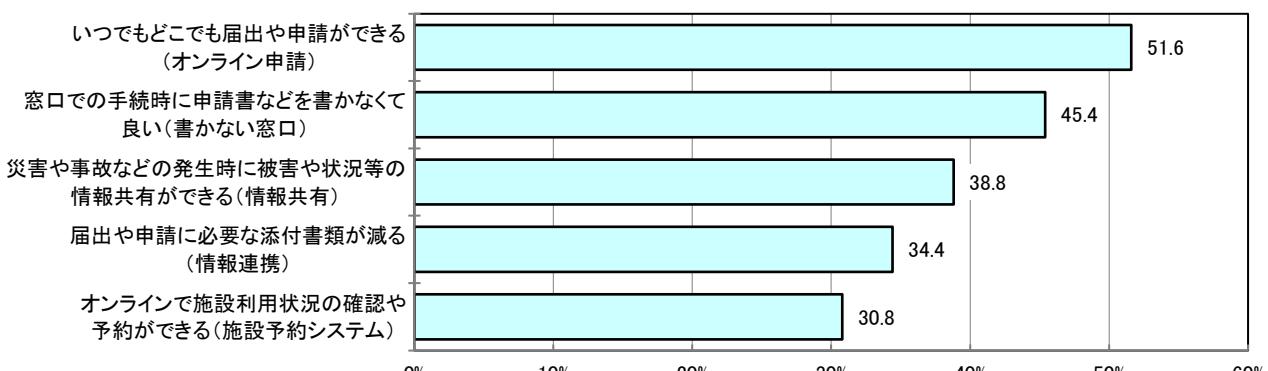


図1-25 熊野町が行うデジタル化の取組について、今後どのような点に力を入れていくべきだと思いますか

⑧行政サービスへの関心の高さと満足度の低さ

熊野町で実施している基本施策・行政サービスへの関心度では、関心があると答えた人は約7割となっています。一方、満足度では、満足していると答えた人は約35%にとどまっており、大半がどちらともいえないと答えています。

行政運営で力を入れるべき点では、「健全な財政運営」「住民ニーズの定期的把握と施策への反映」「住民と行政の協働のまちづくり」が上位に挙げられています。

単数回答 回答者=992人

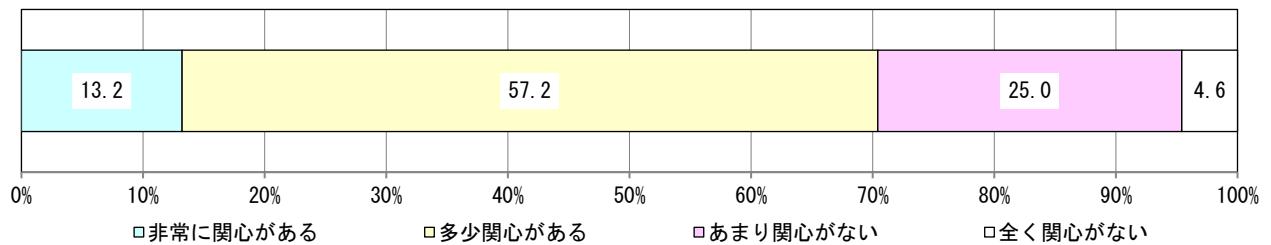


図1-26 熊野町で実施している基本施策・行政サービスの関心度

単数回答 回答者=998人

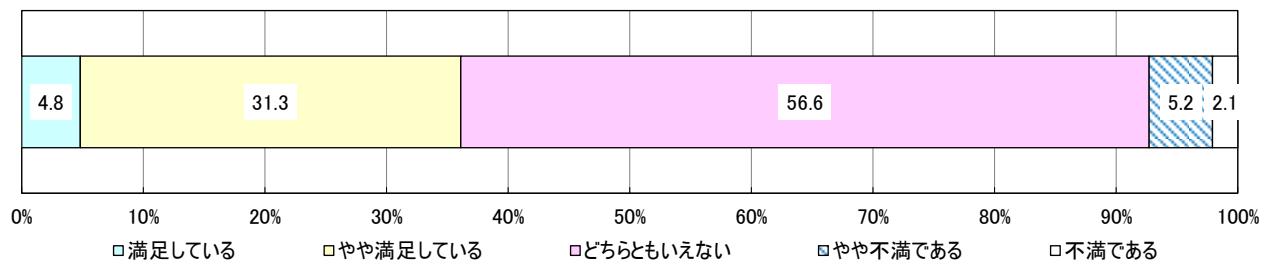


図1-27 熊野町で実施している基本施策・行政サービスの満足度

複数回答 回答者=938人

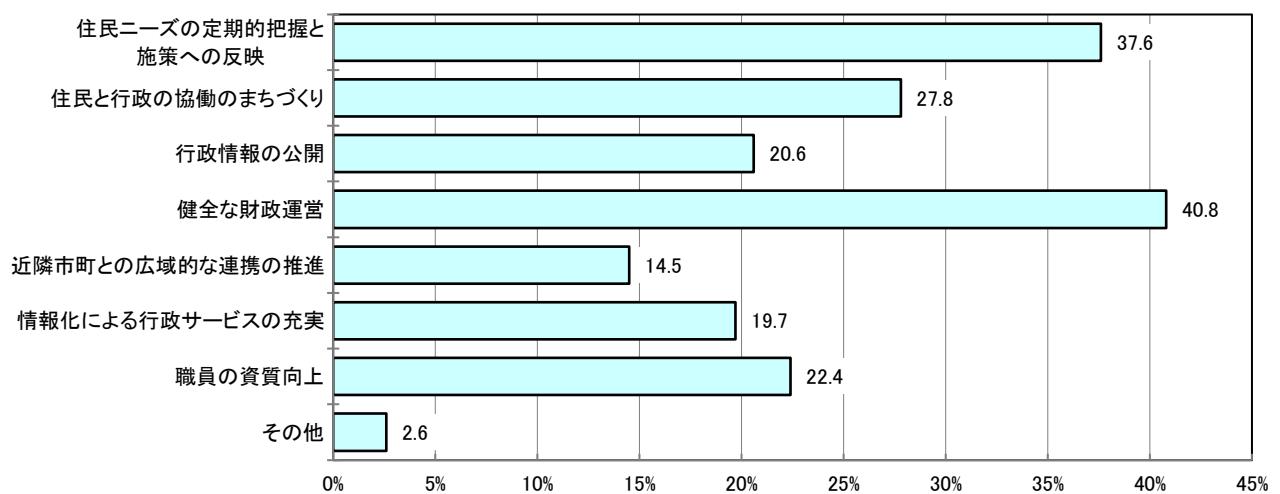


図1-28 行政運営で今後力を入れていくべきこと

第4項 前期基本計画の進捗と課題

後期基本計画の策定にあたって、前期基本計画の基本目標ごとに、これまでの効果検証により得られた進捗と課題を記載しています。この課題を後期基本計画における課題分析、具体的な施策の検討につなげます。

基本目標1 「誰もが元気で健やかに暮らせるまち」の総括

地域福祉の推進

○進捗

熊野町地域福祉計画に基づいて、住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく暮らし続けられるよう民生委員・児童委員の活動支援や地域見守りネットワークの構築、住民組織と連携した通いの場の創設支援に取り組みました。

●課題

今後も、地域共生社会に向けて、地域づくり活動の啓発等の実施に取り組む必要があります。

子育て支援

○進捗

くまの・こども夢プラザにこども家庭センターを設置し、妊娠期から出産、子育て期において切れ目なく支援ができるよう体制を整備し、各種健診の受診率向上のため各保育園との連携や周知に努めています。

●課題

今後も、安心して妊娠、出産、育児ができるよう取り組みます。また、待機児童の解消を図るため、保育需要に対応するための保育所等の整備に対して支援を行い、利用定員数の拡大を図ります。

高齢者福祉の推進 障害者福祉の推進 健康づくりと地域医療体制の充実

○進捗

認知症の高齢者が地域で安全に暮らせるよう、認知症サポーターの養成や認知症カフェの支援、シルバーリハビリ体操指導士の養成、介護予防の普及啓発に取り組みました。

公共施設へのオストメイト対応トイレの設置や町広報による障害者差別解消法の啓発などにより障害者が暮らしやすい社会の確立に取り組みました。

ボランティアポイント事業の実施や特定健診、がん検診の医療機関受診の体制整備、予防接種の接種勧奨、歯周疾患検診の充実に取り組みました。

●課題

今後も、医療や福祉サービスの充実を図り、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けたまちづくりを進めます。また、そのために通いの場やボランティア育成などの地域づくりを福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図る必要があります。

基本目標2 「学ぶ力と豊かな心を育むまち」の総括

学校教育の推進

○進捗

幼保小中高連携教育を推進するとともに、探究的な学習と道徳教育を柱とした授業改善の取組による教員の指導力向上、ICTの活用等による児童生徒一人ひとりの理解度に応じた教育体制の充実、コミュニティ・スクールの活用による各学校の特色や地域性を生かした取組の推進、学校給食の食缶方式の全員喫食制への移行による食育の充実に取り組みました。

●課題

今後も、コミュニティ・スクールの活用による地域と連携した学校づくりを推進するとともに、新たな時代に対応した教育体制の充実として、ICTの更なる活用や環境整備による授業改善や教職員の働き方改革に取り組む必要があります。

生涯学習の振興

○進捗

広島県の「広島版学びから始まる地域づくりプロジェクト事業」を活用するなど、住民の主体的な活動や団体・グループの育成支援、相互連携の促進を図るとともに、多様で専門性の高い学習機会の提供など魅力ある教室・講座の充実や活動場所の確保に努めました。「くまどく事業」では、幼稚園や保育所、小中学校における読書活動の推進に継続して取り組んでいるものの、指標を見直した影響等から「くまどく達成率」は目標値から乖離した状態となっています。

●課題

今後も、広島県の指定事業に係る取組を発展させ、地域住民の主体的な活動を促進することで、地域のつながりを深める取組を推進する必要があります。また、「熊野町子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、「くまどく事業」の新たな取組を中心として、発達段階に応じた読書活動の更なる充実に取り組む必要があります。

文化・芸術の振興

○進捗

町民文化祭を中心とした各種イベントの実施により文化芸術の向上に取り組みました。また、令和6年に開館30周年を迎えた筆の里工房では著名な作家や日本文化の企画展を開催し、町民が高度な文化芸術に触れる機会を創出しました。

●課題

まちの活性化や移住・定住を促進する面でも文化芸術を核としたブランド力の向上は重要であることから、多方面で活躍できる地域人材を官民一体となって育成・確保する仕組みを構築するなど、本町の強みを生かした文化芸術のまちづくりを一層推進する必要があります。

スポーツの振興

○進捗

住民が地域において生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、NPO法人熊野健康スポーツ振興会と連携して多彩なスポーツ活動の実施や活動機会の充実に取り組みました。

●課題

今後は、魅力あるコンテンツの開発などによりグループ活動や主催事業の新規参加者の増加に努めること等により、町民のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。また、「熊野町スポーツ推進計画」に基づき、関係団体等が一体となった連携・協力をを行い、町民の誰もがスポーツ

を楽しみ、親しめる環境づくりに努めます。

人権が尊重された社会づくり

○進捗

人権に関する講演会や町内小学校において人権の花運動を実施するとともに、広報等による啓発活動に取り組みました。また、「熊野町特定事業主行動計画」に基づき、町職員が働きやすい環境の整備に努めました。

青少年健全育成

○進捗

青少年健全育成においては、小学生向け夏休み講座や土曜くまのっ子教室を実施するとともに、スポーツ少年団の活動支援に取り組みました。

地域間交流・多文化共生・国際理解の推進

○進捗

地域間交流・多文化共生・国際理解の推進においては、ALTと連携した国際交流イベントや多世代交流イベントを実施するとともに、広域連携による外国人相談窓口の共同設置・運営に取り組みました。

●課題

今後は、引き続き人権尊重や人権思想の普及、男女共同参画の意識醸成や青少年の社会参加等の促進に努めるとともに、世代や文化、言語が異なる中でも多様な価値観についての意識と理解を高める施策に取り組むことで、ともに支えあう地域社会の形成を推進します。

基本目標3 「活力と魅力に満ちた元気なまち」の総括

移住・定住の推進 観光の振興

○進捗

移住促進イベントへの出展や「住むならくまの」応援事業による助成金の交付に取り組みました。

商工会や熊野筆事業協同組合と連携して、熊野筆を中心とした筆の里工房の魅力向上と情報発信に努め、新たな連携協定の締結、公式SNSを活用した情報発信、ふるさと納税による町のPRに取り組みました。

●課題

今後は、定住促進イベントや観光イベントについては、周知方法をより充実させる必要があります。また、コロナ禍での中断による担い手の減少やノウハウの継承が課題となっているため、新たな担い手の育成に取り組みます。

さらに、三重県熊野市と本町の特徴を生かしたコラボ商品の開発や、付加価値を付けた返礼品の質向上、ポータルサイトの追加等を含めた事務負担の軽減を図ることにより、ふるさと納税を通じた町内事業者の販路拡大や町のPRに係る取組に引き続き努めます。

商工業の振興 雇用の促進 熊野筆ブランドの充実

○進捗

物価高騰における消費喚起・生活支援のために地域経済対策クーポンの発行や事業者支援に取り組みました。

商工会による雇用者確保のための就職ガイダンスの実施周知や創業支援相談受付などに取り組みました。

需要開拓や新たな商品開発の支援、熊野筆の製造技術の広島県無形民俗文化財指定などに取り組みました。

●課題

今後も、官民一体となって町の活性化を図るため、多方面で地域人材が活躍できる仕組みを検討し、既存產品や地域の特性を生かした産業の育成や就業機会の創出に取り組みます。また、筆技術の伝承、伝統工芸土の後継者育成のため、熊野筆事業協同組合や地元大学と連携し、産業構造上の課題や進むべき方向性について研究・共有に努めます。

基本目標4 「安心・安全で快適に暮らせるまち」の総括

防災・減災対策の強化

○進捗

避難情報や緊急情報の伝達手段の拡充、防災ハザードマップの更新、出前講座の実施、西・中央・東の各防災交流センターの整備に取り組みました。

●課題

今後も、自主防災組織については、引き続き、訓練等の活動や組織の立ち上げに対して支援を行います。

砂防・治山・治水の推進

○進捗

平成30年7月豪雨に関する施設整備を完了し、河川の浚渫による治水機能の向上やため池ハザードマップの整備に取り組みました。

●課題

今後も、引き続き広島県と連携し、自然災害対策の充実を図るとともに、国や県の新たな制度の活用やコスト縮減に取り組みます。

消防・救急体制の充実

○進捗

火災予防運動の実施や消防団の安全装備品の整備に取り組みました。

●課題

今後は、各分団の消防資機材(消防積載車、小型動力ポンプ)については、適切に更新を行い、消防団員が活動しやすい体制作りや組織強化を目的とした教育研修や訓練等を引き続き実施していきます。

道路交通網の整備・充実

○進捗

町道の改良や道路の損傷への対応、安全・安心な通学路の確保、生活福祉交通「おでかけ号」の運行に取り組みました。

●課題

今後も、国の新たな制度の活用やコスト縮減を図ることにより引き続き道路交通網の整備・充

実を図ります。また、おでかけ号の利用者増加施策について熊野町地域公共交通活性化協議会等で検討します。

生活インフラの整備

○進捗

上水道は広島県水道広域連合企業団に移行し、下水道については施設の適正な維持管理に取り組みました。

●課題

今後も、安心・安全な水の安定供給について、同企業団と連携・協力をていきます。また、下水道施設の適正な維持管理を行うとともに、社会情勢や人口減少等を踏まえ計画的な維持修繕に努めます。

防犯・交通安全対策の推進

○進捗

防犯灯や防犯カメラの設置補助、交通安全運動の実施による交通ルール・交通マナーの向上に取り組みました。

●課題

今後も、交通安全の普及啓発について、警察や地域団体等との連携による取組みや町HP等の広報媒体を活用し、交通事故件数の減少や「交通死亡事故ゼロ」に取り組みます。

消費者の保護と意識啓発

○進捗

消費生活相談員による窓口相談を継続的に設置し、消費者トラブルの防止等に務めました。

●課題

今後も、巧妙化する特殊詐欺犯罪は増加しているため、引き続き消費生活相談窓口を開設し、消費者トラブルの未然防止や、問題解決を行います。

基本目標5 「人と自然が調和する美しいまち」の総括

土地利用と都市計画の推進

○進捗

都市計画マスタープランに基づく計画的な土地誘導やバイパス整備の促進、立地適正化計画に基づく施策に取り組みました。

●課題

今後も、都市計画マスタープランや立地適正化計画における各施策を推進するため、町民や関係機関との協議・意見を踏まえながら、各施策や事業の具体的な検討を進め、土地利用と都市計画の推進を図ります。

公園・緑地の整備・保全

○進捗

住民一人当たりの公園面積の拡大を推進しました。また、自然環境の保全においては、森づくりボランティア団体の支援や町における再生エネルギーの活用に取り組み、美しい景観の形成においては、地域団体への補助により公園の維持管理を促進しました。

●課題

今後は、森づくりの重要性を感じることのできる取り組みを行うとともに、ボランティア団体のモチベーション向上に繋がる支援をする必要があります。

循環型社会の形成

○進捗

ごみの減量化や再資源化の促進、ごみの分別に関する広報の実施、公害防止対策などに取り組みました。

●課題

今後も、定期的な広報活動により住民の意識啓発を行い、引き続き、ごみ排出量の削減を図ります。

農地の維持

○進捗

農業用施設の維持管理や水稻・野菜づくりの勉強会の開催、農業祭の実施などに取り組みました。

●課題

今後も、老朽化した農業用施設の改修等を行い、農地の保全に努めるとともに、ひろしま農業協同組合と連携するほか、販売農家が活用できる補助金の周知を行うなど、耕作意欲の向上に繋がる取組を行います。

基本目標6 「自立と協働 みんなで創る持続可能なまち」の総括

町民参画の推進

○進捗

まちづくり活動団体の活動支援、地域懇談会の実施、各種計画策定におけるパブリックコメントの実施などに取り組みました。

●課題

今後も、協働によるまちづくりに対する職員の意識醸成を図ることや、自治会活動等の円滑な推進のための補助制度を構築することにより、住民自治活動の支援に取り組みます。

効率的・効果的な行財政運営の実施

○進捗

健全な財政運営に努め、職員の意識醸成や適切な人員配置に取り組みました。

●課題

今後も、限られた職員数の中で、適正な人員配置や業務評価による職員一人一人の意識向上を図るとともに、実施計画や財政推計を毎年度見直すことにより、適切な予算執行を徹底します。

スマート自治体への体制整備

○進捗

住民に対しては行政手続きのオンライン化や「書かない窓口」の導入、職員に対してはテレワークやペーパーレスの促進に努め、DXを推進しました。

●課題

今後も、研修実施等により職員への意識改革をもたらし、整備した庁内環境やデジタルツールを最大限に利活用することで業務改革を図り、業務効率化と住民の利便性向上を目指します。

広域連携の推進

○進捗

事務の委託や共同処理の円滑な運営、連携中枢都市圏に係る圏域市町との連携強化、友好都市との交流による町のPRや認知度の向上に取り組みました。

●課題

今後も、事務の共同処理などにより、住民サービスの維持・向上や体制の充実・強化を図ります。また、連携中枢都市圏や県からの権限移譲において真に町民の利便性向上や事務の効率化につながる取組を推進します。

● 住民の意見及び前期基本計画の効果検証

住民意識調査の結果及び前期基本計画の効果検証の結果については、まちづくりの分野ごとにまとめ、課題の整理や施策の検討に生かすなど、本計画の内容に反映しています。



図1-29 前期基本計画の効果検証と課題まとめ

第5項 熊野町の課題と解決の方向性

課題1 将来を担う人材の育成・確保

本町においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化による、人口減少が進行しています。これに伴い、高齢者の医療・福祉を担う人材の確保が問題となっているほか、地域経済の縮小も進行しており、地元産業の担い手不足や消費の低迷が課題となっています。特に、町の基幹産業である熊野筆の製造業においても、後継者不足が顕著であり、技術継承や事業承継が急務です。本町では、移住・定住促進や創業支援、地域資源を活用した産業振興策を展開していますが、持続可能な地域経済の構築には、若者や子育て世代が安心して暮らせる環境整備と、地域内での雇用創出、地域産業に関心をもつ教育環境が不可欠です。

課題2 子育て世代に選ばれるまちづくり

子育て世代の定住促進は、人口減少対策において最も重要な施策です。保育士の確保や相談支援体制の充実を進めるとともに、子育て世代向けの住宅取得支援や移住者へのサポート体制の強化を図っています。また、地域での子育て支援ネットワークの構築や、子育てに関する情報発信の充実も求められており、安心して子育てができる環境を整えることで、女性や若年層の定住を促し、地域の活力を維持することが必要です。

さらに、熊野町で育ったことが熊野町に誇りを持つようなふるさと教育を実践することにより、将来の本町の持続可能性を高めるとともに、進学や就職に優位に働くよう都市部と変わらない教育環境を整えることにより、子育て世代への魅力のアピールに努める必要があります。

課題3 高齢化への対応と福祉の充実

団塊世代が後期高齢者となり、熊野町でも高齢化率の上昇に伴う福祉ニーズの増加が顕著です。特に、介護サービスの需要増加や医療との連携体制の充実が急務です。本町では、地域包括ケアシステムの構築を進めており、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを目指しています。また、高齢者の社会参加を促す取組や、認知症支援体制の強化も重要な課題です。近年では、介護給付の増加が現実のものとなっており、介護保険の持続可能性を高めるための介護職の待遇改善のほか、高齢者の介護予防、認知症予防の充実と参加促進が重要です。

課題4 防災・減災対策の強化

近年、全国的に自然災害が激甚化する中で、本町においても平成30年の豪雨災害からの復興が進められてきました。最低限必要な復旧作業はほぼ完了しましたが、今後も防災・減災対策の継続的な強化が求められています。特に、防災関連のインフラの強靭化や避難体制の整備が急務となっており、災害後に整備された3か所の防災交流センターの利活用や、町民の防災意識の向上を進める必要があります。

本町では、ハザードマップの更新や避難所のバリアフリー化、自主防災組織の育成などを進めていますが、防災教育や情報伝達手段の多様化も重要です。災害時に迅速かつ的確な対応ができる体制を整えることで、町民の安全・安心を確保し、災害に強いまちづくりを実現する必要があります。

課題5 公共交通の維持に向けた多様な対策の推進

本町では、既存の路線バスと町独自の福祉交通を組み合わせて、公共交通の維持・確保を図っています。民間の路線バスにおいて、町内の移動と広島市などへの広域交通を確保するとともに、生活福祉交通「おでかけ号」により、路線バスの運行が困難な町内3地域の交通空白地域における住民の移動手段の確保を図ることにより、地域の移動を維持するよう、熊野町地域公共交通活性化協議会において連携や計画を進めています。

一方で、バス運転士の高齢化や新たな人材の確保が難しいことや、市外への通勤・通学者の多くが自家用車を利用している現状があります。

路線バスの採算性を高め、路線の維持を図るためにも、町民の利用促進や利便性の向上に努めるとともに、将来の人材不足を見越して、デマンドタクシーやライドシェアなどの多様な地域交通の研究、導入を図るほか、自動運転・無人運転などの技術を取り入れるための仕組みの整備などに取り組む必要があります。

課題6 地域ブランドの確立と歴史・文化・芸術・観光の融合

本町は「筆の都」として知られ、熊野筆は国際的にも高い評価を受けています。この地域ブランドを活かした観光振興は、交流人口の拡大と地域経済の活性化に直結する重要な施策です。しかし、観光資源の情報発信力や受入体制の整備には課題が残っています。本町では、「筆の里工房」周辺の観光拠点の整備や体験型観光の推進、「筆」のかかわる歴史と文化、芸術が融合したプロモーションの強化を進めています。地域資源の魅力を町内外に発信し、関係人口の創出につなげることで、地域の活力を高めるとともに、歴史・文化・芸術・観光の融合した地域ブランドの活用を目指していく必要があります。

課題7 DX・GXの推進

本町では、行政の効率化と住民サービスの向上を目的に、DX(デジタルトランスフォーメーション)を取り入れたスマート自治体の確立を進めています。また、GX(グリーントランスフォーメーション)の推進を図り、環境にやさしいまちづくりを進めていくことが求められています。

デジタル技術の活用については、基幹業務システムの標準化・共通化や、オンライン手続きの導入を進めています。また、地域課題の解決に向けて、情報共有やデータ分析の体制整備も重要となっています。そのため、町民のデジタルリテラシー向上や、高齢者への支援体制の構築も課題となっており、誰もが取り残されないデジタル社会の実現を目指します。

また、環境対策についてはごみ処理や地球温暖化対策に主体的に取り組んでいます。ごみの減量化・資源化のため、分別回収やリサイクルを推進しており、温室効果ガス排出量の削減を目指し、公共施設の省エネルギー化、カーボンニュートラルなどを進めています。今後も里山の保全や生物多様性の確保、中心市街地における緑地整備をはじめ、町内の経済活動におけるGXを推進し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

課題8 住民参画と協働の地域づくり

持続可能なまちづくりには、行政だけでなく住民の主体的な参画が不可欠です。本町では、地域活動への参加促進や、町民と行政の協働による課題解決を目指しています。しかし、地域活動の担い手不足や、若年層の参加率の低さが課題です。

現在、地域コミュニティの活性化や地域活動の支援、ふるさと教育など、シビックプライド（地域への誇りと愛着）の醸成を図る取組を進めており、地域住民が自らのまちに関心を持ち、ともに未来を築く意識を高めることで、地域参加の機運が向上し、地域力の向上と持続可能なまちづくりを、町民とともに進めていくことが重要です。

第2章 基本構想

第1節 目指すまちの姿

第1項 将来像

ひと まち 育む 筆の都 熊野

～なんかいい ちょうどいい そう想えるまちを目指して～

まちの主役は、ここに暮らすひと、ここで働くひと、ここで育つひと、一人ひとりです。そんな、まちにかかわるすべてのひとが、まちを好きになり、協働でまちを盛り立ててくれる、そんな関係を育てることが、まちの未来の可能性につながります。

- 筆と筆文化が暮らしに根ざした文化芸術のまち
- 通勤・通学に困ることのない住まいの立地
- 日常の生活に困ることのない利便性
- 自然の中でのびのびと子育てできる環境
- 学ぶ力と豊かな心を育む教育

そんな、「なんかいい」「ちょうどいい」という想いをもっと深めるために、町民との共生による信頼と連携を基本に持続的なまちづくりを進めることで、「なんかいいことが多いまち」「私たちの暮らしにちょうどいいまち」を実現します。

そして、多彩な魅力のあるまちになるとともに、町民同士がつながり、周りの「まち」とつながり、世界の「ひと」とつながることで、さらなる「なんかいい」「ちょうどいい」そう想える「熊野」を目指します。



第2項 熊野町の人口ビジョン

国勢調査では、本町の人口は平成12年を境に減少に転じています。一方で、住民基本台帳人口で直近の状況をみると、令和2年以降から人口減少は緩やかなものとなっており、移住・定住者が増加してきました。令和5年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和17年には人口が18,718人と推計されていますが、令和2年の国勢調査をもとにしたものであり、その後の人口動向を加味することが必要と考えられています。

後期基本計画では、現在の人口減少の鈍化を維持・継続し、住みやすい環境づくりに計画的に取り組むことにより、令和12年の目標人口は引き続き21,000人とし、令和47年までに14,600人を上回る将来展望を目指すこととします。

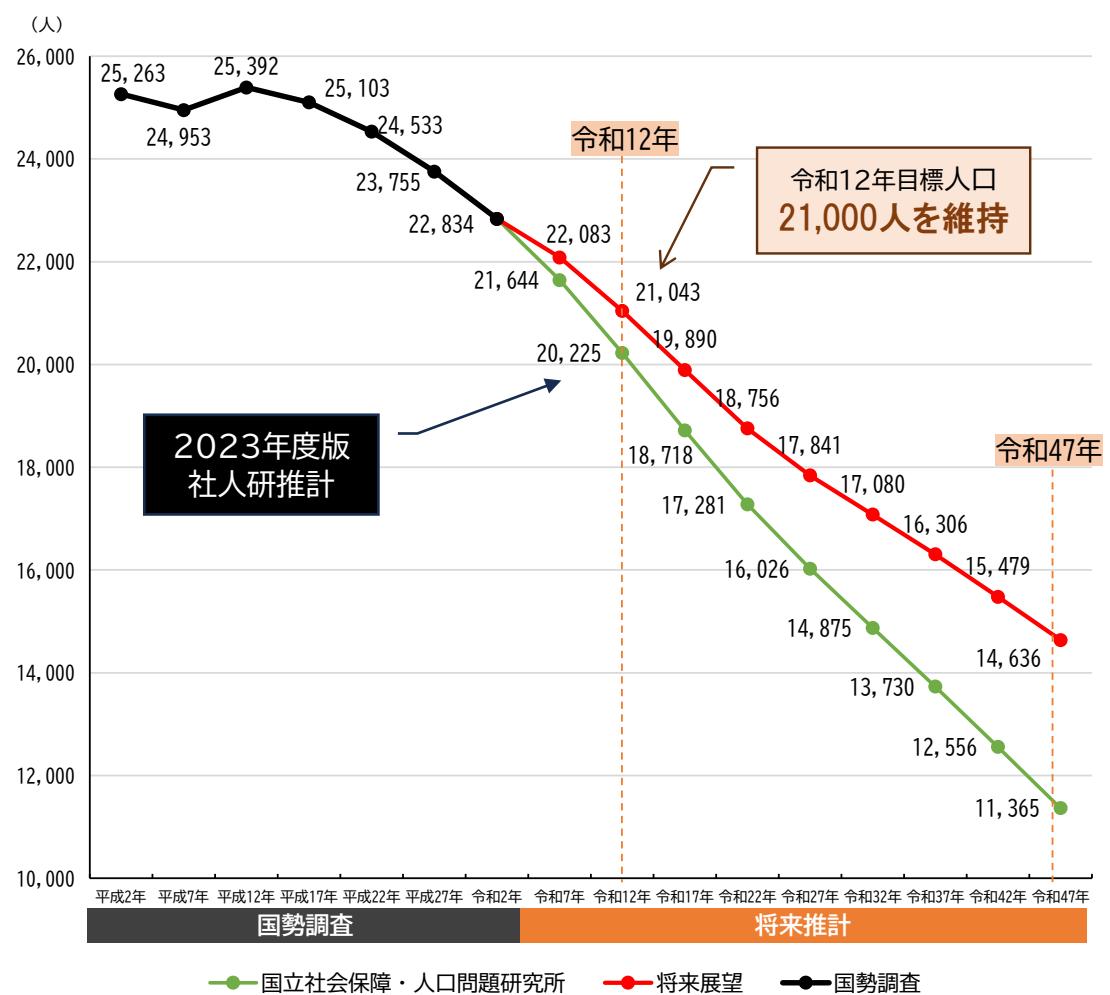


図2-1 将来人口目標

■将来展望を実現するための具体的な目標

表 2-1 人口動態の目標

	令和4年実績	令和7年	令和12年
合計特殊出生率	1.53 (国:1.26 広島県:1.40)	1.59	1.60
転入転出者数合計(5年間)	-155人	46人	-63人

※町の合計特殊出生率は「平成30年～令和4年人口動態保健所・市区町村別統計」の数値です。

●年齢別 転入転出者数の目標

各年齢別の転入転出者数の目標を定め、人口維持に向けた取組を実施することで、令和12年の目標人口21,000人を目指します。

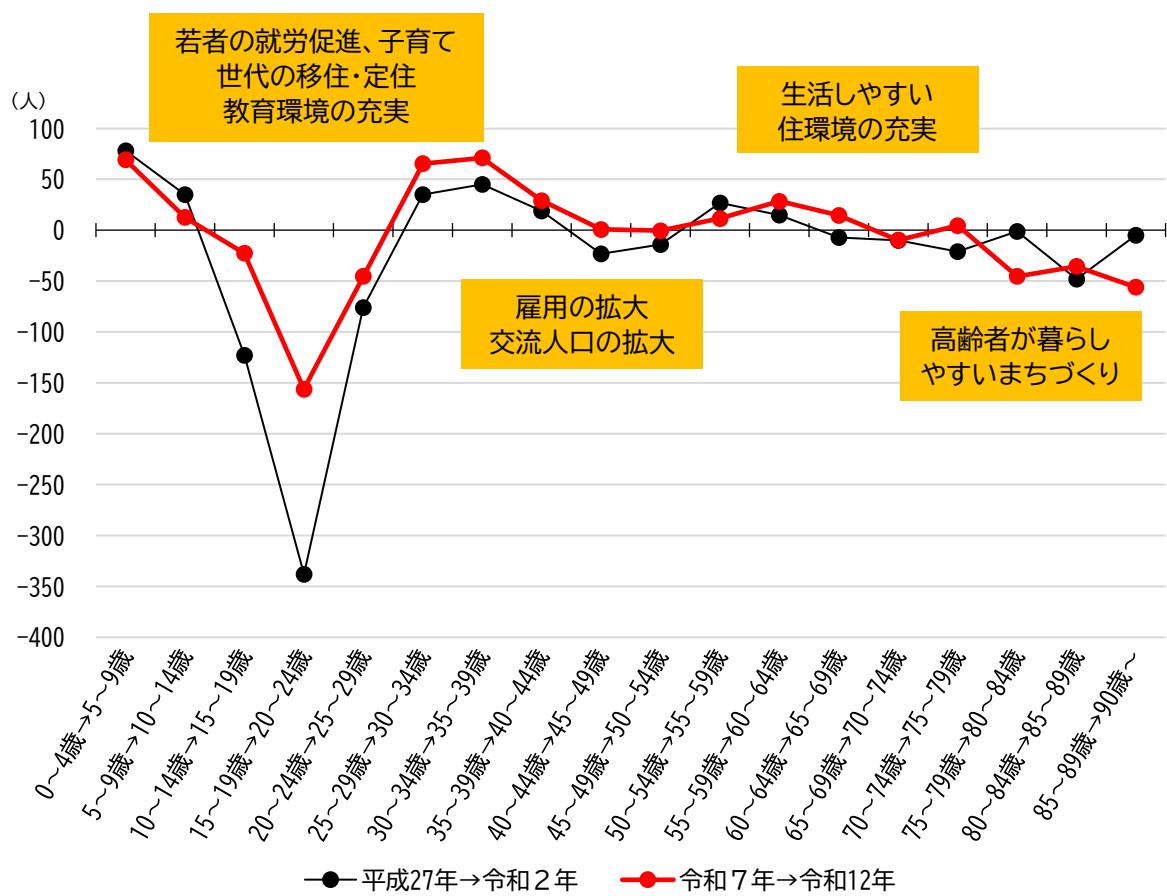


図2-2 社会動態の年齢別目標

第3項 土地利用の方向

1 土地利用の基本的な考え方

まちづくりの基盤となる土地利用については、長期的な視点に立って、自然と都市が共生する土地利用を基本に、地域の特性を生かしつつ、総合的かつ計画的に行います。

●コンパクトかつ自然を生かした市街地形成

人口減少が見込まれる本町においては、無秩序な市街地の外延的拡大を防止し、コンパクトかつ自然を生かした市街地形成を図るため、今後の市街地への編入は、国内でのサプライチェーンの推進や既存工場移転用地問題等の産業振興の観点から、地域の実態に合わせ工業系用途を対象に検討します。

市街化調整区域においては、原則として市街化を抑制しますが、幹線道路沿道等の開発動向が活発な地区においては、一定のルールをもとに秩序ある土地利用を計画的に誘導します。

●地域の特性に応じた計画的な土地利用の推進

住宅地、商業地、工業地及び集落地など各地域の土地利用特性を基本に、町域内の計画的な土地利用の実現を図ります。

市街地については、防災上の改善を図るとともに、既存ストックを活用しつつ環境改善や効率的な土地利用を促進するための基盤整備、用途に応じた再構築を図り、個性的な市街地空間を形成するものとします。特に、中心市街地については、都市拠点としてふさわしいにぎわい空間の形成、中心市街地周辺については、家内工業(熊野筆)との共生を図る住宅地の形成や、計画的に整備された良好な居住環境の保護を図ります。

市街地周辺の農地は、地産地消のための土地資源として保全・活用し、農業集落と調和のとれた良好な田園環境の形成を推進します。

また、周辺の山林は自然緑地の保全に努めるとともにレクリエーションや自然に親しむ場としての活用を図ります。さらに、緑地や水辺空間の保全・活用を図る「水と緑のネットワーク」の形成を目指し、魅力ある公園の整備と河川や市街地後背地の自然緑地などとの有機的連携を図り、安らぎとうるおいのあるまちづくりを進めます。

2 ゾーンの構成

本町の地域構造は「西部地域・中央地域・東部地域」の3地域4区分に分類されます。また、市街地・集落と自然環境の共生を支えるため、都市的エリアと自然的エリアの棲み分けを保持し、「山なみゾーン」「田園集落ゾーン」「住工芸共生ゾーン」「住環境保全ゾーン」を設定し、それぞれの位置づけに応じた人口密度の維持や環境の保全・形成を図ります。

●山なみゾーン

地球環境への負荷を軽減できるように、環境を保全していくとともに、農業・観光業等の産業振興につなげるため、安芸アルプスをはじめとする山なみがつくるスカイラインの維持や、山林、農地等の資源の活用を図るエリアを「山なみゾーン」に位置づけます。

●田園集落ゾーン

市街地を取り囲む山林との緩衝としての役割を担う田畠・樹林地等の農地と、農家住宅等で形成される集落一帯を「田園集落ゾーン」に位置づけます。

●住工芸共生ゾーン

町の基幹産業である筆産業の育成と、良好な田園景観と調和した住宅地の保護・育成を図る地区を「住工芸共生ゾーン」に位置づけます。

●住環境保全ゾーン

主に団地が形成される地区など、専用住宅地としての良好な住環境の保護・育成を図る地区を「住環境保全ゾーン」に位置づけます。

3 拠点の設定

町民の日常生活を維持し、多様な都市活動を支えるため、重点的に整備や保全・機能維持を図っていく拠点として、以下の拠点を設定します。

●都市拠点：町役場を中心に商業地一帯

隣接市町との広域的な連携・補完関係の構築も考慮しながら、出来庭から萩原までの商業地・公共公益・観光・文化・医療・福祉等の都市機能を維持・集積し、町役場を中心に地域生活の利便性の向上を図る「都市拠点」として位置づけます。

●地域活動拠点：熊野団地周辺、深原地区公園周辺

身近な地域における日常生活と地域活動を支えるため、西部地域は、熊野西防災交流センター、くまの・こども夢プラザ、熊野西ふれあい館等の位置する熊野団地周辺を、東部地域は、熊野東防災交流センターから熊野東ふれあい館・深原地区公園周辺を、それぞれ地域コミュニティの核となる「地域活動拠点」として位置づけます。

●産業拠点：県道瀬野呂線バイパス沿線、深原地区、くまの産業団地

町の産業振興・雇用創出を促進するため、計画的な基盤整備を推進するとともに、周辺の豊かな自然環境との調和を図る地区として、県道瀬野呂線バイパス沿線や深原地区、くまの産業団地を「産業拠点」として位置づけます。

●みどり・文化の拠点：深原地区公園、筆の里工房周辺、町民グランド周辺、呂地ダム、都市緑地

人・文化・緑とのふれあいの場として整備・保全・維持・活用を図るため、深原地区公園、筆の里工房周辺地区、町民グランド周辺、呂地ダム周辺及び自然環境良好な都市緑地等を「みどり・文化の拠点」として位置づけます。



図2-3 地域構造図

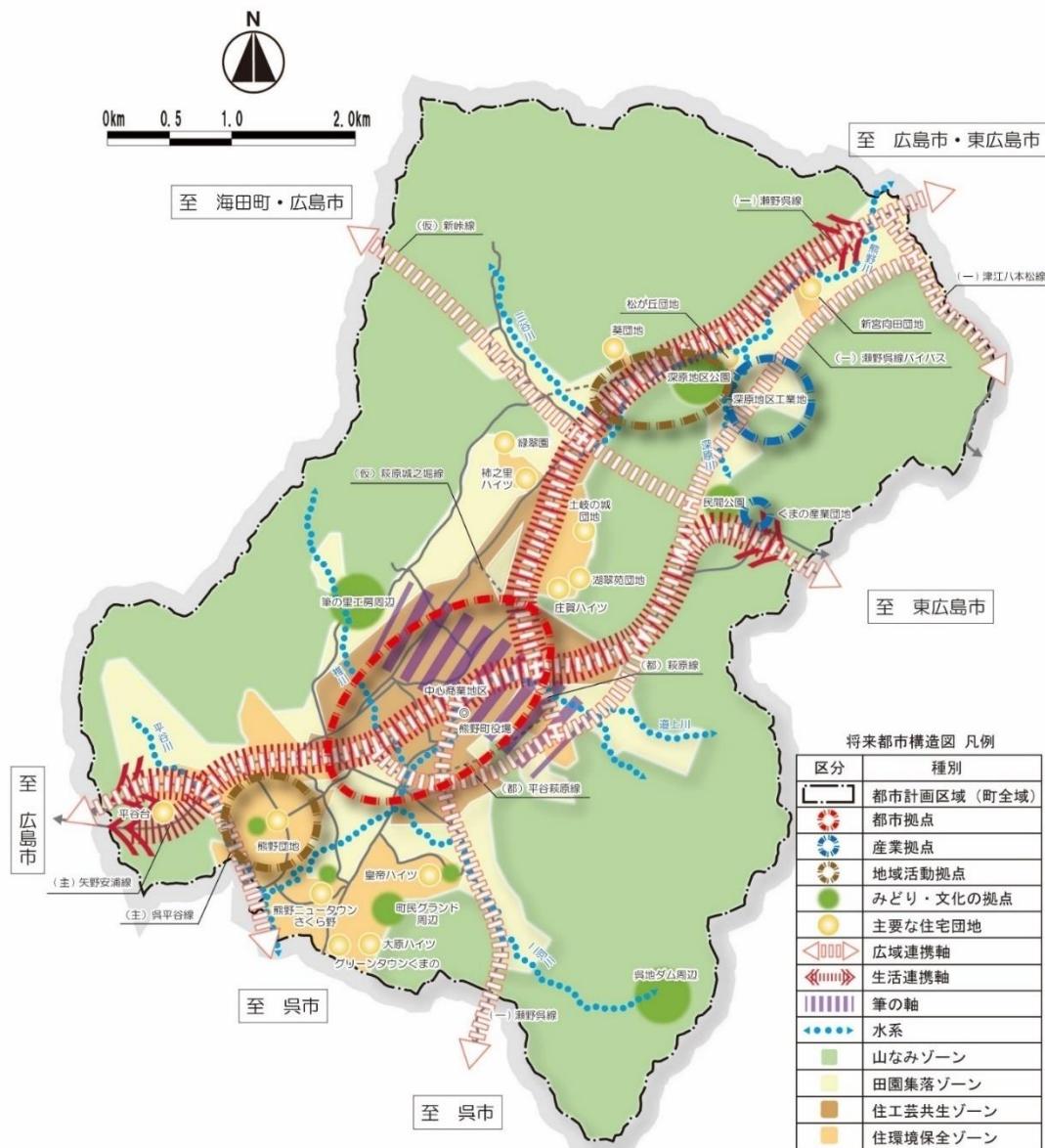


図2-4 将来都市構造図

第4項 将来像を実現するための基本目標

～共生によるまちづくり～

一人ひとりが「なんかいい」「ちょうどいい」を実感できるまちを目指して

基本目標1 誰もが元気で健やかに暮らせるまち

本町の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、健康づくりや医療体制の充実に努めます。

また、地域住民が相互に助けあい・支えあうことで、自分らしい暮らしを続けることができるよう地域福祉を推進するとともに、こどもを安心して生み育てることができる子育て支援体制、母子保健体制の充実、高齢者や障害者が安心して暮らすことのできる支援体制の充実など、誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

さらに、子育て支援や地域の医療・福祉事業の持続可能な人材確保や従事者の待遇改善に取り組むなど体制の確保に努めます。

【基本施策】

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1 地域福祉の推進 | 4 障害者福祉の推進 |
| 2 こども・若者支援の推進 | 5 健康づくりと地域医療体制の充実 |
| 3 高齢者福祉の推進 | 6 社会保障の安定 |

基本目標2 学ぶ力と豊かな心を育むまち

こどもたち一人ひとりが、主体性・創造性を持ち、それぞれの能力や個性を生かしながら、将来を担う人材となるよう、本町の文化や人材など、地域資源を活用した特色のある教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めます。学校教育においても「わかる授業」を目指し、教員の資質向上や連携強化などに努め、必要な学力・体力を身につけたこどもの育成に努めます。

また、性別や年齢にかかわらず、あらゆる人がいきいきと暮らしていけるよう、人権を尊重するための取組や、増加する外国人との共生についての取組など、青少年の育成、地域間交流・多文化共生を推進するための環境づくりを進めます。

さらに、生涯を通じて、学び続け、充実した生活を送ることができるよう学習機会を提供するとともに、伝統文化や芸術、スポーツ、地域活動にふれる機会を設け、楽しみ、親しめる環境づくりに努めます。また、熊野筆とそれに関連した個性豊かな文化を活かした魅力的なまちづくりを推進するため、文化芸術のまちづくりに取り組みます。

【基本施策】

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1 学校教育の推進 | 5 人権が尊重された社会づくり |
| 2 生涯学習の振興 | 6 青少年健全育成 |
| 3 文化芸術都市の創造 | 7 地域間交流・多文化共生・国際理解の推進 |
| 4 スポーツの振興 | |

基本目標3 活力と魅力に満ちた元気なまち

日本一の筆産地であるという誇りを持ち、筆づくりの技術や魅力、それにまつわる歴史・文化を日本はもとより、世界に向けて発信するなど、熊野筆ブランドの強化を図ります。地域の伝統産業や地域資源を生かすため、多方面で地域人材が活躍できる仕組みを検討し、産業の育成や就業機会の創出に取り組みます。また、筆組合や地元大学と連携し、産業構造上の課題や進むべき方向性について研究・共有に努めます。

地域産業の育成や雇用の確保のため、起業支援や企業誘致などに取り組むとともに、本町の文化や人材などの地域資源を有効活用し、広域的な連携も踏まえながら、観光・交流機能の充実を図り、活力と魅力に満ちた元気なまちづくりを進めます。

【基本施策】

- | | |
|------------|----------------------|
| 1 移住・定住の推進 | 4 雇用の促進 |
| 2 商工業の振興 | 5 地域資源の活用とプロモーションの推進 |
| 3 観光の振興 | |

基本目標4 安心・安全で快適に暮らせるまち

近年、頻発する大規模自然災害に対し、町民の身体や生命、財産を守るために、防災対策や減災対策に取り組むとともに、町民との協働のもと、自主防災組織の充実など、地域の実情に応じた地域防災力や防災機能の向上を図ります。

本町の人口と世帯数の動向を踏まえつつ、生活インフラの適切な維持管理を行うとともに、施設の適正配置や計画的な維持修繕に努めます。

また、防犯力や交通安全対策を強化し、犯罪や交通事故が発生しにくい環境づくりを進めます。

さらに、整備が進む幹線道路を中心とした道路網の整備を促進するとともに、熊野町地域公共交通活性化協議会等と連携して公共交通の維持・向上や交通サービスの充実を図るなど、安心・安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

【基本施策】

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 防災・減災対策の強化 | 5 生活インフラの整備 |
| 2 砂防・治山・治水の推進 | 6 防犯・交通安全対策の推進 |
| 3 消防・救急体制の充実 | 7 消費者の保護と意識啓発 |
| 4 道路交通網の整備・充実 | |

基本目標5 人と自然が調和する美しいまち

土地利用と都市計画のバランスのとれた活用を進め、本町の住宅、商業用地の確保、及び農業用地等の適切な管理、運用を図ります。

また、身近に自然が広がるまちとして、自然環境・景観の保全に努めるとともに、豊かな緑に恵まれた環境づくりを進め、豊かな環境を感じることの出来るイベント等の開催を通じ、町民の環境意識の醸成を図ります。

さらに、地球規模での環境問題に関心が高まる中、脱炭素社会の形成や環境負荷の少ないまちづくり、ごみ処理・資源循環システムを整えるなど、人と自然が調和した環境にやさしいまちづくりを進めます。

【基本施策】

- | | |
|----------------|------------|
| 1 土地利用と都市計画の推進 | 4 循環型社会の形成 |
| 2 公園・緑地の整備・保全 | 5 美しい景観の形成 |
| 3 自然環境の保全 | 6 農地の維持 |

基本目標6 自立と協働 みんなで創る持続可能なまち

町民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、積極的な情報発信・共有に努めるとともに、地域課題に関する様々なステークホルダーと連携する体制づくりを進め、多様な取組における町民参画を促します。また、住民活動や自治会活動との連携や支援体制の充実を図るほか、町民・職員両方の意識醸成を図り、町民が「協働のまちづくり」を実感できるよう努めます。

また、限られた資源を有効活用し、効果的で効率的な行財政運営の構築に取り組み、行政サービスの確保と持続可能なまちづくりを目指します。

さらに、スマート自治体の実現に向け、行政DXとしてAIやロボティクス等のデジタル技術を活用した行政運営の改革や、民間企業等が有する先進的な技術の活用により、業務の効率化を図ります。また、地域DXとして防災や福祉、教育、観光などあらゆる政策分野においてこれまでの施策や慣例を見直し、整備した庁内環境やデジタルツールを最大限に利活用することで、行政サービスが、いつでも・どこからでも・わかりやすく利用できるシステムの構築を進めるなど、町民の利便性向上に取り組みます。

行財政運営に関しては、限られた職員数の中で、適正な人員配置や業務評価による職員一人ひとりの意識向上を図るとともに、実施計画や財政推計を毎年度見直すことにより、適切な予算執行を徹底します。

【基本施策】

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 町民参画の推進 | 3 スマート自治体への体制整備 |
| 2 効率的・効果的な行財政運営の推進 | 4 広域連携の推進 |

第2節 施策の体系

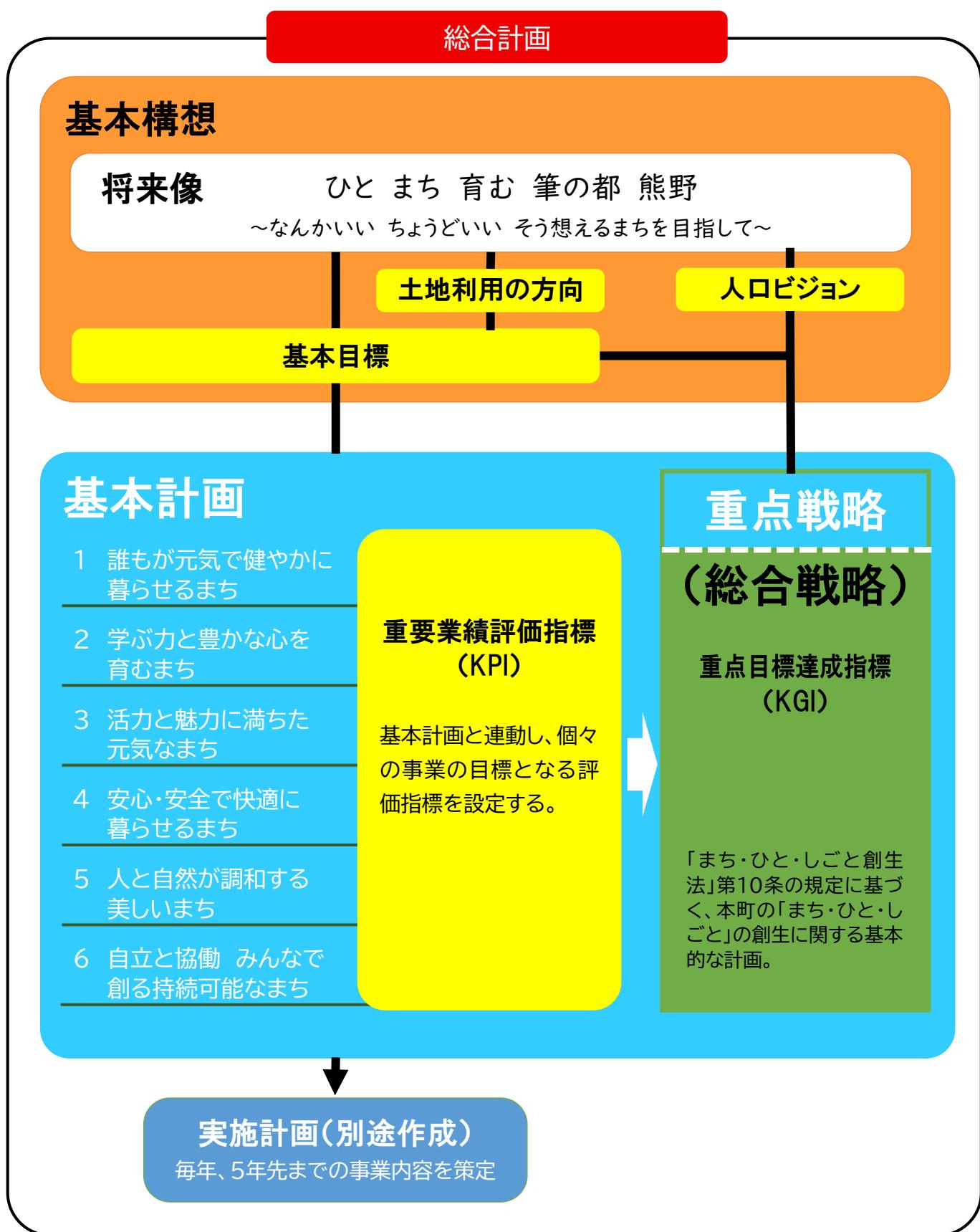


図2-5 計画の全体像

将来像

重点戦略(総合戦略)

- 重点戦略1 豊かな人づくり
- 重点戦略2 暮らしの安心・安全づくり
- 重点戦略3 協働による「楽しい地域」づくり
- 重点戦略4 新たな付加価値の創造と地域プロモーション
- 重点戦略5 本町におけるDX・GXの推進

うなんかい
ひとまち
ちよどい
育む
筆の都
そう想えるまちを目指して
熊野

基本計画

基本目標1
誰もが元気で健やかに暮らせるまち

基本目標2
学ぶ力と豊かな心を育むまち

基本目標3
活力と魅力に満ちた元気なまち

基本目標4
安心・安全で快適に暮らせるまち

基本目標5
人と自然が調和する美しいまち

基本目標6
自立と協働 みんなで創る持続可能なまち

重点戦略は、5年間で特に重点的に行う取組とし、重点的に目指す目標達成指標(KGI)を設定しています。また、基本計画との連動を図るため、基本計画の目標となる重要業績評価指標(KPI)を定めています。基本計画の中で重点戦略とかかわりの深いまちづくりの分野(基本目標)を「○」、かかわりが深く、かつ共通のKGIを定めている分野を「●」で示しています。

基本計画と重点戦略との関連表

重点戦略1 豊かな人づくり	重点戦略2 安心安全づくり	重点戦略3 活力ある楽しい地域づくり	重点戦略4 協働による「新しい地域づくり」	重点戦略5 加価値の創造と新たな付加価値の創造と地域づくり	重点戦略6 DX・GXの推進
基本施策1 地域福祉の推進					
基本施策2 こども・若者支援の推進		●			
基本施策3 高齢者福祉の推進	○		○		○
基本施策4 障害者福祉の推進					
基本施策5 健康づくりと地域医療体制の充実					
基本施策6 社会保障の安定					
基本施策1 学校教育の推進					
基本施策2 生涯学習の振興					
基本施策3 文化芸術都市の創造					
基本施策4 スポーツの振興	●		●	○	○
基本施策5 人権が尊重された社会づくり					
基本施策6 青少年健全育成					
基本施策7 地域間交流・多文化共生・国際理解の推進					
基本施策1 移住・定住の推進					
基本施策2 商工業の振興					
基本施策3 観光の振興	●		○	●	
基本施策4 雇用の促進					
基本施策5 地域資源の活用とプロモーションの推進					
基本施策1 防災・減災対策の強化					
基本施策2 砂防・治山・治水の推進					
基本施策3 消防・救急体制の充実	○		●		
基本施策4 道路交通網の整備・充実					
基本施策5 生活インフラの整備					
基本施策6 防犯・交通安全対策の推進					
基本施策7 消費者の保護と意識啓発					
基本施策1 土地利用と都市計画の推進					
基本施策2 公園・緑地の整備・保全					
基本施策3 自然環境の保全		●			
基本施策4 循環型社会の形成					
基本施策5 美しい景観の形成					
基本施策6 農地の維持					○
基本施策1 町民参画の推進					
基本施策2 効率的・効果的な行財政運営の推進					
基本施策3 スマート自治体への体制整備			●		
基本施策4 広域連携の推進					●

※各施策とSDGsの関連性については資料編で示しています。

図2-6 施策体系図

第3章 熊野町総合戦略

第1節 熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略について

第1項 「熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の位置づけ

「熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条の規定に基づく、本町の「まち・ひと・しごと」の創生に関する基本的な計画として位置づけます。

また、総合計画における基本計画の重点戦略としての位置づけとし、一体的に策定、推進します。そのため「総合戦略」の期間は基本計画の後期(令和8年度から令和12年度)と同様とします。

第2項 本町における総合戦略の考え方

国では、2025年(令和7年)6月に「地方創生2.0」の基本構想を閣議決定しました。この新たな地方創生では、人口減少を社会の流れとして受け止め、持続可能な地域づくりを目指し、地域の担い手(若者・女性・高齢者など)を育成・確保し、地域の持続性を高める方向性を示しています。

本町においては、広島都市圏のベッドタウンとして人口が増加し、一時は人口が2万5千人を超えていましたが、少子高齢化などの影響で人口減少へと転じています。このような中においても、住宅開発や移住・定住の推進、町内外の道路事情の変化などにより、令和3年以降は転入超過の傾向を取り戻しています。

本計画は、今後も可能な限り人口の維持を図り、人口ビジョンの実現を目指すための重点的な施策をまとめたものとします。

魅力ある地域、誰もが安心して暮らすことができる地域を創出するため、若者の移住・定住、子育て支援を継続して実施するほか、生活インフラや防災対策の充実、町民主体のまちづくりなどを進めるとともに、本町の魅力を周囲に発信するプロモーション戦略を計画的に進めます。また、これらを実現するため、デジタル技術や環境技術を積極的に取り入れたDX、GXに努め、スマート自治体の実現を目指します。

総合計画と総合戦略を一体的に策定するにあたり、それぞれにおける取組を共有したうえで、共通の重点目標達成指標(KGI)を定めました。また、基本計画に連動し、個々の事業の目標となる重要業績評価指標(KPI)を定め、この重要業績評価指標(KPI)を実現することにより、重点目標達成指標(KGI)の達成を目指し、人口ビジョン、さらには将来像の実現に向け取り組むこととします。

計画の方向性、及び重点目標達成指標(KGI)を設定

総合戦略を基本計画の重点戦略と位置づけ、取組を共有

重要業績評価指標(KPI)を基本計画の目標指標とし、その実現によりKGIの達成を目指す

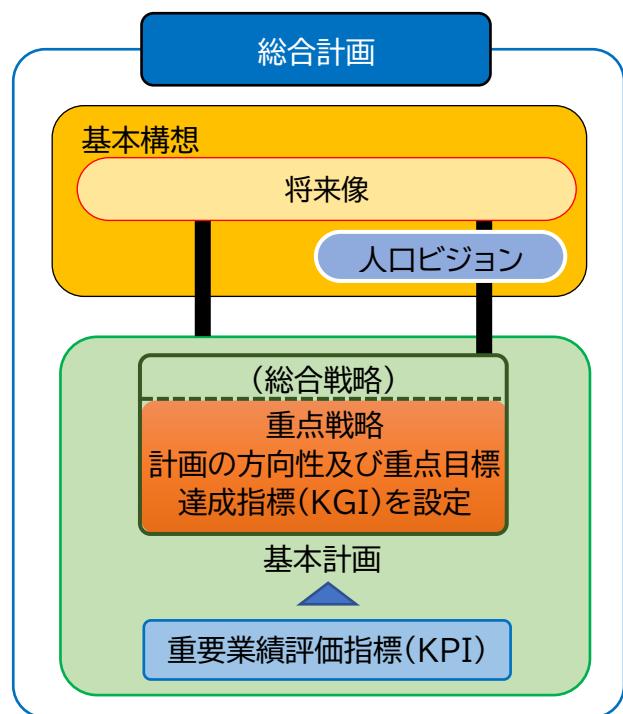


図3-1 総合計画と総合戦略のかかわり

第3項 総合戦略の方向性

1 人口減少を前提とした戦略展開

これまでには、人口減少に「歯止めをかける」ことが総合戦略の主目的でしたが、全国的に人口減少が加速するなか、この流れを受け止め、適応していくことが必要となっています。

本町は広島都市圏の外縁部に位置し、居住地として選ばれている状況ですが、人口の自然減少や少子化の影響による若者の減少傾向は当面続くと考えられます。

地域の担い手を確保し、地域の魅力を最大限活用していくことで、地域活性を図るとともに、DX、GX等の取組により、町民のウェルビーイングを高めるための取組が必要となっています。

2 若者や女性に選ばれる地域づくり

地域の持続可能性を高めるためには、若者や女性の活躍の場を創出することが求められています。女性の活躍と若者の暮らしの向上により出生率を回復させることで将来にわたって持続可能な人口構造を再構築していくことが必要です。

ワーク・ライフ・バランスの向上を図るほか、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)の解消などにより、若者や女性が地域になじめるよう、地域住民全体の意識改革も重要となります。

3 地域資源を活用した魅力の創造と活用

本町の最大の魅力である「熊野筆」をめぐる歴史、文化、芸術等を最大限に活用し、新たな魅力を創出することで、本町のブランド力に新たな価値観を付加し、発信していくことが求められています。

従来の伝統・文化・自然の各分野とともに、他分野の参画による「産学官金労言」の連携を強化し、「地方イノベーション」を起こしていくことで、未来の熊野町のあり方や価値を創造していく取組を進めます。

4 DX・GXの推進による地域課題の解決

様々な地域課題が生まれている今日において、課題解決に向けて、最新のデジタル技術を積極的に導入していくことが必要となっています。町政におけるスマート自治体の実現により、業務の効率化や手続きの簡素化、相談支援の多様化に対応する取組を進めます。また、民間や地域活動におけるDXの促進を図ります。

世界的に地球温暖化対策が進む中、本町においても環境対策は重要な取組となっています。日常の業務、活動のすべてに環境意識を持ち、一人ひとりが脱炭素社会や循環型社会を実現していく主体となるよう取り組みます。

5 シビックプライドによる協働の地域づくり

将来に希望が持てるまちづくりを進めるためには、町民が、ふるさとに愛着と関心を持ち、まちづくりに積極的に参画するとともに創造するまちづくりを進めていくことが重要だと考えます。

安全で充実した住環境、就労環境を整えた上で、地域住民が「楽しいと思う地域」を自らの手で進めていくための、協働による地域づくりとその仕組の構築、活動の支援を行います。

6 まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

将来に希望がもてるまちづくりを進めるためには、「まち」「ひと」「しごと」の好循環を実現することが重要です。「豊かな人づくり」「暮らしの安心・安全づくり」「協働による「楽しい」地域づくり」「新たな付加価値の創造と地域プロモーション」が、それぞれを基点に相互に連動して高め合うまちづくりが必要です。

また、デジタル技術は、様々な地域特性に応じて有効に活用することで、地域が抱える課題を解決するだけでなく、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させ、地域の魅力を向上させるものと期待されています。DX・GXに向けた基盤整備や活用の場を飛躍的に高めることにより、新たな時代の好循環をつくります。

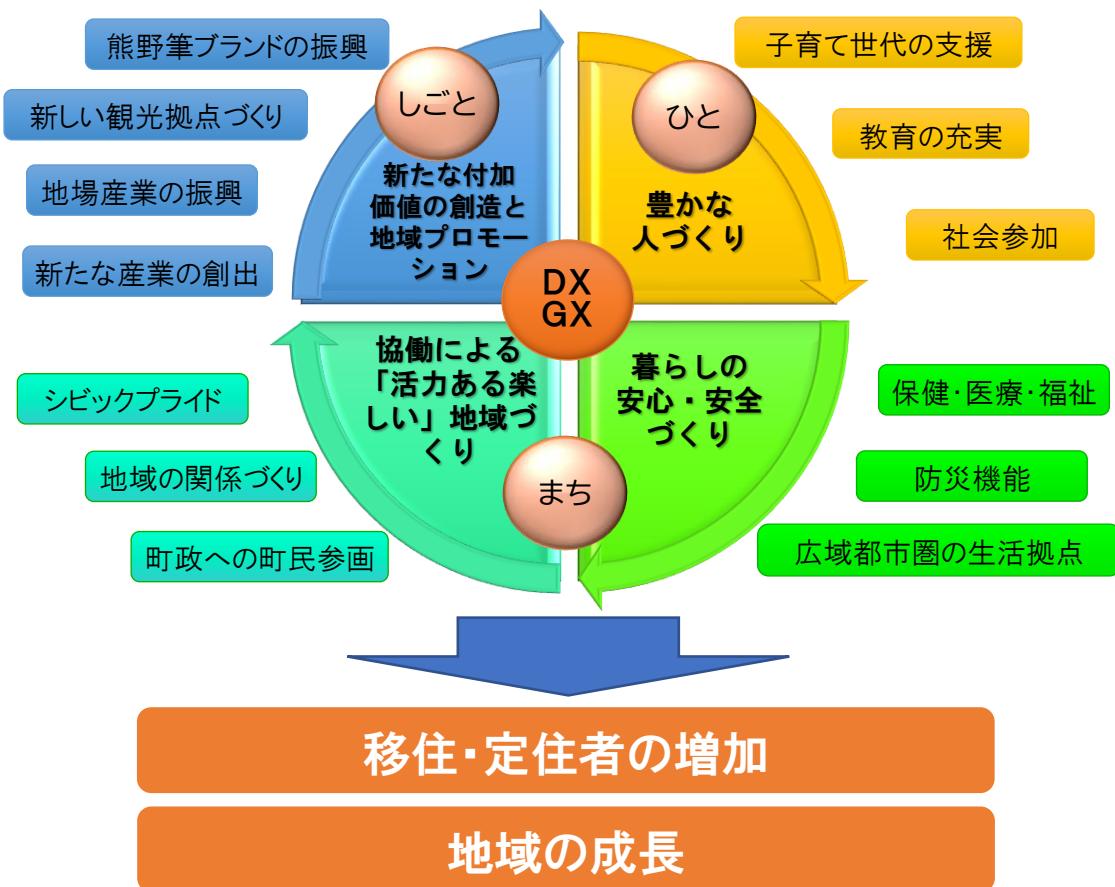


図3-2 まち・ひと・しごと総合戦略の好循環

第2節 重点戦略

第1項 豊かな人づくり

地方への新しい「ひと」の流れをつくるためには、「しごと」の創生を図りつつ、若者の就労を促すとともに、町内外の人材を積極的に確保・育成し、地方への移住・定着を促進するための仕組みを整備していく必要があります。

本町では、広島熊野道路や東広島呉道路、県道矢野安浦線などが広域道路ネットワークとして機能しており、物流や生産業に関わる産業拠点として既存産業のさらなる活性化や企業誘致等による新たな雇用の創出が期待できます。また、筆の里創造の丘公苑の整備により、町民の憩いの場の創出や観光交流拠点の整備による観光・交流機能の充実が期待され、本町の歴史、文化、芸術に関わる魅力を積極的に活用することで、交流人口の増加や関係人口の増大が期待されています。

これらの本町特有の産業や自然環境、居住環境の魅力を内外に発信することにより、さらに移住・定住を検討する若者を増やします。また、地域や経済界と連携した受入・支援体制の構築を進めます。

近年の本町の人口は社会増ですが、転出していく世代の多くは大学進学時や就職等による20歳代となっています。こうした状況に対応するため、こどものうちから地元や近隣都市の企業の魅力を知り、地場産業への理解を深められる教育を実施するとともに、全国の大学生等に広島広域都市圏及び広島中央地域連携中枢都市圏企業への就職を促進するなど、若者の定着や就業を支援します。

また、地域社会や世界で活躍できる人材を育成できるよう、教育環境のDXなどによる充実をより一層図ることにより、本町での幼少期が人生の糧となるような魅力ある教育環境をつくります。

さらに、地域人材においても、地域に愛着を持ち、地域で暮らしていることに誇りを持つことができるよう、社会活動の支援などにも取り組みます。

表3-1 重点目標達成指標(KGI)

指標名	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
人口の社会増減	175人(R6)	±0人以上
学校教育の充実の満足度	30.5%	50%以上

第2項 暮らしの安心・安全づくり

昭和42年の県営団地の造成を契機に人口が急増した本町においては、当時に転入してきた人口の高齢化が進むとともに、そのことも世代が生産年齢人口の主軸となることで、本町を「ふるさと」とする人口も増加しています。本町に愛着を持ち、安心して地域で暮らし続けてもらえるような取組を進めることで、地域づくりの世代交代をスムーズに進めることが重要となります。

また、少子高齢化や核家族化の進展、町民ニーズの多様化・高度化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、町民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような取組が必要となっています。

それらに対応するため、地域全体による健康増進や医療・介護の提供体制の充実を図るとともに、継続的な子育て支援や安定的な社会保障制度の運営などに取り組みます。

また、近年、巨大地震、大雨による水害をはじめ、感染症の世界的な流行など、日常を^{おびや}かす様々な要因から命と暮らしを守るための取組が課題となっています。

平成30年7月豪雨では本町も大きな被害があったことから、まちの復興とともに、災害による犠牲者を再び出さないよう防災・減災に重点的に取り組む必要があります。町民一人ひとりの日頃の意識づくり、地域とのつながりづくりなど、町民それぞれが命と暮らしを守るための知識や行動を身につけられるよう、必要な施策を講じていきます。

表3-2 重点目標達成指標(KGI)

指標名	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
健康づくりの支援への満足度	43.0%	50%以上
子育て支援への満足度	34.5%	50%以上
自主防災組織の組織率	43.1%(R6)	60%以上
防災教育への取組の満足度	38.3%	50%以上
地震・風水害などの防災・減災対策の満足度	43.1%	50%以上
自然環境の保全と活用の満足度	22.2%	26.5%

第3項 協働による「活力ある楽しい地域」づくり

町民が本町で暮らすことの素晴らしさを実感でき、地域に愛着を持って日々生活できるようになるためには、一人ひとりの自己実現にとどまらず、誰かと一緒に自主的・主体的な地域づくり活動に参加することによる達成感を得ることが大切になります。

若年層を中心とした人口流出を背景に、地域コミュニティの希薄化や高齢化が大きく進む中、地域住民自身による自主的、主体的な活動が地域づくりの基本となります。これらの活動は、多様な力でつながる人づくりや、地域特性を生かし、夢を形にできる仕事づくりのほか、暮らしの安心を支える生活環境づくりにつながり、「活力ある楽しい地域」を住民自らの手でつくり出すことができます。

また、協働の地域づくりを進めるうえで、シビックプライドの意識醸成を図ることも重要です。観光や交流などの経済循環が活性化するうえで、町内の商店や観光施設などで見かける従業員の振る舞いや、ボランティアの接遇態度などは、本町の第一印象となるものです。本町の一員であることに誇りと愛着を持ち、日々の生活を送ることがシビックプライドのまちづくりの第一歩となります。

さらに、地域住民と行政、民間企業などが連携し、協働で地域づくりを進めることにより、身近な地域課題の解決に繋がり、「活力ある楽しい地域」づくりの取組が広がります。これにより、ウェルビーイングの向上を図るほか、若者や女性にとっても「楽しい」「選ばれる」まちづくりを推進します。

表3-3 重点目標達成指標(KGI)

指標名	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
生涯学習・スポーツ活動の支援の満足度	36.3%	50%以上
町民と行政の協働のまちづくりの満足度	25.8%	40%以上

<シビックプライドで変わるまちづくり>

シビックプライドは「当事者意識を持つ」ということにはかなりません。まちづくりは「他人事」ではありませんが、個人が主張しあう「自分事」でも進みません。町民一人ひとりが地域に積極的に関わり、育んでいく「自分たちの事」と考えて行動を起こしていくことが必要です。

一人ひとりが、本町での暮らしを「自分たちの事」と考える機会を持つことで、本町に誇りを持ち、日常のすべての仕事、活動を「わがまちのイメージにふさわしいものにしたい」と考える町民が一人でも増えていくことが、シビックプライドのまちづくりです。

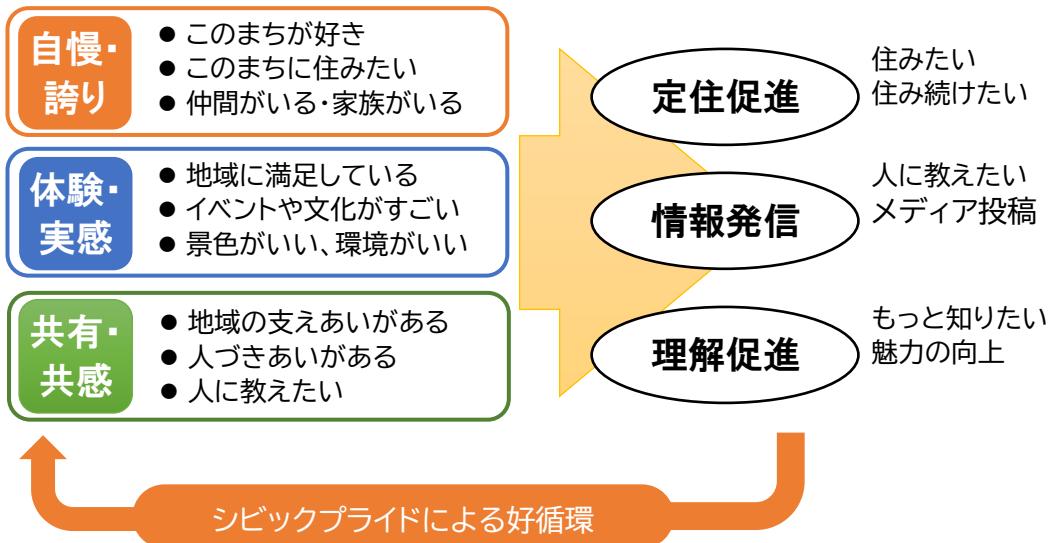


図 3-3 シビックプライド

基本目標に掲げるあらゆる施策を通じて、「自分たちのまちを自分たちでよくしていく」というシビックプライドの考え方が普及することにより、シビックプライドの醸成を図ります。さらに、そのシビックプライドによる協働・共生のまちづくりが基本目標の施策の推進につながります。

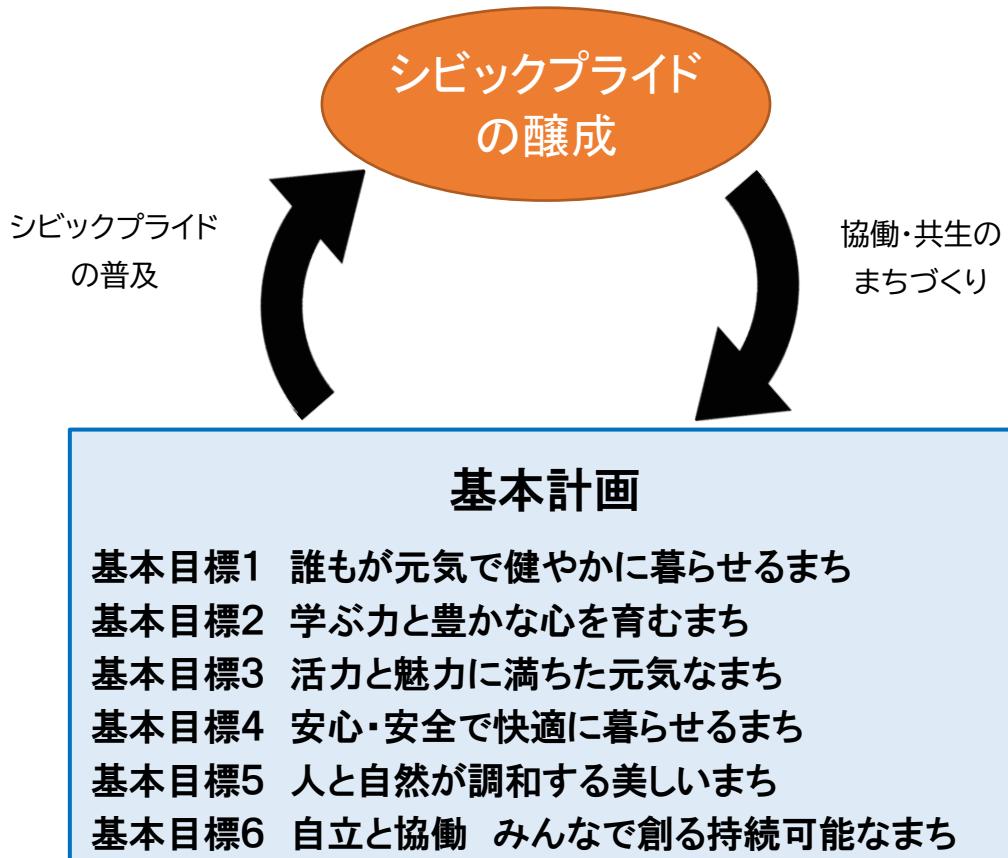


図3-4 シビックプライドと基本計画のかかわり

第4項 新たな付加価値の創造と地域プロモーション

本町の最大の特徴は、世界に誇るブランド「熊野筆」の生産地であることです。日本を代表する歴史と伝統産業でありながら、文化・芸術、教育、美容など様々な分野において世界で重用され、それらの需要に応え続けている現役の産業でもあります。

筆の生産地としての基盤がより強固なものとなるよう、熊野筆を中心とした本町のブランド価値を高めることにより、筆産業の活性化を促します。

また、交流・観光については筆の里工房をはじめ、筆まつりなどでの集客が大きくなっています。これらとともに、新たに整備する「筆の里創造の丘公苑」の活用や町民の生活環境の向上を進めると同時に、観光資源開発や町内外での交流促進など、新たな付加価値の創造に向けて支援します。

また、地場産業の活性化と競争力を高め、新たな産業やしごとの創出につなげることにより、人づくり、地域づくりへの循環へとつなげます。

表3-4 重点目標達成指標(KGI)

指標名	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
入込観光客数	131,439人(R6)	200,000人
ふるさと納税寄附件数	6,789件(R6)	14,000件
熊野筆のブランド戦略の満足度	42.2%	50%以上

第5項 本町におけるDX・GXの推進

あらゆる活動においてDXを推進することで、業務効率を向上させ人口減少時代においても、快適な就労環境、生活環境を整えていくことが、将来の地域社会の持続可能性につながる一つの方法として推奨されています。

すべての人とモノがインターネットなどを通じてつながる(IoT)、様々な知識や情報が仮想空間を通じて共有される(ICT)、AI等により、必要な情報が必要な時に提供されるようになる、ロボットや自動走行車などの技術で高齢化や地方の生活維持に対応するなど、地域の様々な課題を克服するためのDXを積極的に導入するよう検討を進めます。

また、地域活動、経済活動のすべてにおいて、環境意識を持ち、省エネルギー・温室効果ガスの発生抑制を図ることで、未来の熊野町や地球の環境を守りながら、地域社会の発展を両立するための取組について研究・開発・実施の支援を推進します。

これらのDX・GXの推進により、今までにない新たな価値を生み出すことで、社会の様々な課題や困難を克服していく社会の仕組を構築することが求められます。

表3-5 重点目標達成指標(KGI)

指標名	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
デジタル化への取組に対する満足度	18.7%	50%以上

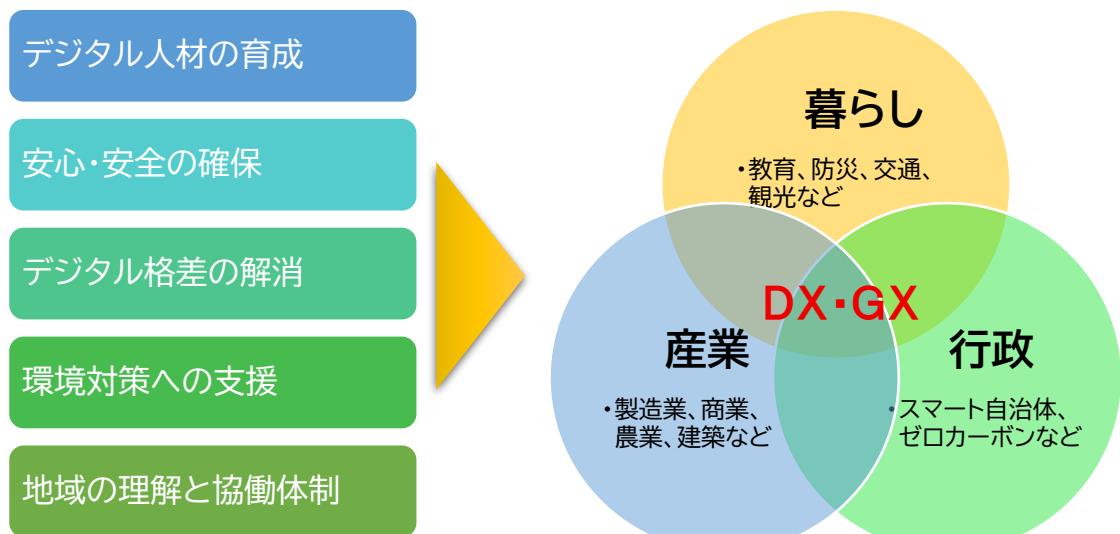


図3-5 DX・GXで実現する課題解決

第4章 基本計画

第1節 基本目標1 誰もが元気で健やかに暮らせるまち

本町の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、健康づくりや医療体制の充実に努めます。

また、地域住民が相互に助け合い、支えあうことで、自分らしい暮らしを続けることができるよう地域福祉を推進するとともに、こどもを安心して生み育てることができる子育て支援体制の充実、高齢者や障害者が安心して暮らすことのできる支援体制の充実など、誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標概要

基本目標1 の構成	基本施策1 地域福祉の推進
	1 地域共生社会の構築
	2 地域福祉活動の推進
	基本施策2 こども・若者支援の推進
	1 こども家庭センター機能の充実
	2 こどもに関する医療体制の充実
	3 保育サービスの充実
	4 子育て支援事業の充実
	5 こどもを育む環境の充実
	6 こどもの権利を尊重した社会の実現
	基本施策3 高齢者福祉の推進
	1 地域包括ケアシステムの推進
	2 介護保険事業の推進
	3 生きがいづくりと社会参加の促進
	4 安心・安全な生活の確保
	基本施策4 障害者福祉の推進
	1 障害者福祉の推進
	2 障害者が暮らしやすい社会の確立
	3 相談・保健・療育体制の整備
	4 障害福祉サービスの提供
	5 社会参加と就労支援の充実
	基本施策5 健康づくりと地域医療体制の充実
	1 町民の主体的な健康づくりの推進
	2 心の健康づくりの推進
	3 「食」による健康づくりの推進
	4 疾病予防・感染症対策の充実
	5 歯科保健対策の充実
	6 医療体制等の充実
	基本施策6 社会保障の安定
	1 国民健康保険の安定的な運営
	2 後期高齢者医療制度の安定的な運営
	3 国民年金制度の普及・啓発
	4 生活の安定と自立の支援

指標一覧

表4-1 基本目標1に該当する重点目標達成指標(KGI)

指標名	現状値 (令和元年度)	実績値 (令和7年度)	目標値(令和12年度)
健康づくりの支援への満足度	41.5%	43.0%	50%以上
子育て支援への満足度	31.1%	34.5%	50%以上

表4-2 まちづくり指標(KPI)

各KPI達成により
KGI達成を目指す

指標名	実績値(令和6年度)		目標値(令和12年度)	
通いの場の数	22箇所		25箇所	
熊野町地域見守りネットワーク事業所数	26事業所		29事業所	
認知症カフェ運営サポーター数	51人		55人	
出生数	143人		143人(維持)	
乳幼児健診の受診率	1歳6か月児 3歳児 未受診者訪問率	95.1% 94.8% 100.0%	1歳6か月児 3歳児 未受診者訪問率	95.5% 95.5% 100.0%
子育て支援センター事業の延べ利用者数	—		11,700人日	
子育て支援センター事業の延べ相談者数	—		2,400人日	
認知症サポーター数	4,189人		4,950人	
高齢者ふれあいサロン(ミニデイホーム)の延べ利用者数	16,281人		16,500人	
シルバーリハビリ体操指導士数	115人		129人	
就労継続支援年間利用者数	79人		80人	
手話言語条例出前講座年間開催回数	12回		12回	
特定健康診査受診率	32.3%		60.0%	
特定保健指導の実施率	36.8%		60.0%	
安芸区役所の就労支援延べ利用者数	6人		10人	

第1項 基本施策1 地域福祉の推進



現況と課題

- 少子高齢化や核家族化の進展、住民意識や価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、地域における人ととのつながりが希薄になりつつあります。住み慣れた地域で暮らし続けるためには、行政、関係機関、町民が連携して支えあい、生涯にわたって自分らしく活躍できる環境づくりが必要です。
- 近年、毎年のように、全国各地で水害や土砂災害、地震など様々な災害が発生しているため、災害時における要配慮者対策の重要性を再認識して平時からの見守りや災害時の声掛けの充実、気象予報段階からの災害時の対応力の向上が必要です。地域ぐるみの支援や日常のつながりが、これまで以上に求められています。
- 町民の自主的な活動と公的サービスが連携し、地域共生社会の形成を目指す地域福祉を総合的に展開していくため、熊野町地域福祉計画について、町広報紙や町ホームページ等を活用し、啓発や周知を図っていきます。また、地域共生社会に向けての地域づくり活動について庁舎内外の関係機関と連携し進めていきます。
- 令和4年度に「こども見守りネットワーク」と「高齢者見守りネットワーク」の事業を統合した「熊野町地域見守りネットワーク事業」を実施し、こどもから高齢者まで地域が見守る体制づくりを進めています。
- 熊野町社会福祉協議会と連携し、町民同士が地域の中でお互いさまの支えあいづくり・絆づくりができるよう、自治会単位など小規模によるサロンといった通いの場や認知症カフェ等、地域活動の場を継続しています。今後、さらなる充実のため、地域住民やボランティア組織、関係機関との連携を強化します。
- 熊野町社会福祉協議会によるボランティアセンターを拠点として、各種ボランティア講座の充実や、地域の各種団体、NPOなどの育成に努めていく必要があります。
- 権利擁護事業では、福祉サービス利用援助事業(かけはし)を実施し、判断能力が不十分な方の金銭管理の支援を継続して実施しています。認知症高齢者や単身世帯の増大に伴い、成年後見制度の利用の必要性が高まっています。

具体的施策

1 地域共生社会の構築

- ◎地域共生社会の指針となる「地域福祉計画」に基づき熊野町の地域福祉の推進に一体的に取り組みます。
- ◎高齢者や障害者、こども、生活困窮者などが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が連携する、生活困窮自立支援制度を軸とした相談支援や地域づくりを一体的に行う包括的な支援体制を推進します。

- ◎生活に身近な地域において、町民が世代や背景にかかわらず、「支え手」「受け手」という関係を超えて支えあう取組を育みます。
- ◎成年後見制度について、必要な人に必要な支援が届くよう、地域連携ネットワークの推進を図ります。

2 地域福祉活動の推進

- ◎高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、町民参加や関係機関などと連携した見守り体制を構築します。
- ◎認知症の人やその家族、支援者が集い、日ごろの悩みや聞いてほしいことなどを自由に話せる認知症カフェの運営を支援します。
- ◎障害者の地域での生活支援のため、地域における支援体制を構築します。また、障害者、その家族等を対象とした家族会などの活動を支援します。
- ◎子育ての負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、同年代や多世代の交流を図る場を提供します。
- ◎町民のボランティアへの参加を促進するため、参加機会や情報の提供を行います。
- ◎有償ボランティアや就労的活動など、地域人材の活用につながる取組を推進します。

まちづくり指標(KPI)

表4-3 地域福祉の推進に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
通いの場の数	13箇所	22箇所	25箇所
熊野町地域見守りネットワーク事業所数	17事業所	26事業所	29事業所
認知症カフェ運営サポーター数	30人	51人	55人

※「通いの場」とは地域の方が近くの集会所や公民館等に集まり、体操等の様々な活動を行っている場のこととで、指標は週1回以上体操実施している箇所を集計しています。

関連事業	●熊野町地域見守りネットワーク事業	
関連計画 策定年月	●熊野町地域福祉計画 ●熊野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期～)	令和4年3月 令和6年3月

第2項 基本施策2 こども・若者支援の推進



現況と課題

- 少子化、核家族化や高齢化の進行等、地域社会の変容により、こどもを見守る人材が不足しています。また、地域の人と乳幼児やその保護者との交流機会が減少しています。気軽に相談できる場所を整備し、子育ての負担感の緩和を図る必要があります。
- 令和4年度から「こども見守りネットワーク」と「高齢者等地域見守り活動ネットワーク」の事業を統合した「熊野町地域見守りネットワーク事業」を実施し、コンビニエンスストアやスーパーマーケット、宅配業者などの事業所と協定を締結し、こどもや子育て家庭に対する見守りを続けています。
- 家庭には、経済的貧困など様々な要因により、複合的な課題を抱えていることがあります、こどもの置かれた状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。こども医療費公費負担、児童手当の支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽減を図る必要があります。
- 保護者の多様な就労形態やライフスタイルの変化、共働き家庭の増加等により、本町においても保育ニーズが増加・多様化しており、そうしたニーズに応じた保育サービスの提供が求められています。待機児童については、保育需要に対応するための保育所等の整備に対して支援を行い、利用定員数の拡大を図ります。放課後児童クラブについては、利用者数の増加で支援員等の確保が困難になっているクラブもあり、民間事業者への業務委託も含め提供体制の確保に努めます。
- くまの版ネウボラでは、くまの・こども夢プラザをネウボラ拠点化し、様々な子育て支援事業を実施するとともに、町公式LINEを活用した子育て支援情報の発信を強化しました。
- これまで以上に、妊娠期から出産、子育ての時期において切れ目なく支援し、安心して妊娠、出産、育児ができるようにこども家庭センターを設置しました。
- こども医療費公費負担の対象年齢について令和7年から高校生世代まで拡大しています。

具体的な施策

1 こども家庭センター機能の充実

- ◎くまの・こども夢プラザを、すべてのこどもとその家庭及び妊産婦等の問題に関する相談の場となるこども家庭センターとし、切れ目ない総合的な支援を行います。また、子育て世代が集い、相談しやすい拠点となるよう、子育て支援センターの充実を図ります。
- ◎母子保健情報及び医療情報の一元管理により、母子の健康状態を把握します。
- ◎母子健康手帳アプリやSNS等の情報ツールを活用し、子育て支援情報を適切なタイミングで提供できるよう体制を強化します。
- ◎産後、心身ともに不安になりやすい母親や、家族等からの家事・育児の支援が受けられない人をサポートします。

2 こどもに関する医療体制の充実

◎子育てにおける医療の不安を解消するため、夜間や休日昼間の二次救急体制を確保するとともに、的確な医療情報の提供に努めます。

3 保育サービスの充実

◎安心して預けることのできる教育・保育の受け入れ体制の充実に努めます。

◎保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、一時保育、病後児保育など多様な保育サービスの充実を図ります。

◎待機児童解消に向けた取組を強化します。

◎保育士の確保等の支援を図り、安定した受入体制の確保に努めます。また、保育士が研鑽し合える機会を設けるなど資質・専門性の向上を図ります。

◎子どもの発達や学びの連続性を確保するため、学校教育と保育所(園)・認定こども園の連携の強化を図ります。

4 子育て支援事業の充実

◎親子の絆づくりプログラム(BP)を実施し、子育て中の保護者の仲間づくりや子育てに必要な知識の習得などを目的とした場を提供します。

◎ひとり親家庭等に対して、手当の支給や就労支援により自立に向けた支援を行います。

◎ブックスタート事業や西・東防災交流センターの「読み聞かせ室」などを活用し、親子のコミュニケーションを図ります。

◎様々な理由で社会に出ていけないこども、若者などへの居場所づくりや相談体制の強化など、こども、若者の悩みに対する支援の充実を図ります。

◎子どもの貧困やヤングケアラー対策として、教育・生活・保護者の就労などの支援施策を推進し、全てのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来に向けて希望を持てるよう、支援の充実を図ります。

5 こどもを育む環境の充実

◎地域の方々と交流しながら、様々な体験活動ができるよう、地域イベントなどの各種体験活動を推進します。

◎身近な公園などこどもの遊びの場を整備するとともに、定期的に点検を行い、安心して安全に遊べる環境とします。

6 こどもの権利を尊重した社会の実現

◎児童虐待の防止から早期発見・対応、保護、自立支援に至る取組について、関係機関と連携を強化します。

◎こども・若者が安心して意見を表明できる場や機会を提供します。

まちづくり指標(KPI)

表4-4 こども・若者支援の推進に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
出生数	129人	143人	143人(維持)
乳幼児健診の受診率	1歳6か月児 89.9% 3歳児 95.9%	1歳6か月児 95.1% 3歳児 94.8% 未受診者訪問率 100.0%	1歳6か月児 95.5% 3歳児 95.5% 未受診者訪問率 100.0%
子育て支援センター事業の延べ利用者数	—	11,672人日	11,700人日
子育て支援センター事業の延べ相談者数	—	2,126人日	2,400人日

関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健事業(家庭訪問・乳幼児健康診査・妊婦一般健康診査・産婦健康診査・産前産後支援ヘルパー派遣事業・産後ケア事業等) ●子育て支援センター事業 ●ブックスタート事業 ●保育所運営事業 ●こども医療費助成事業 ●就学援助事業 ●こども計画策定事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●放課後児童健全育成事業 ●熊野町地域見守りネットワーク事業 ●児童虐待防止ネットワーク事業 ●ひとり親家庭等医療費助成事業 ●都市公園管理事業
関連計画 策定年月	<ul style="list-style-type: none"> ●熊野町こども計画

令和7年3月

第3項 基本施策3 高齢者福祉の推進



現況と課題

- わが国では、令和7年には団塊の世代が75歳に到達し、介護・福祉のニーズは一層高まると考えられています。本町においても高齢化は進行しており、団塊の世代の子世代が65歳を超える令和22年を見据えた中長期的な視点で地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。
- 高齢者を主体とする地域づくりに向け、高齢者の社会参加が求められています。生きがいづくり、趣味活動などを通じて、介護予防や閉じこもり防止を強化し、高齢者がいきいきと暮らせるよう、一人ひとりの経験や能力、価値観やライフスタイル等に応じて、社会の中で自分らしく活躍できる地域づくりが必要です。
- 介護予防・認知症対策の充実に向け、シルバーリハビリ体操指導士による健康づくりも含めた介護予防の普及・啓発に取り組んでいます。また、地域における自主的な活動を促進するため、指導者やリーダーとなる町民の発掘・育成を図る必要があります。
- 認知症高齢者が地域で安心して暮らせるよう、初期の段階で医療と連携し、認知症の人やその家族に対して適切な支援につなげます。また、認知症カフェの拡充や認知症サポーターの養成、地域見守りネットワークの整備などをさらに進めます。
- 地域活動においては、地域見守りネットワーク機関として26の事業所と協定を締結し、年1回、地域見守りネットワーク会議と各事業所の意見交換会を開催しています。
- 今後は、増加が予想される支援の必要な高齢者を少なくするための介護予防活動や認知症になっても住み慣れた地域で生活し続けることができる地域づくりに努めるとともに、地域資源を活用した町民の自主的な活動を進めていくことが必要です。

具体的な施策

1 地域包括ケアシステムの推進

- ◎地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を整えます。
- ◎複合的な課題に対応するため、庁内における分野横断的な連携とともに、関係機関・団体等の連携体制の強化を図り、包括的な支援体制を整えます。
- ◎自立支援型地域ケア会議の充実を図り、地域課題を解決に導く体制を整えます。
- ◎熊野町地域包括支援センターをはじめ、地域の支援者が共同して個別ケア会議等を開催するなど、一人ひとりのニーズに対応できるよう情報提供やケアプランなどの調整を行います。

2 介護保険事業の推進

- ◎高齢者の心身機能の維持や改善、重度化の予防など、介護予防に対する普及・啓発を行います。また、介護予防活動を通じて、高齢者自身の生きがいにつなげるとともに、地域における介護予防活動の担い手を養成します。
- ◎町民主体の介護（認知症）予防事業を実施します。また、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの機能強化を図ります。
- ◎地域における見守り体制の推進や権利擁護に努めます。

- ◎シルバーリハビリ体操指導士会の活動を支援するとともに、指導士養成事業の普及啓発を図ります。また、指導士と連携し、通いの場において健康・介護予防の普及啓発を図ります。
- ◎地域住民の認知症への理解を深めるための広報・啓発を強化するとともに、地域の支援者となる人材の育成、支援組織の連携等を進めます。
- ◎地域の医療体制と地域包括ケアシステムが一体的に推進されるよう、より緊密に連携できる体制整備を図ります。また、医療と介護のデータベースが連携し、必要な情報を円滑に活用する体制をつくります。
- ◎介護保険の持続可能性を高めるため、介護人材の確保への支援や運営の効率化などに取り組みます。

3 生きがいづくりと社会参加の促進

- ◎老人クラブ等の多様な活動を支援するとともに、高齢者のニーズに応じた教室・講座の開催、学習成果の発表の場を提供します。
- ◎高齢者が参加しやすいスポーツ・レクリエーションや文化活動などの開催に努めます。
- ◎高齢者の経験を生かした地域活動やボランティア活動、世代間交流事業への積極的な参加を促進します。
- ◎プラチナ世代の知識や技能を地域福祉活動に積極的に活用するため、引き続き、地域デビュー講座など各種講座を開催します。
- ◎熊野町シルバーハウスの活動を支援します。また、高齢者の知識・経験などを生かした就労の仕組みづくりなど、就労の場を生きがいの創出につなげる取組を検討します。

4 安心・安全な生活の確保

- ◎高齢者が居住する住宅のバリアフリー化を推進していくため、住宅改修など介護保険サービスの有効な活用を促進します。また、高齢者に配慮した公営住宅の整備を推進します。
- ◎高齢者が安全、快適に生活できるよう、建築物や道路などのバリアフリー化を推進します。
- ◎国民年金制度についての広報、啓発を推進し、無年金者の加入を奨励します。また、資格期間の変更など、年金の受給に関する制度内容の周知徹底に努めます。

まちづくり指標(KPI)

表4-5 高齢者福祉の推進に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
認知症サポーター数	2,699人	4,189人	4,950人
高齢者ふれあいサロン(ミニデイホーム)の延べ利用者数	14,929人	16,281人	16,500人
シルバーリハビリ体操指導士数	79人	115人	129人

関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防、認知症施策事業 ●介護保険事業 ●熊野町公民館管理運営事業 ●熊野西防災交流センター管理運営事業 ●老人クラブ連合会活動補助事業 ●熊野町シルバー人材センターへの支援 ●緊急通報体制整備事業 ●道路管理事業
関連計画 策定年月	<ul style="list-style-type: none"> ●熊野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期～) 令和6年3月

第4項 基本施策4 障害者福祉の推進



現況と課題

- わが国では、障害者の支援に関わる様々な国内法の整備を経て、平成26年に「障害者権利条約」が批准されました。これにより、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止とともに、障害者が日常生活や社会生活を送るうえでの社会的障壁を取り除くための必要な配慮や調整(合理的配慮)を行わなければならないことが規定されました。
- 本町では、熊野町地域自立支援協議会を年に1回以上開催し、障害者福祉推進に向けた検討を行っています。また、熊野町自立支援協議会事務局会議において、サービス提供業者や計画相談員と連携を図っています。
- 手話への理解及び手話の普及を促進するため、「熊野町いのちをつなぐ手話言語条例」を制定しており、手話を言語の一つとして普及・啓発を図っています。
- 障害者の重度化・高齢化や家族亡き後を見据えた地域生活を支援するため、地域生活支援拠点の整備が求められていますが、本町の実情に合わせた具体的な設置の協議について、検討が必要です。
- 教育の場における合理的配慮について児童生徒・教職員の理解を深めるとともに、社会生活の実践の場としても学校教育における障害者の支援を充実させることが必要です。

具体的な施策

1 障害者福祉の推進

- ◎「障害者保健福祉計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害者福祉の推進を図ります。

2 障害者が暮らしやすい社会の確立

- ◎町民の障害者への理解を深め、ノーマライゼーションの理念に基づいた社会を形成していくため、様々な機会を通じて啓発活動を推進します。
- ◎公共施設や道路、町営住宅など、障害者に配慮したバリアフリーのまちづくりを推進します。
- ◎障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消を促進します。
- ◎障害者に対する情報のバリアフリーを一層促進するために、情報支援の充実を図ります。

3 相談・保健・療育体制の整備

- ◎障害者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、関係機関とのさらなる連携や緊急時の相談体制の確立など、地域生活支援に関する取組の充実を図ります。
- ◎サービス提供事業者をはじめ、地域の支援者が協働して個別ケア会議を開催するなど、一人ひとりのニーズに対応できるよう情報提供やサービス調整を行います。
- ◎疾病の予防啓発に努めるとともに、保健事業を通じて、障害の早期発見・早期治療を推進します。
- ◎発達障害を含む障害のある児童の療育を支える体制の充実を推進します。

- ◎障害者虐待の防止、早期発見、早期対応について、障害者虐待防止ネットワークを活用し、関係機関との連携を強化します。
- ◎障害者の権利擁護の取組の一つである成年後見制度について、普及啓発を行います。

4 障害福祉サービスの提供

- ◎ライフステージに応じた保健・医療・福祉、教育、就労、地域活動など様々な分野に関して重層的、かつ包括的な支援に努めます。
- ◎障害福祉サービスの必要な障害者が、適切なサービスを受けられるよう、サービス提供事業者との連携を図ります。
- ◎県や近隣市町との連携によるサービスの基盤整備など、障害者が地域で安心して生活できるよう体制づくりに努めます。
- ◎障害者の就労を促進するため、関係機関と連携し、職業能力の向上や雇用への移行を進める支援を促進します。
- ◎「熊野町いのちをつなぐ手話言語条例」の基本理念の実現のため、障害者のコミュニケーション手段の確保に資する取組の充実に努めます。また、手話リーフレットを活用した手話講座の開催や、事業所等を中心とした啓発を推進します。

5 社会参加と就労支援の充実

- ◎特別児童扶養手当、特別障害者手当など、生活保障のための支給制度の円滑な実施に努めます。
- ◎障害者が参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動や文化活動を開催するとともに、健常者との交流を促進します。
- ◎障害に配慮した行政・生活情報の提供に努めます。
- ◎学校教育の場において、障害のある児童生徒への配慮について理解を深める取組の充実に努めます。

まちづくり指標(KPI)

表4-6 障害者福祉の推進に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
就労継続支援年間利用者数	56人	79人	80人
手話言語条例出前講座年間開催回数	0回	12回	12回

関連事業	●障害者福祉一般事業	●町民の障害者への理解を深めるための啓発
	●障害者総合支援事業	●障害者虐待防止ネットワーク事業
	●特別障害者手当等支給事業	●障害者相談支援窓口の充実
	●就労支援事業	●道路管理事業
関連計画 策定年月	●熊野町障害者保健福祉計画 ●熊野町障害福祉計画(第7期～)・障害児福祉計画(第3期～)	令和6年3月 令和6年3月

第5項 基本施策5 健康づくりと地域医療体制の充実



現況と課題

- 高齢化の進展やライフスタイルの多様化による疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防及び自立した日常生活を営むために町民一人ひとりが予防を重視し、社会全体で健康づくりに励むことが求められます。また、これらを踏まえ健康寿命の延伸を実現することが重要です。健康寿命の延伸を実現するため、町民自らの健康づくりを支援・推進します。疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査・各種がん検診・歯周疾患検診等を実施しています。
- シルバーリハビリ体操指導士の養成講座は、住民が住民を育てるシステムとして順調に運営できている一方で、参加者が減少しています。
- 自立した日常生活を営むことを目指し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上に取り組みます。
- 休日診療や平日夜間ににおける第二次救急医療体制については、近隣市町や医師会との連携により整備されていますが、今後も町民の多様なニーズに対応できる医療体制の充実が求められています。
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てるため食育を推進します。
- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、心の健康づくりや危険を示すサインの早期発見、相談体制の整備など、社会全体で自殺予防対策を講じることが重要です。

具体的な施策

1 町民の主体的な健康づくりの推進

- ◎町民の健康管理についての意識が高まるよう、町内イベント、スポーツ・レクリエーション活動など、あらゆる機会を通じて健康づくりに関する普及・啓発を推進します。
- ◎子どもの頃からの健康づくりの意識啓発、わかりやすい情報発信の強化を図ります。
- ◎生活習慣病の発生予防に重点を置いた町民の主体的な健康づくりを推進し、疾病予防対策の充実を図ります。
- ◎町民が日常生活において、手軽にスポーツ・レクリエーションや生涯学習に親しめる環境づくりを推進します。
- ◎町民主体の健康づくりに対するソフト、ハード両面の支援の充実を図ります。(健康相談窓口の充実、自主活動グループへの支援、ウォーキングコースの整備 等)
- ◎健康づくりの拠点として、町民による各ふれあい館等の多様な活用を促進します。

2 心の健康づくりの推進

- ◎心の健康づくりについての正しい知識と理解の啓発に努めます。また、自殺の背景には様々な社会的要因があるため、関係機関と連携し、相談体制の充実や相談窓口の周知・明確化、相談しやすい環境づくりに努めます。
- ◎自殺予防に向けた取組強化のため、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を推進します。
- ◎精神科医療との連携を強化し、町民の心の健康づくりを推進します。

3 「食」による健康づくりの推進

- ◎食生活の自己管理ができる人を増やし、バランスのよい食事を心がけることができるよう食育を推進します。
- ◎食育ネットワークを構築し、地域が一体となって食育を推進します。
- ◎食育への関心を高めるための意識啓発や、乳幼児期からの計画的な食育を推進します。

4 疾病予防の充実

- ◎町民を対象とした栄養・運動教室を開催し、健康の保持・増進を図ります。
- ◎生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図るため、心身の健康に関する個別の相談を充実します。
- ◎疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査、各がん検診、骨そしょう症検診などの充実を図るとともに、受診率の向上を促進します。そのために、受診しやすい体制の整備や継続的な支援体制の確立に努めます。
- ◎未成年者の喫煙の防止、喫煙者の禁煙、分煙対策を進めるため、意識啓発の充実に努めます。
- ◎健康診査、がん検診等の受診しやすい体制の整備を図るとともに健康意識の醸成を図ります。
- ◎乳幼児期から高齢期に至るライフステージごとに、それぞれの時期、それぞれの人に応じた健康づくり事業を推進します。
- ◎結核やインフルエンザ、新たな感染症などについて、症状や感染予防などの正しい知識の普及に努めます。
- ◎令和7年度から開始された帯状疱疹予防接種等、今後も国・県から示される方針及びワクチン供給量、接種希望者のニーズ等を踏まえ、県医師会や町内外の医療機関と連携を図りながら実施します。

5 歯科保健対策の充実

- ◎健康相談や健康教室を通じて、妊産婦、乳幼児の歯科保健についての意識啓発を図ります。
- ◎歯科検診の充実を図るとともに、世代に対応した歯科健康教育や相談を実施します。
- ◎定期的な歯周疾患検査の受診を促し、医療機関と連携した節目健診と後期高齢者歯科健診が今後も切れ目なく一体的に実施できるよう、口腔歯科保健の充実を図ります。

6 医療体制等の充実

- ◎かかりつけ医の普及を促進し、初期医療の定着を図るとともに、関係医療機関の機能連携を推進します。
- ◎初期、二次、三次の救急医療体制による広島県救急医療ネットワークの効果的な活用を推進します。
- ◎在宅当番医の負担減少と、夜間や休日昼間の二次救急体制を確保するため、坂町と合同で病院群輪番制を行います。また、広島県保健医療計画に基づき、休日・夜間救急はじめとする地域医療の充実・強化を促進します。
- ◎町民の高齢化・人口減少、医療・介護従事者側の高齢化・人手不足が進むことが想定される本町では、デジタル技術を活用した新たな予防医療及び遠隔診療による次世代診療サービスの構築を検討するとともに、健康なうちから町民の健康意識を啓発する取組により行動変容を促進するなど、予防を重視した医療体制づくりを推進します。
- ◎町民の献血についての意識を高めます。また、健康づくりや予防接種、臓器移植について、知識の普及と理解を促進するよう、広報・啓発活動を推進します。

まちづくり指標(KPI)

表4-7 健康づくりと地域医療体制の充実に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
特定健康診査受診率	38.7%	32.3%	60.0%
特定保健指導の実施率	28.8%	36.8%	60.0%

※熊野町国民健康保険の特定健康診査受診率および特定保健指導の実施率の実績値(令和6年度)についての速報値です。

関連事業	●生活習慣病予防対策事業(一般健康教育・がん検診・特定健診・特定保健指導・健康出前講座) ●感染症対策事業(定期予防接種・感染症予防対策) ●歯科保健事業 ●救急医療体制の構築 ●献血事業 ●精神保健事業 ●自殺対策 ●食育推進事業	
関連計画 策定年月	●第3次熊野町健康増進計画 ●第4次熊野町食育推進増進計画 ●第2次いのち支える熊野町自殺対策計画	令和8年3月 令和8年3月 令和8年3月

第6項 基本施策6 社会保障の安定



現況と課題

- わが国では急速に少子高齢化が進み、超高齢社会にある中で、医療費や介護給付費など増え続ける社会保障費の対策がより一層必要な状況となっています。国においては、誰もが安心できる持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療保険制度や介護保険制度の各種改革が実施されています。
- 本町においても、生活保護受給費や、医療費、介護給付費の増大が見込まれるなど、社会保障制度は厳しい運営を余儀なくされています。
- 生活保護世帯においては、経済的な自立を目指し、就労支援を行うとともに、適切な訪問調査活動を実施して適正に生活保護費等を支給しています。今後も引き続き自立支援に関する取組を進めるとともに、生活保護制度の安定的な運営を行う必要があります。
- 生活保護に至る前の段階の生活困窮状態から早期に自立を支援する必要があるため、生活困窮者自立支援事業を実施しています。
- ひとり親家庭の自立の促進を目的として、各種支援制度等の周知や給付を行っています。
- 今後も、できる限り住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、継続的・安定的な社会保障制度を運営する必要があります。

具体的な施策

1 国民健康保険の安定的な運営

- ◎医療受診を促進するとともに、主体的な健康づくりへの支援や疾病予防対策の充実など、各種保健事業の強化を図ります。
- ◎医療給付の適正化や健康寿命対策を充実させる取組を検討します。

2 後期高齢者医療制度の安定的な運営

- ◎運営主体である広島県後期高齢者医療広域連合と連携し、健全で安定的な制度運営に努めます。
- ◎団塊の世代の後期高齢化による給付費の拡大に伴い、医療給付の適正化や健康寿命対策を充実させる取組を検討します。

3 国民年金制度の普及・啓発

- ◎日本年金機構との協力・連携を通じて、制度の普及・啓発に努め、20歳以上の町民の加入漏れ・届け出漏れをなくすとともに、保険料納付率の向上を図ります。また、制度の周知に努めます。

4 生活の安定と自立の支援

- ◎ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、医療費の助成など、経済的負担の軽減を図ります。また、各種支援制度等の周知に努めます。

- ◎ひとり親家庭の経済的自立を促進していくため、高等技能訓練の支援など、各種制度の有効な活用を図ります。
- ◎生活保護法に基づき、適切な訪問調査活動の実施と制度の適正な運用を図るとともに、関係機関と連携し、適切な相談・指導に努めます。
- ◎生活困窮者の相談窓口である自立相談支援機能を強化するとともに、就職氷河期世代等支援にも資するよう、就労準備支援・家計改善支援のさらなる推進を図ります。また貧困連鎖を防止するため、子どもの学習・生活支援事業など生活困窮者に対する支援体制の更なる強化を図ります。

まちづくり指標(KPI)

表4-8 社会保障の安定に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
安芸区役所の就労支援延べ利用者数	3人	6人	10人
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険事業 ●後期高齢者医療事業 ●熊野町国民年金事業 ●生活保護支給事業 		

第2節 基本目標2 学ぶ力と豊かな心を 育むまち

こどもたち一人ひとりが、主体性・創造性を持ち、それぞれの能力や個性を生かしながら、将来を担う人材となるよう、本町の文化や人材など、地域資源を活用した特色のある教育を学校・家庭・地域が一体となって推進するとともに、ICTの活用により「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実する取組を進めます。

また、性別や年齢に関わらず、あらゆる人がいきいきと暮らしていけるよう、人権を尊重するための取組や、青少年の育成、地域間交流・多文化共生を推進するための環境づくりを進めます。

さらに、生涯を通じて、学び続け、充実した生活を送ることができるよう学習機会を提供するとともに、熊野筆とそれに関連した伝統文化や芸術、スポーツ、地域活動にふれる機会を設けることで、豊かな心を育むまちづくりを進めます。

基本目標概要

基本目標2 の構成

基本施策1 学校教育の推進

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 幼保小中高連携教育の推進 | 5 健やかに学ぶ環境の整備 |
| 2 学校教育体制の充実 | 6 学校施設の整備 |
| 3 地域における学校支援の充実 | 7 安全対策の強化 |
| 4 ふるさと教育の推進 | |

基本施策2 生涯学習の振興

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 生涯学習推進体制の充実 | 3 生涯学習施設の整備・有効活用 |
| 2 生涯学習活動の活性化 | |

基本施策3 文化芸術都市の創造

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 地域文化活動の支援 | 3 文化芸術活動の推進 |
| 2 文化芸術のまちづくりの推進 | 4 文化財等の保護と継承 |

基本施策4 スポーツの振興

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1 スポーツ振興体制の充実 | |
| 2 スポーツ・レクリエーション活動の活性化 | |
| 3 総合型地域スポーツクラブ(筆の里スポーツクラブ)の育成と定着 | |
| 4 スポーツ・レクリエーション施設の整備・有効活用 | |

基本施策5 人権が尊重された社会づくり

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 人権教育・学習や人権啓発の充実 | 3 男女共同参画社会の推進 |
| 2 人権相談・援護体制の充実 | |

基本施策6 青少年健全育成

- | | |
|-----------|------------|
| 1 健全育成の推進 | 2 青少年活動の推進 |
|-----------|------------|

基本施策7 地域間交流・多文化共生・国際理解の推進

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1 多世代交流・国際交流事業の推進 | 3 地域活動への参画支援 |
| 2 ともに支えあう体制の整備 | |

指標一覧

表4-9 基本目標2に該当する重点目標達成指標(KGI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
学校教育の充実の満足度	31.9%	30.5%	50%以上
生涯学習・スポーツ活動の支援の満足度	37.3%	36.3%	50%以上

表4-10 まちづくり指標(KPI)

各KPI達成により
KGI達成を目指す

指標名	実績値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
「授業がわかる」と回答した児童生徒の割合	(小)82.7% (中)79.5%	(小)85.0% (中)80.0%
「くまどく」達成率	40.1% (小)43.7% (中)45.3%	60.0%
図書館の人口1人当たり貸出冊数	6.5冊	8.0冊
文化イベントの開催数	4回	8回
総合型地域スポーツクラブ(筆の里スポーツクラブ)会員数	694人	900人
体育館等スポーツ施設の利用者数	103,922人	160,000人
人権尊重を目的とした講演会等の年間参加者数	307人	750人
審議会などにおける女性委員等の比率	31.6%	34.0%
スポーツ少年団の団体数	10団体	13団体
多文化共生・国際交流イベントの実施数	1回	4回

第1項 基本施策1 学校教育の推進



現況と課題

- 時代が急速に変化し、不確実性が増す社会の中で、こどもたちはこうした社会をたくましく生きていく資質・能力を身につけ、未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点を持つことが求められています。
- 進学や就職で本町を離れても、生まれ育った故郷に戻ってきたいと思えるよう、コミュニティ・スクールの仕組みや、筆文化その他の文化芸術を展開する「筆の里創造の丘公苑」との連携により、幼いころから地域の魅力や特性を学び、愛着を持つきっかけとなる取組を推進する必要があります。
- デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展は、社会状況のみならず、オンライン教育や授業におけるICTの活用など、学校教育において学びの変容をもたらし、これからの中の社会の課題や変化にデジタルを活用して柔軟に対応するスキルを持った人材を育成することが求められています。
- 本町においては、GIGAスクール構想に基づくICT活用による多様な学習環境を確保するため、教職員の理解・利用促進を図り、学校ごとの活用に濃淡が生じないよう取り組む必要があります。
- 社会構造の変化を背景として、障害や不登校、貧困など、こどもたちが抱える困難が複雑・多様化する中、誰もが幸福感を向上させ、地域とのつながりを持つことができるような教育を推進することが重要です。
- 本町においては、引き続き、障害のある児童生徒の支援を行う各種支援員を配置するとともに、不登校傾向の児童・生徒に対する学習指導等を行う「学びの多様化教室(がんくま教室)」の開設などにより、すべての児童生徒が将来に希望を持てるよう、切れ目のない総合的な支援体制を構築する必要があります。
- 学校施設については、老朽化の進行や多様な教育ニーズへの対応に加え、昨今の気候変動等による気温上昇に伴う熱中症等への対応が急務となっています。
- 本町においては、学校施設の計画的な改修・改築等により、児童生徒が安心して学びに向かうことができる環境整備を継続的に行う必要があります。

具体的施策

1 幼保小中高連携教育の推進

- ◎保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小中学校及び高等学校等の関係者が定期的に意見交換等を行う協議・連携の場の充実により、幼保小中高の接続を見通した連携教育を推進します。

2 学校教育体制の充実

- ◎校長を中心に、組織として機能し、柔軟で機動力のある学校運営体制の確立を図ります。
- ◎多様な教育課題や学校課題に対し、校長をはじめとするすべての職員がこどもたちのことを第一に考えた適切な指導や行動をとれるよう、研修等を通じた資質の向上を図ります。
- ◎教育DXを進め、デジタル技術の積極的な活用とリアルな体験活動の組み合わせにより、児童生徒の多様な状況に応じた教育活動の一層の充実、学習機会の確保及び各学校の取組の横展開を図るとともに、教職員一人ひとりが持っている力を最大限に發揮できるよう、学校における働き方改革

の推進に努めます。

- ◎各種の学力調査を計画的かつ継続的に実施するとともに、児童生徒の学力実態を的確に把握・評価することで、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行います。
- ◎児童生徒一人ひとりの特性や心身の発達段階、教育ニーズに応じた専門的な指導や教育環境の整備により、生徒指導や生活・学習支援の充実を図ります。
- ◎職業に関する知識を身につけ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力を育てるキャリア教育を推進します。
- ◎学校図書館に学校司書を配置し、快適な読書環境を整えるとともに、熊野町図書館との連携により学習及び読書活動の充実を図ります。
- ◎学校給食に地産地消を取り入れ、食育を継続して実施し、充実を図ります。

3 地域における学校支援の充実

- ◎コミュニティ・スクールの仕組みを活用することで、学校運営協議会を中心とした地域と学校との協働により、地域住民の多様な学校支援を促進します。また、コミュニティ・スクールの活動に携わる人材の育成にも取り組みます。

4 ふるさと教育の推進

- ◎低学年書道科授業の実施や小学校での筆づくり体験など、地域の特色を生かした学習を推進します。また、「筆の里創造の丘公苑」との連携により、地域の歴史・文化の継承、農業・ボランティア体験など、地域ならではの魅力の伝播や創意工夫した地域学習を推進します。
- ◎児童生徒が、急速に変化する社会をたくましく生き抜き、未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点を持つよう、地域の課題や魅力に関する学習を推進します。
- ◎こうしたふるさと教育を通じ、児童生徒が本町の歴史や文化、地域特性を深く理解し、ふるさとに愛着と誇り(シビックプライド)を持つ意識を醸成するとともに、社会の一員としての自覚と責任を持ち、主権者としての意識の醸成と、まちづくりに積極的に参画する意欲を育みます。

5 健やかに学ぶ環境の整備

- ◎障害のある児童生徒に対する適切な教育支援を行うとともに、個に応じた教育や教育環境の充実に努めます。
- ◎命や性の在り方を理解し、社会のルールを守る心豊かな児童生徒を育成するよう、発達段階に応じた人権教育や道徳教育の充実に努めます。
- ◎不登校等に対応するため、学びの多様化教室(がんくま教室)など児童生徒が相談できる場を確保するとともに、スクールソーシャルワーカーや教育支援員を配置するなど、教育相談体制を充実します。
- ◎いじめや不登校について、地域や学校の実情に沿った取組を実施できるよう、コミュニティ・スクールでの問題提起など学校と地域全体で取り組める体制づくりについて検討します。
- ◎デジタル機器を活用し、個別最適化した教育の充実を図るとともに、オンライン授業などを活用した学習機会の確保に努めます。

◎児童生徒数の動向に対応し、適正な教育環境を確保していくため、必要に応じて小中学校の適正規模及び適正配置について検討します。

6 学校施設の整備

◎学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の状況や将来的な需要の見通しを踏まえ、効率的・効果的な事業方法を選択するとともに、予防保全的な維持管理と計画的な修繕や改修、改築に努めます。

◎学校体育館及び格技場に空調設備を整備し、昨今の気候変動等による気温上昇に伴う熱中症等への対応を進めます。

7 安全対策の強化

◎児童生徒が地域の防災上の特性や過去の教訓を理解するとともに、自らが地域の防災リーダーとなる意識醸成を図るため、防災・減災に関する知見や体験などを含めた防災教育の充実に取り組みます。

◎児童生徒を対象とした交通安全教室を開催することにより交通安全意識の向上を図るとともに、児童生徒が安全に通学できるよう、交通安全に配慮した通学環境の確保及び学校、地域が一体となった登下校時の見守り体制の充実を図ります。

まちづくり指標(KPI)

表4-11 学校教育の推進に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
「授業がわかる」と回答した児童生徒の割合	(小)82.3% (中)71.0%	(小)82.7% (中)79.5%	(小)85.0% (中)80.0%

関連事業	●幼保小中高連携教育推進	●特別支援学級支援員、配慮児童支援員、スクールソーシャルワーカー、教育支援員、学校施設安全点検員等の配置
	●学力調査等基礎学力向上対策の実施	
	●学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置	●学びの多様化教室(がんくま教室)の開設
	●地域ボランティアによる見守りや、地域と連携した学校行事の開催	
	●低学年書道科指導事業	●特別支援教育・人権教育
	●学校施設長寿命化改修・改築事業	●防災教育、通学路整備
	●子ども防災・減災講座	
	●熊野町教育大綱	令和8年3月
関連計画 策定年月	●熊野町学校施設長寿命化計画	令和2年12月

第2項 基本施策2 生涯学習の振興



現況と課題

- 働き方改革による長時間労働の是正やライフスタイルの多様化が進む昨今、趣味や活動意欲を持つ様々なことを学び、挑戦する人が増加しています。
- 住民の防災意識の向上と主体的な活動や団体・グループの育成支援を図るため、広島版学びから始まる地域づくりプロジェクト事業を活用した「熊野東防災プロジェクト」に取り組んでいます。
- 様々な志向の人がそれぞれにあった学習や活動ができるよう、実践する場の整備と情報の提供を充実する必要があります。
- 多様な活動の実践において、参加する人だけでなく、指導や主催する提供側の人材の確保も重要なっています。
- スマートフォンなどの普及に伴い希薄化する家族間のコミュニケーションの改善のため、家庭読書を推進する「くまどく事業」を平成24年度から実施し、「くまどく」の活動や成果を発表する場として「くまどくフォーラム」を開催しています。
- 「熊野町子ども読書活動推進計画(第四次計画)」を策定し、「くまどく事業」の見直しを行うとともに、関係機関相互の連携を一層強化することとしています。

具体的な施策

1 生涯学習推進体制の充実

- ◎公民館等に関わる町職員の資質向上や、「筆の里創造の丘公苑」と連携した指導者の確保など、専門性を高めるよう取組体制を強化し、生涯にわたって学び続ける力を育みます。また、グループ活動や主催事業の周知方法等を検討して男性や新規参加者の増加に努めます。
- ◎広島県の指定事業に係る取組を発展させ、町民の自主的な活動グループ・団体の育成や活動支援、相互連携の促進を図ることにより、地域のつながりを深める取組を推進します。
- ◎図書館の利用促進については、利用者の関心を引く書籍の収集に努めるとともに、幼児のおはなし会や学校との連携を強化することにより、読書への関心を深める取り組みます。

2 生涯学習活動の活性化

- ◎「くまどく」により、読書に親しむ機会の充実や本や図書館に関する情報発信に取り組むとともに、幼児や小中学生等の読書の促進、図書館での活動を通じて、思いやりの深化を図ります。
- ◎「くまどく事業」のあり方を抜本的に見直すとともに、関係機関相互の連携を強化することにより、発達段階に応じた読書習慣形成の取組を一層充実します。
- ◎家庭・青少年・高齢者教育、国際・環境問題など、多様で専門性の高い学習機会の提供に努めます。
- ◎放課後子ども教室運営委員会の活性化など、こどもを対象とした教室・講座の充実を図ります。

- ◎広報紙、ホームページの充実やSNS等の活用により、公民館事業など生涯学習に係る情報をきめ細かく提供します。
- ◎若い世代や子育て世代が生涯学習活動に取り組めるよう、魅力ある教室・講座の充実や活動場所の確保に努めます。

3 生涯学習施設の整備・有効活用

- ◎図書館機能の充実を図るため、電子書籍の導入の検討を行うとともに、資料・情報の収集と整理、館内設備とサービスの充実に努めます。
- ◎公民館等において、デジタル技術を積極的に活用して生涯教育の充実を図るとともに、公共施設予約システムを利用して空き状況の確認や予約手続の簡素化等を図ることにより、施設を利用しやすい体制の整備に努めます。
- ◎公民館等の老朽化に対応した施設改修や設備の更新を計画的に進め、機能の維持に努めるとともに、各館の連絡調整を図ります。

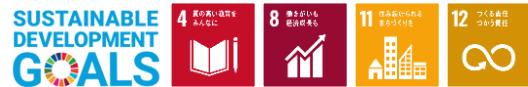
まちづくり指標(KPI)

表4-12 生涯学習の振興に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
「くまどく」達成率	74.7% (小)88.1% (中)61.2%	40.1% (小)43.7% (中)45.3%	60.0%
図書館の人口1人当たり貸出冊数	6.8冊	6.5冊	8.0冊

関連事業	●放課後子どもプラン推進事業 ●子ども司書養成講座 ●熊野東防災交流センター管理運営事業	●くまどく事業 ●熊野西防災交流センター管理運営事業 ●熊野町公民館管理運営事業
関連計画 策定年月	●熊野町子どもの読書活動推進計画(第四次計画)	令和7年3月

第3項 基本施策3 文化芸術都市の創造



現況と課題

- 地域文化は、人の日常の活動やまちの在りようなどが歴史的に積み重ねられることによって、総合的に醸し出されるものであり、その土地固有のものです。本町には、筆の産地としての歴史と伝統により、筆づくりやそれにまつわる地域文化が根づいています。
- 全国的にも有名な筆の都として、町民や団体等と連携しながら地域性のある文化・芸術活動を維持及び活性化していく必要があります。
- 筆の里工房をはじめとした文化施設について、町民や団体がより一層活用しやすいよう、環境や体制を整える必要があります。
- 新たに設置した「筆の里工房 創作館」の活用を図り、熊野筆と筆文化が暮らしに根ざした個性ある地域を創造するため、文化芸術のまちづくりを進めていくことが重要です。
- 本町では、芸術系大学の学生に筆づくりやそれにまつわる文化に触れてもらうため、合宿形式での研修会を隔年で実施しており、「筆を作る人」と「筆を使う人」のつながりの創出を図っています。
- 本町では、榊山神社の神殿などの有形文化財や、神楽踊りといった無形文化財、ゆるぎ観音とその一帯を史跡として指定するなど、多様な文化財を有しております、そうした文化財の保護と継承に取り組むとともに、活用の方法についても検討を進めています。

具体的な施策

1 地域文化活動の支援

- ◎町民や地域の文化団体・サークルの文化活動を支援するとともに、「町民文化祭」の実施、各種文化講座の開催、指導者の確保等、文化活動の場と機会の提供に努めます。
- ◎ピアノコンサートや文化講演会など、町民が優れた芸術文化に触れるよう魅力ある文化イベントの開催を図ります。

2 文化芸術のまちづくりの推進

- ◎多様な芸術を生み出してきた熊野筆と、筆の都として長年培われてきた文化芸術活動という地域の特色を活かしたまちづくりを推進するため、工房を中心に文化芸術のまちづくりを推進します。
- ◎町民が優れた芸術・文化に親しむことができるよう、音楽・演劇などの鑑賞機会の提供に努めるとともに、それらの提供方法及びホームページやSNS等を活用した周知の充実を図ります。
- ◎筆の里工房において、収蔵品による常設展示の充実や優れた特別展を開催するなど、町民がトップクラスの芸術や文化人にふれる機会の提供に努めます。また、新たに整備した「筆の里工房創作館」を拠点に、地域住民や内外の教育機関と連携した創造的な文化芸術活動を展開するなど、筆文化の振興と深化を図ります。
- ◎芸術系大学との交流や熊野高等学校芸術類型など地域の学校との連携について引き続き取り組むとともに、筆の都であることを生かした取組の充実を図ります。

3 文化芸術活動の推進

- ◎筆の里工房、東・西防災交流センター、町民会館、図書館など、施設の性格を生かしたネットワーク化を推進し、有効な活用を図ります。
- ◎町民や企業が自主的に実施する文化芸術活動に対して支援します。
- ◎町内の文化施設や筆の里工房を拠点として、筆や筆文化を生かした全国レベルのイベントを支援し、筆のまちの魅力づくりを推進します。
- ◎筆の里工房や町内小中学校等と連携し、鑑賞教育などを通じて熊野町における文化芸術への関心を高める取組を行うとともに、様々な「美」を支える筆の産地としての文化の振興と発信を推進します。

4 文化財等の保護と継承

- ◎「熊野町文化財保存活用地域計画」に基づき、地域の歴史と文化の保護・継承と活用を図るとともに、町民に郷土の歴史・文化について理解促進、文化の向上・発展に努めます。また、郷土館などを有効に活用する方法についても検討します。
- ◎有形無形の文化財については、環境の整備などにより、歴史と文化にふれる学びの場として有効活用を図ります。また、文化財を町の貴重な魅力の一つとして位置づけ、観光資源としての活用に取り組みます。
- ◎「熊野地域の筆製作技術」が令和7年4月に広島県無形民俗文化財に指定されました。指定後の具体的な動きについては関係組織と協議しつつ、活動を支援します。また、筆づくりの技術とそれに関わる文化は本町独自のブランドとして守り、受け継ぎます。
- ◎筆関連事業所が所有する書・絵画などについては、まちの貴重な資源・魅力として、公開の場を設けるなど、多様な活用を検討します。
- ◎本町独自の歴史と文化を唯一無二のものとして再評価し、町民が誇りに持つて継承しつつ、町外にも積極的にPRできるように努めます。

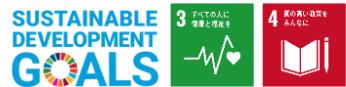
まちづくり指標(KPI)

表4-13 文化芸術都市の創造に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
文化イベントの開催数	3回	4回	8回

関連事業	●公民館一般事務事業	●社会教育一般事務事業
	●熊野西防災交流センター管理運営事業	●熊野東防災交流センター管理運営事業
	●熊野町公民館管理運営事業	
	●筆の里工房事業	●低学年書道科指導事業
関連計画 策定年月	●熊野町文化財保存活用地域計画	令和6年7月

第4項 基本施策4 スポーツの振興



現況と課題

- 昨今、健康づくり、体力づくり、レクリエーションなど、様々な目的で、スポーツに親しむ人が増加しています。
- 本町では、町民体育館、町民グランドなどを整備し、多くの町民の活動の場として親しまれ、NPO法人熊野健康スポーツ振興会と連携して、伝統ある駅伝大会や町民体育大会などのスポーツイベントを開催しています。
- スポーツ活動の実践の場として、ニーズに応じた継続的な施設の維持・整備が必要です。
- 子どもから若者、高齢者まで年代を問わずスポーツを楽しめる環境づくりとそれらの情報発信等の充実が求められています。
- 将来にわたってこどもたちが継続してスポーツに親しむことができる環境整備として、運動部活動の地域展開に関する取組の検討が求められています。

具体的な施策

1 スポーツ振興体制の充実

- ◎町民誰もが、関心・適性等に応じてスポーツを楽しめる環境づくりを進めるため、「スポーツ振興計画」に基づき、短・中長期的なスポーツ振興を図ります。
- ◎幼児から高齢者までの生涯スポーツの振興を図り、体力づくりや健康づくりを推進するとともに、スポーツ教室、イベントの開催など、ホームページやSNSなどを通じてスポーツ・レクリエーションに関するきめ細かい情報提供に努めます。
- ◎町内小中学校の体育科担当教諭等と連携し、児童生徒の体力の向上や、自ら進んで運動に親しむ資質・能力の定着に取り組みます。
- ◎体育協会、スポーツ少年団など各種団体の活動を支援し、競技力の向上を図るとともに、スポーツボランティアや指導者などの確保や資質の向上に努めます。
- ◎部活動の地域展開については、NPO法人熊野健康スポーツ振興会と連携して、熊野町体育協会やスポーツ少年団などの関係団体との協議体を設置し、今後のあり方について議論を深め、学校と地域が一体となって持続可能なスポーツ環境の整備に努めます。

2 スポーツ・レクリエーション活動の活性化

- ◎スポーツ・レクリエーション活動が日常化されるよう参加機会の拡充を図ります。
- ◎町民体育大会や熊野駅伝大会、新春熊野スター駅伝大会をはじめ、町民が参加しやすく、魅力あるスポーツ大会等各種イベントを開催し、普及啓発を図ります。

3 総合型地域スポーツクラブ（筆の里スポーツクラブ）の育成と定着

- ◎子どもから高齢者まで誰もが、体力、年齢、目的等に応じて親しむことができる各種スポーツ教室、高齢者健康スポーツ教室、講座等を開催します。

◎町民のニーズを把握し、若年層の会員の加入促進やスポーツクラブ活動の定着化を図ります。

4 スポーツ・レクリエーション施設の整備・有効活用

◎既存施設の適切な管理運営を促進するとともに、施設の計画的な改修・設備の更新に努め、良好な利用環境を維持します。

◎手軽なレクリエーションの場として、くまのファミリー公園・冒険広場の活用を促進します。

まちづくり指標(KPI)

表4-14 スポーツの振興に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
総合型地域スポーツクラブ(筆の里スポーツクラブ)会員数	912人	694人	900人
体育館等スポーツ施設の利用者数	153,693人	103,922人	160,000人

関連事業

●社会体育一般事務事業 ●社会体育施設管理事業

関連計画 策定年月

●熊野町スポーツ振興計画

令和5年7月

第5項 基本施策5 人権が尊重された社会づくり



現況と課題

- これまでの直接的ないじめや虐待、DV(ドメスティックバイオレンス)などに加え、インターネットやスマートフォン等の普及に伴う、ネット上での個人情報の流出や誹謗中傷等、人権侵害の状況や手法は複雑・多様化し、陰湿化する様相がみられています。
- 男女共同参画については、性別によって役割を固定化する意識や慣習が社会に根強く残り、ジェンダーやアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)、性的マイノリティなど、新たに一般的になっていく性的・文化的な状況の変化に、人と環境の両面で対応しきれていないのが現状です。
- 本町における人権講座等の参加者は減少傾向にあり、各種相談支援についても適切な情報の伝達が十分とはいえません。
- 職場や地域における女性の活躍、男女間の精神的・身体的暴力の根絶など、性別に関わらず、あらゆる人が自分らしく才能を發揮し、いきいきと暮らしていける環境づくりと文化の醸成が必要です。

具体的な施策

1 人権教育・学習や人権啓発の充実

- ◎人権擁護委員による人権教室、人権の花運動を小学校全校で実施するなど、こどもに対する人権思想の学習及び普及・啓発を図ります。
- ◎人権についての正しい理解と認識を深めるよう、講演会の開催など、親しみやすい人権教育、人権啓発活動の充実を図ります。
- ◎人権教育・啓発を推進する指導者の育成や団体・グループの支援に努めます。
- ◎広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を活用し、総合的かつ効果的な人権啓発を推進します。

2 人権相談・援護体制の充実

- ◎人権に対する諸問題に適切に対応できるよう、人権擁護委員などとの連携を強化し、人権相談の充実を図ります。
- ◎人権についての職員研修の充実を図り、人権擁護に努めます。
- ◎あらゆる人権侵害に対し、問題の早期解決を図るため定期的に実施する「人権ホットライン」などを通じ、人権問題に関する相談支援体制の充実を図るとともに、利用者にとってわかりやすい広報や情報提供に努めます。

3 男女共同参画社会の推進

- ◎熊野町男女共同参画プランに基づき、男女共同参画のまちづくりに取り組むとともに、学校教育、生涯学習における男女平等の理念に基づいた教育、家庭や地域活動における男女共同参画についての意識啓発など、様々な広報・啓発活動の充実を図ります。
- ◎女性リーダーや女性団体の育成を支援し、女性の自主的活動の活発化や参加機会の拡充を図ります。
- ◎「男女雇用機会均等法」の浸透や民間事業所における女性の職場環境の充実に向けて啓発を行うとともに、町の女性職員について、適正な人材配置や積極的な人材登用に努めます。
- ◎令和7年度に策定した特定事業主行動計画に基づいて、男性の育児休業の取得促進など職場において子育てがしやすい環境整備や超過勤務の縮減を図り、ワーク・ライフ・バランスの向上を図ります。また、その取組状況について、毎年公表します。
- ◎審議会や協議会など、多様な分野における政策・方針決定の場への女性の参画を拡充・促進します。
- ◎子育てや介護における固定的な分担意識の払しょく等を啓発し、ガイドラインの作成を検討するなど、地域や事業所等における推進体制の構築を支援します。
- ◎男女間におけるDV(ドメスティックバイオレンス)などの精神的・身体的暴力やセクシャル・ハラスメントの発生防止と根絶に向けて、関係機関と連携しながら対策を強化し、人権擁護と被害にあった人の保護を強化します。
- ◎性の多様性への理解促進や性的マイノリティの方々の社会参加の促進のため、「パートナーシップ宣誓制度」について広島広域都市圏構成市町との相互利用を図るなど、先進的な取組を推進します。

まちづくり指標(KPI)

表4-15 人権が尊重された社会づくりに関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
人権尊重を目的とした講演会等の年間参加者数	486人	307人	750人
審議会などにおける女性委員等の比率	26.3%	31.6%	40.0%

関連事業	●人権啓発事業 ●熊野町教育集会所管理事業 ●広域隣保活動事業
関連計画 策定年月	●熊野町人権教育推進計画 ●熊野町男女共同参画プラン(第3期) 平成23年4月 令和4年2月

第6項 基本施策6 青少年健全育成



現況と課題

- 青少年の健全育成に向けては、青少年育成くまの町民会議、放課後子ども教室運営委員会を組織化し、啓発活動の促進や活動の場づくりを行っています。
- 今後とも、行政、保護者、地域が一体となって、青少年を健全に育成していくための体制強化や環境の整備が必要です。
- スポーツ少年団等のスポーツ・文化活動が青少年健全育成の場となっていますが、少子化の影響により加入者や指導者の確保が難しく、団体数が減少しています。団体数の維持など、活動機会の確保が課題となっています。

具体的な施策

1 健全育成の推進

- ◎青少年育成くまの町民会議を中心として、地域における青少年の健全育成環境を整備するとともに、公民館活動等の講座等の企画を充実させることにより、新規参加者の増加に努めて多様な青少年活動の推進を図り、心身ともに健全な青少年を育成します。
- ◎青少年の問題行動について、気軽に相談できる体制を整備します。
- ◎青少年の健全育成についての情報発信や啓発活動を充実し、家庭や地域における教育力の向上を促進します。

2 青少年活動の推進

- ◎スポーツ・文化活動など、青少年活動の場と機会の充実に努めるとともに、発表の場を確保し、それら関連情報の提供の充実を図ります。
- ◎青少年の豊かな心を養い、地域社会へ愛着を高めていけるよう、コミュニティ活動、ボランティア活動、祭りなどへの積極的な参加を促進します。
- ◎少子化が進む中においても、高校生までが入団可能なスポーツ少年団の加入及びPR方法を見直して活動機会を増やし、総合型地域スポーツクラブなどにおける育成や活動を支援します。また、指導者やボランティアの確保・養成にも努め、スポーツ推進委員協議会とも連携し、取組について研究を進めます。

まちづくり指標(KPI)

表4-16 青少年健全育成に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
スポーツ少年団の団体数	13団体	10団体	13団体

関連事業	●放課後子ども教室実施事業 ●青少年健全育成事業 ●熊野西防災交流センター管理運営事業 ●熊野東防災交流センター管理運 営事業 ●熊野町公民館管理運営事業 ●図書館運営事業 ●二十歳を祝う会事業
関連計画 策定年月	●熊野町スポーツ振興計画 令和5年7月

第7項 基本施策7 地域間交流・多文化共生・国際理解の推進

現況と課題



- 地域住民・企業・各種団体・行政がお互いに手を取り合い、知恵と力を出しあいながらまちづくりを進めていく「協働のまちづくり」が必要です。
- 全国的な外国人労働者の増加や日本企業の海外進出といったグローバル化が進む中、小さいころから外国語や外国人等とふれあい、国際的な感覚を身につけることが求められています。
- 自治会や子ども会への加入の低下により、活動が停滞しているところもあり、コミュニティの希薄化が見受けられます。
- 支えあいの体制づくりに対しては、町民の意識不足がみられ、啓発や意識醸成が足りていない状況です。
- 地域活動における学習機会等が求められており、町民の多様なニーズに対応した場の提供と情報発信が必要です。
- 本町など安芸郡4町と広島市との広域都市圏連携事業として広島市に、共同運営の「広島市・安芸郡外国人相談窓口」を設置しました。

具体的な施策

1 多世代交流・国際理解の推進

- ◎学校教育、生涯学習の機会や、公民館・町民体育館の活用等により、すべての世代が参加できるスポーツ・レクリエーションや文化事業、イベントといった多世代交流事業を推進します。
- ◎外国人に熊野町の文化などを伝える機会を設けるとともに、本町のこどもたちがよりグローバルな視野を持って将来活躍することができるよう、県や大学等との連携により、国際交流の機会を創出することで、国際理解を促します。
- ◎学校での英語教育や地域に暮らす外国人との交流などを通じて、外国語や外国人とふれあえる場を積極的に設けることで、児童生徒の豊かな国際感覚を養います。

2 ともに支えあう体制の整備

- ◎少子高齢社会や生活様式・考え方の多様化についての意識と理解を高め、世代相互が協力し、ともに支えあう地域社会の形成を推進します。
- ◎外国人労働者など異なる文化を持つ人々が地域でともに生活していることを正しく理解し、地域で共生する社会の形成を推進します。
- ◎広島市・安芸郡外国人相談窓口の周知を強化し、外国人の方がより安心して生活できる環境整備に取り組みます。

3 地域活動への参画支援

- ◎公民館、図書館などにおける各種講座、自主事業を開催するなど、地域における多様な学習機会を提供することで、地域住民同士の地域間交流を促進します。
- ◎地域の行事、イベントへの参加や学校・福祉・環境など多様な分野におけるボランティア活動への参加を促進します。

まちづくり指標(KPI)

表4-17 地域間交流・多文化共生・国際理解の推進に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
多文化共生・国際交流イベントの実施数	1回	1回	4回

関連事業

- 熊野西防災交流センター管理運営事業
- 熊野東防災交流センター管理運営事業
- 熊野町公民館管理運営事業
- 国際交流事業
- 緊急通報体制整備事業
- 要配慮者支援

第3節 基本目標3 活力と魅力に満ちた元気なまち

日本一の筆産地であるという誇りを持ち、筆づくりの技術や筆にまつわる歴史・文化・芸術を日本はもとより、世界に向けて発信するなど、熊野筆のブランド化を一層推進します。

また、町民の豊かな暮らしを実現するため、起業支援や企業誘致など新しい産業の育成、就業機会の創出に取り組むとともに、本町の文化や人材などの地域資源を有効活用し、広域的な連携も踏まえながら、観光・交流機能の充実を図り、活力と魅力に満ちた元気なまちづくりを進めます。

基本目標概要

基本目標3 の構成

基本施策1 移住・定住の推進

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1 定住に関する情報提供・相談の充実 | 3 地域資源の活用 |
| 2 定住支援制度の検討 | 4 「まち」のブランド創出 |

基本施策2 商工業の振興

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1 中小企業・小規模事業者への支援 | 4 地域産業の育成 |
| 2 商店街の賑わいづくり | 5 新たな取組への支援 |
| 3 商業空間の整備 | |

基本施策3 観光の振興

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1 筆の里工房の魅力アップ | 5 多様な媒体による観光情報の提供 |
| 2 観光推進体制の強化 | 6 熊野町観光協会(仮称)の創設 |
| 3 魅力ある観光・交流の推進 | 7 熊野町観光まちづくり計画(仮称)の策定 |
| 4 各種イベントの実施 | |

基本施策4 雇用の促進

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 雇用機会の確保 | 3 優良企業の誘致 |
| 2 起業の支援 | |

基本施策5 地域資源の活用とプロモーションの推進

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 熊野筆ブランドの振興 | 3 需要開拓や新たな商品開発の支援 |
| 2 熊野筆事業協同組合の支援及び連携 | 4 ふるさと納税を生かした熊野筆のPR |

指標一覧

表4-18 基本目標3に該当する重点目標達成指標(KGI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
人口の社会増減	▲93人	175人(R6)	±0人
入込観光客数	106,172人	131,439人 (R6)	200,000人
ふるさと納税寄附件数	1,231件	6,789件 (R6)	14,000件
熊野筆ブランド戦略の満足度	42.4%	42.2%	50%以上

表4-19 まちづくり指標(KPI)

各KPI達成により
KGI達成を目指す



指標名	実績値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
定住促進イベント参加者数	465人	2,500人
人口千人あたり年間商品販売額	7.3億円	8.0億円
製造品出荷額等(従業者4人以上の事業所)	245億円	286億円
商工会会員数	421人	450人
筆の里工房年間来館者数	55,672人	80,000人
町外情報発信拠点数	2箇所	3箇所
熊野町PR動画公開本数	9本	15本
創業支援相談年間件数	7件	35件
就職ガイダンス参加事業所数	19事業所	22事業所
ふるさと納税リピート率	5.9%	7.7%
伝統工芸士認定者数	11人	13人
ブランド推進研修会開催数	1回	3回

第1項 基本施策1 移住・定住の推進



現況と課題

- 10歳代後半から20歳代にかけて就学や就労による転出が多くなっています。人口減少の克服を図るためにも、若い世代が住みやすいまちづくりを進めていく必要があります。
- 若い世代がまちに興味を持ち、集い、楽しく過ごすことができるよう、魅力的なイベントの開催や、交流する機会を提供していくことが求められています。
- 活気のある暮らしやすいまちのPR活動として、地域の公共施設で定期的なイベントを開催しています。さらに、定住促進パンフレットを作成し、定住関連のイベント・フェアなどで住環境等について紹介しています。
- 子育て世代の定住を促進し、地域の活性化を図るため、住宅の購入に対する助成を行っています。また、くまの・こども夢プラザに「移住体験施設」を整備し、移住を検討している方に対して「体験」ができる環境を整えています。こうした移住体験の場やイベント等を積極的に活用し、移住を検討している方へまちの魅力をPRしていく必要があります。

具体的な施策

1 定住に関する情報提供・相談の充実

- ◎ホームページやSNSを活用した定住情報を、子育て世代を中心に積極的に提供するなど、UIJターンを促進します。
- ◎定住に向けた就業情報の提供を行うとともに、定住に係る事柄についての相談や町内の不動産業者等と連携した空き家情報の提供など熊野町に住みたい人に対する支援体制の充実を図ります。
- ◎定住に向けた取組として町内イベントや定住情報の積極的な提供を図るとともに、移住者が町を知ることができるイベントを開催するなど内に向けたシティプロモーション活動の充実を図ります。

2 定住支援制度の検討

- ◎移住者を呼び込むため、子育て・住宅・就業・生活環境などの各場面において、定住を支援する制度を検討します。
- ◎くまの・こども夢プラザに整備した移住体験施設を有効活用し、本町への移住を検討している方に対して体験の場を提供します。
- ◎進学で町外に転出する場合に、卒業後のUターンを条件とした有利な奨学金返還助成制度を設けるなど、熊野町に若者が戻ってくる施策を検討します。

3 地域資源の活用

- ◎定住・交流の促進に向けて、各イベントにおいて賑わいを創出するとともに、各種地域資源を活用しながら本町へ興味を持つていただけるよう取り組みます。
- ◎空き家・空き地等の既存ストックを、生活サービス施設や地域のコミュニティの拠点施設として活用し、近隣住民による利用の促進を図る取組について研究します。

4 「まち」のブランド創出

- ◎「熊野筆」ブランドと並び、住むところ(移住地・定住地)として選ばれる、総合的な「まち」のブランドイメージを創造するために、子育て・教育・福祉・観光など幅広い分野で施策を展開、情報発信していきます。

まちづくり指標(KPI)

表4-20 移住・定住の推進に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
定住促進イベント参加者数	1,500人	465人	2,500人

関連事業	●定住交流促進事業 ●子育て世代定住促進助成事業
関連計画 策定年月	●熊野町都市計画マスタープラン ●熊野町シティプロモーション戦略 令和3年3月 令和8年3月

第2項 基本施策2 商工業の振興



現況と課題

- 人口減少などによる購買力の低下や大型店舗の進出などを背景に全国的に既存の商店街の活力の低下が進んでいます。さらに経営者の高齢化や後継者不足等もあり、商店街の運営はもちろん、存続自体も危ぶまれる状況となっています。本町においても同様の状況にあり、対策を講じる必要があります。
- 本町の令和3年における産業別従業者数では、筆産業など「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」「医療、福祉」となっています。また、産業別企業数では、「製造業」が最も多く、次いで「飲食店」「卸売業、小売業」となっています。
- 本町では商工会との連携により、中小企業や商店街の活性化に向けた取組を進めています。一方で、商店街などの後継者の確保や人材育成などは行えていない状況であり、今後商工会との連携を強化しながら、商業環境の変化に対応できる魅力的かつ地域性のある商業活動の促進につなげる必要があります。
- 筆の里振興事業団が筆の里創造の丘公苑を拠点として、文化芸術のまちづくりに取り組んでいくネットワーク組織、クマノ・クリエイティブ・パレット(KCP)を立ち上げました。

具体的な施策

1 中小企業・小規模事業者への支援

- ◎中小企業の経営の安定を図り、企業活動や商店街の活性化を促進していくとともに、後継者確保、人材育成のため、商工会の活動を支援するとともに、連携を強化します。
- ◎情報ネットワークの有効活用など、常に新しい情報を取り入れながら、経営の近代化・高度化を推進するとともに、各種融資制度の効果的な取組について支援します。

2 商店街の賑わいづくり

- ◎商店街の振興を図るため、商工会と連携し、商店街の活性化に向けた方針とその具体化方策について検討を行うとともに、各種取組について支援します。

3 商業空間の整備

- ◎空き店舗の活用方法や、共同駐車場、広場、歩道、ストリートファニチャーの設置など、快適で魅力ある商業基盤の整備について検討します。

4 地域産業の育成

- ◎まち並みや文化財、筆産業を生かした観光産業や、地域の既存の産品を生かした特産品化、新たな商品開発など、地域の特色を生かした産業の育成を図るとともに、これを支える人材の発掘と育成に取り組みます。
- ◎クマノ・クリエイティブ・パレット(KCP)の地域人材を活用した事業を展開し、熊野町の活性化や魅力づくりを進めます。
- ◎町民主体で事業展開が行えるよう、地域産業の育成支援を行うとともに、町内における機運の醸成を図ります。

5 新たな取組への支援

- ◎飲食事業者などの小売店舗におけるキャッシュレス決済の導入や、高齢者への宅配サービスへの対応を見据えたデリバリー・テイクアウトサービスの導入など、商業環境の変化に対応した新たな取組について積極的に支援します。

まちづくり指標(KPI)

表4-21 商工業の振興に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
人口千人あたり年間商品販売額	7.1億円	7.3億円	8.0億円
製造品出荷額等(従業者4人以上の事業所)	284億円	245億円	286億円
商工会会員数	431人	421人	450人

関連事業

- 中小企業の経営の安定に資する事業
- 商店街活性化事業
- 筆職人後継者育成事業

第3項 基本施策3 観光の振興



現況と課題

- 観光は、自然や歴史、文化などの地域資源を活用し、様々な体験を提供することで、地域経済の活性化を図るもので。近年は食文化や健康、自然体験など観光ニーズも多様化しており、そのまちならではの特色ある観光地づくりが求められています。
- 本町の入込観光客数は、平成26年の約15.2万人をピークに減少傾向で推移しており、令和2年においては新型コロナウィルス感染症拡大の影響で約4.6万人と特に減少しましたが、令和4年には約13.2万人まで回復しています。この多くは近隣市町のマイクロツーリズムを目的とした観光客であり、全国的に増加傾向にあるインバウンド需要を取り込むには至っていません。
- 本町の観光資源は、筆づくりに関連した筆の里工房や筆事業所などのほか、文化財・史跡などが中心となっています。特に筆の里工房では、筆や書画に関する収蔵品が充実してきているほか、筆の里創造の丘公苑を整備しています。今後も筆文化の振興・発信拠点としてさらなる成長が期待されます。
- 町民主体の観光振興に向けて意識づくりや支援体制の強化を図っていく必要があります。
- 観光情報の提供として、観光パンフレットの更新や新たなポスターの製作、まちを紹介する短編動画などをはじめ、熊野町観光PRキャラクター“ふでりん”を活用した様々なPR活動を行うなどターゲットに応じて様々な広報媒体を用いながら情報発信を行っています。
- 熊野町は筆産業の町として歴史が長く、特に近年では高品質な化粧筆の産地として世界的に注目され、観光面での関心も高まっていますが、観光客が魅力的に感じるコンテンツが十分でない面があります。「観光」を地域が潤う産業の一つと捉え、筆という独自の産業やこれに関わる文化・芸術を「観光資源」とした、官民協働による一体的な取組が必要です。
- 観光地としてのあり方や熊野筆を活用した取組の方針など、具体的な戦略や目標を設定し、本計画における取組や熊野町観光交流拠点整備構想計画における取組を踏まえ、観光振興を一体的に推進していく必要があります。

具体的施策

1 筆の里工房の魅力アップ

- ◎筆の里工房については、今後の運営・展開計画を定め、筆の博物館として収蔵品の充実など専門性を強化するとともに、誘客の強化を図るため、筆の里工房の北側に新たに観光交流施設「筆の里創造の丘公苑」を整備しています。新しい施設と連携し熊野筆の歴史・文化・芸術が融合した観光資源の創造を推進します。
- ◎筆の里工房における企画展・イベントについては、専門性が高いものや、知名度及びアピール性の高いものなど、工夫を凝らし、集客力の向上を図ります。
- ◎地域に支えられる施設として、町内の教育関連施設と連携した鑑賞教育等を通じて、熊野町における文化芸術への関心を高める活動や、様々な「美」を支える筆の産地としての文化の振興と発信を推進します。

◎既存の公共交通機関からのアクセスや町内の他の観光施設等との周遊性を確保するため、超小型モビリティや電動自転車レンタサイクルなどの導入、シャトルバスの運行、周辺市町の観光地と連携した周遊バスの運行などについて検討します。

2 観光推進体制の強化

- ◎事業所や関係団体等との連携・協力を強化し、地域が一体となった観光推進体制を確立を支援します。さらに、筆の里創造の丘公苑の整備とあわせ、商工会、熊野筆事業協同組合、自治会など、行政だけでなく地域と連携強化を図りながら、地域おこし協力隊など新たな手法での担い手の確保に努め、観光のまちづくりを協議・検討していきます。
- ◎筆に関わる芸術・美術に関する研究・研修教育・体験施設の誘致など、多様な観光資源の確保に向けた取組を行います。
- ◎宿泊施設の誘致や民泊事業の実施に向けた支援など、滞在可能な場の確保を検討します。
- ◎接客サービスの向上や気配りなど、本町ならではの「おもてなしの心」を醸成するとともに、人材の育成を図ります。

3 魅力ある観光・交流の推進

- ◎町内観光モデルコースの設定、バスツアーの企画・運行、観光資源の組みあわせなど、魅力ある観光メニューづくりを推進します。
- ◎地域の特産物の宣伝を強化するとともに、関係機関、民間団体による新たな「食」や「観光スポット」などの地域資源の開発を支援します。
- ◎観光案内やギャラリー事業を行う熊野町観光案内所「筆の駅」や民間公園であるトモビオパーク、事業所が行う筆づくり体験など、民間の活動と連携した取組を行います。
- ◎「筆」を媒体として、紙の産地など関連地域との交流を検討し、国内外における「筆」のネットワークを形成します。
- ◎全国書画展覧会やありがとうの絵てがみ大賞など、地域の特色や継続してきたイベント等を支援し、それを生かした交流事業を推進します。
- ◎インバウンドを呼び込むため、町内の主要観光スポット等に関して、案内看板や展示の解説など外国語表記を普及させるとともに、日本と本町の文化体験やまち歩きなどの観光コンテンツの整備を推進します。
- ◎現在の郷土館について、そのたたずまいとこれまで収集された古民具等を生かした古民家カフェやゲストハウス、ミニ物産館(朝市)などへの転用も視野に入れ、地域の活性化と観光コンテンツの一つとなるよう取り組みます。また、筆づくりの技術とそれにまつわる熊野町独自の文化を文化財として位置づけ、観光資源としての活用を図ります。
- ◎中溝・出来庭地区付近から筆の里工房周辺に至るまでを「まち並み観光ルート(仮称)」として設定し、まち歩きの観光コンテンツの一つとなるよう地域住民との協働による取組を推進します。

◎筆の里創造の丘公苑について、既存の観光資源と連携しながら町外からの観光客はもとより、町民にとっても集い楽しめる場としての活用に取り組みます。この新施設を拠点として文化芸術のまちづくりに取り組むネットワーク組織、クマノ・クリエイティブ・パレット(KCP)の地域人材を活用した事業を通して熊野町の活性化や魅力づくりを進めます。また、新施設を契機として、文化芸術のまちづくりに向けた庁内体制と筆の里振興事業団との推進体制を改めて構築していきます。

4 各種イベントの実施

- ◎「筆まつり」について、商工会等と連携し、まつりの在り方や性格、内容の個性化等について検討し、より魅力あるものとします。
- ◎新たなイベントの実施にあたっては、筆の里工房事業の多様な活用を図るとともに、連携を強化し、自然・歴史・産業などの地域資源を活用した町民参加型のイベントの開催を検討します。
- ◎広島宮島岩国地域観光圏協議会等と連携し、広域観光ルートの形成を図るとともに、観光キャンペーンやイベントの共同開催など、連携中枢都市圏制度を活用した広域的な取組を強化します。
- ◎「筆まつり」以外の熊野町ならではの要素を持った新たな集客イベントの定期的な開催について、商工会や熊野筆事業協同組合などの関係団体と協議を行っていきます。

5 多様な媒体による観光情報の提供

- ◎観光パンフレットやポスターなどの既存の紙媒体での広報や、デジタル技術を活用したSNSや動画配信、仮想現実空間でのまち歩き体験など、様々なツールにより熊野町に興味・関心を引き、実際の来町観光につながる観光情報の発信に努めます。また、観光地における利便性が確保されるよう、情報提供・案内機能の充実を図ります。
- ◎本町の魅力や観光地をPRする映像コンテンツを活用し、「筆の都・熊野町」の一層の周知を図ります。
- ◎筆文化大使等を通じてさらなる熊野筆の魅力発信を図ります。
- ◎筆文化を様々な手法で発信するために、インターネット内での特設販売サイトの整備支援や、筆の里工房 創作館にWi-Fi環境を整備し携帯端末からの観光情報が入手できる環境の整備を推進します。
- ◎ふるさと納税の制度を通して、熊野筆の魅力向上、熊野町の認知度アップを目指します。また、事務負担の軽減や返礼品の質の向上、町のPRに係る新たな返礼品開発等の取組の充実を図ります。

6 熊野町観光協会（仮称）の創設

- ◎町内の関連事業所と連携して本町の観光の魅力を最大限に活用した様々な取組が円滑に行えるよう、「熊野町観光協会（仮称）」の創設に向けた取組を支援します。

7 熊野町観光まちづくり計画（仮称）の策定

◎本計画における取組及び熊野町観光交流拠点整備構想計画を包括する「熊野町観光まちづくり計画（仮称）」を策定し、本町のとるべき観光施策を定め、具体的に推進していきます。

まちづくり指標(KPI)

表4-22 観光の振興に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
筆の里工房年間来館者数	45,102人	55,672人	80,000人
町外情報発信拠点数	3箇所	2箇所	3箇所
熊野町PR動画公開本数	7本	9本	15本

関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●芸術文化の振興、筆を生かした文化活動の推進 ●筆の里工房周辺整備事業 ●ふるさと納税 ●広島宮島岩国地域観光圏事業 ●各種媒体を活用した情報発信 ●熊野町観光案内所 筆の駅事業 ●観光人口・交流人口の増加促進 ●筆まつり事業 ●SNS活用事業 ●広島中央地域連携中枢都市圏事業
関連計画 策定年月	<ul style="list-style-type: none"> ●熊野町観光交流拠点整備構想計画 ●熊野町観光まちづくり計画（仮称） ●熊野町シティプロモーション戦略
	平成29年3月
	策定予定
	令和8年3月

第4項 基本施策4 雇用の促進



現況と課題

- わが国における雇用情勢は依然として厳しい状況となっており、特に地方においては、人口減少や少子高齢化に伴う人口構造の変化により、後継者不足・人手不足の問題が出ています。この問題は事業者の安定した経営に支障が生じてしまい、事業継続が困難になるほか、企業の新規参入にも影響が出ます。さらに、産業のグローバル化による国内外の競争の激化などもあり、中小企業などを取り巻く環境は厳しい状況となっています。
- 本町では、役場や商工会において相談窓口を設置するとともに、創業支援事業計画を作成するなど、創業に向けた支援を行っています。
- 関係機関との連携のもと、地元就職に向けた啓発及びUIJターンの促進、女性活躍推進、高齢者・障害者などの雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

具体的な施策

1 雇用機会の確保

- ◎ハローワークなどの関係機関や商工会、地元企業等と連携し、就職相談や職業斡旋等の情報提供及び雇用促進に努めます。
- ◎くまの・こども夢プラザで出張相談や就職応援セミナーを県と共に催し、女性の就職を総合的に支援します。

2 起業の支援

- ◎産業の高度化・情報化に対応した新たな事業展開に向けて、商工会等と連携し、各種講座の開催等人材の育成やコミュニティビジネスの推進などを通じて起業を支援します。
- ◎創業支援事業計画の更新に伴い、引き続き相談窓口の設置を行います。

3 優良企業の誘致

- ◎深原地区及びくまの産業団地一帯を産業拠点として位置づけて、都市計画法における地区計画制度の誘導を進め、企業誘致活動の積極的な展開を図ります。
- ◎企業誘致活動に際しては、町民の雇用奨励金制度を創設するなど、雇用の創出にも取り組みます。

まちづくり指標(KPI)

表4-23 雇用の促進に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
創業支援相談年間件数	24件	7件	35件
就職ガイダンス参加事業所数	12事業所	19事業所	22事業所

関連事業	●創業者の支援に関する事業
関連計画 策定年月	●熊野町創業支援事業計画 平成27年5月 ●熊野町都市計画マスタープラン 令和3年3月

第5項 基本施策5 地域資源の活用とプロモーションの推進



現況と課題

- 本町では、江戸時代末期から筆づくりが始まり、先人たちの努力と情熱により今もその技術は連綿と受け継がれており、令和7年4月には「熊野地域の筆製作技術」が広島県無形民俗文化財に指定されました。指定後の具体的な動きについては関係組織と協議しつつ、活動を支援します。
- 本町の筆の生産は全国の大部分を占めており、また、昭和50年には毛筆産業としては初めて「伝統的工芸品」の指定を受け、まさに「筆の都」と呼ぶにふさわしい筆づくりの町へと発展してきました。
- 「熊野筆」は、世界のメイクアップアーティストや書道家に愛される最高級の筆として、本町を代表する産業となっています。
- 「熊野筆」のブランド価値を高め、多くの方に使っていただけるよう、産業としての維持、発展を目指していくことが望まれています。
- 熊野筆統一ブランドマークである「Kマーク」の活用により、熊野筆のブランド価値のPRや海外製品など他製品との差別化が図られています。

具体的な施策

1 熊野筆ブランドの振興

- ◎熊野筆ブランドの価値の向上による競争力の強化を図るとともに、製筆技術の維持と向上を目的とした後継者の育成・確保を図るなど、筆産地としての基盤の強化を支援します。
- ◎広島県無形民俗文化財に指定された筆づくりの技術とそれにまつわる熊野町独自の文化を守り、受け継ぎ、これをブランド力の一つとします。

2 熊野筆事業協同組合の支援及び連携

- ◎学校教育や観光分野など、まちづくりの多様な分野における組合との幅広い連携・協力・参加を促進・支援します。
- ◎自主的な経営努力を支援するため、各種融資制度や国の補助事業などの情報を提供し、筆産業の活性化を促します。
- ◎熊野筆ブランドの強化と普及促進を図るため、専門家による定期的な講座や具体的なアドバイスの提供、製筆技術の維持と向上を目的とした後継者の育成・確保など、筆の産地としての基盤の維持向上のための取組を支援します。
- ◎伝統工芸士が高齢化し人数が減少する中で伝統工芸士を目指す人材を増やすため、熊野筆事業協同組合と連携し、その魅力発信や人材確保に向けた制度設計を検討していきます。

3 需要開拓や新たな商品開発の支援

- ◎熊野筆セレクトショップによる熊野筆の知名度の向上の取組と熊野筆事業協同組合による需要開拓への支援を行います。
- ◎医療、福祉、環境などの成長分野と連動した需要開拓や新たな商品開発を支援します。
- ◎他の伝統的工芸品の産地や友好都市協定を結んだ三重県熊野市など、他の地域や自治体同士のつながりを活用し、特産品のコラボレーション商品を新たに開発し、更なるブランド力の向上に努めます。
- ◎ふるさと納税における寄附者を対象として実施するアンケートを活用し、寄附者のニーズや返礼品への意見などを事業者にフィードバックすることで、商品開発等の支援につなげます。

4 ふるさと納税を生かした熊野筆のPR

- ◎ふるさと納税の持つPR力を生かし、熊野筆がより多くの人の目に届くよう、返礼品数や事業者数の増加に取り組むことで、寄附件数の増加と販売促進につなげます。

まちづくり指標(KPI)

表4-24 地域資源の活用とプロモーションの推進に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
ふるさと納税リピート率	2.3%	5.9%	7.7%
伝統工芸士認定者数	—	11人	13人
ブランド推進研修会開催数	1回	1回	3回

関連事業

- 筆産業に関する事業
- 熊野筆事業協同組合事業
- 筆職人後継者育成事業
- ふるさと納税

第4節 基本目標4 安心・安全で快適に暮らせるまち

近年、頻発する大規模自然災害に対し、町民の身体や生命、財産を守るために、防災対策や減災対策に取り組むとともに、町民との協働のもと、地域の実情に応じた地域防災力や防災機能の向上を図ります。

また、防犯力や交通安全対策を強化し、犯罪や交通事故が発生しにくい環境づくりを進めます。

さらに、交通体系の維持・向上や交通サービスの充実を図るなど、安心・安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標概要

基本目標4 の構成	基本施策1 防災・減災対策の強化		
	1 総合的な防災体制の確立	3 地域防災力の向上	
	2 防災意識の高揚	4 災害応急体制の整備	
	基本施策2 砂防・治山・治水の推進		
	1 自然災害対策の充実		
	基本施策3 消防・救急体制の充実		
	1 消防・救急体制の充実・強化	2 消防団活動の推進	
	基本施策4 道路交通網の整備・充実		
1 道路の整備・充実			
2 道路の維持管理・安全対策の推進			
基本施策5 生活インフラの整備			
1 良好な住宅・宅地の供給			
2 上水道の安定供給			
3 下水道施設の維持			
4 公共施設の有効活用			
5 施設のバリアフリー化の推進			
6 施設の長寿命化の推進			
基本施策6 防犯・交通安全対策の推進			
1 防犯対策の推進			
2 地域防犯活動の支援			
3 交通安全意識の高揚			
4 交通安全環境の整備			
基本施策7 消費者の保護と意識啓発			
1 啓発の充実			
2 消費者保護の充実			

指標一覧

表4-25 基本目標4に該当する重点目標達成指標(KGI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
自主防災組織の組織率	23.8%	43.1%(R6)	60%以上
防災教育への取組の満足度	28.8%	38.3%	50%以上
地震・風水害などの防災・減災対策の満足度	28.1%	43.1%	50%以上

表4-26 まちづくり指標(KPI)

各KPI達成により
KGI達成を目指す



指標名	実績値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
自主防災組織数	18組織	22組織
防災・避難訓練の実施回数	6回	10回
砂防・治山施設整備箇所数 (※急傾斜地崩壊防止施設を含む)	34箇所	35箇所
非常勤消防団員数(実数)	153人	157人
火災件数	7件	3件
町道における車道の改良箇所数	23箇所	34箇所
おでかけ号年間利用者数	7,508人	8,540人
下水道改築更新延長	2,245m	3,900m
木造住宅耐震化率	79.5%	90.0%
防犯灯設置基數	2,107箇所	2,159箇所
交通事故発生件数	25件	25件
交通事故による死者数	1人	0人
消費生活に関する出前講座等の参加者数	174人	230人

第1項 基本施策1 防災・減災対策の強化



現況と課題

- 近年、わが国では地震や豪雨災害などの自然災害が全国各地で数多く発生しています。平成30年7月豪雨においては、本町においても集中豪雨により町内各地で土石流や河川の氾濫など多くの被害が発生し、町民の尊い命が失われる事態となりました。このようなことを踏まえ、町民の身体や生命、財産を守るための対策の充実が求められています。
- 広島県地域防災計画の見直しを踏まえ、平成30年7月豪雨の教訓をもとに熊野町地域防災計画を見直しました。今後も必要に応じて見直しを行います。
- 自主防災組織の勉強会において、自主防災アドバイザーの指導のもと、まち歩きを実施し、自分たちの住む地域の危険箇所を確認し、あわせて図上訓練を実施しました。
- 「避難行動要支援者名簿取扱いマニュアル」を策定し、避難時に第三者の支援が必要な、高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者の避難支援の体制づくりに取り組んでいます。毎年1月1日を基準日として避難行動要支援者調査を実施し名簿を作成しています。
- 令和2年3月に、「熊野町防災・減災まちづくり条例」を制定しました。今後も自然災害等の発生時において、被害を最小限に抑えるため、町民、事業所、関係機関との連携を強化するなど、協働による防災・減災に向けた危機管理体制の充実を図っていく必要があります。
- 地域の防災拠点として整備した熊野中央防災交流センター、熊野東防災交流センター、熊野西防災交流センターは、乳幼児世帯やペット同行避難を可能とする避難所、自主防災組織の活動拠点、各避難所を支援する防災機能を備えています。平時は地域住民が集うコミュニティの拠点として利用できます。
- 熊野町内全域の土砂災害(特別)警戒区域及び浸水想定区域を表したハザードマップを作成して全戸に配布し、町ホームページには最新のハザードマップ(電子版)を掲載しています。また、避難環境の充実のため、東西の各防災交流センターに避難誘導看板を設置しました。

具体的施策

1 総合的な防災体制の確立

- ◎町民が安心して暮らし続けることができる環境を整備し、災害に強いまちづくりを実現するため、「熊野町防災・減災まちづくり条例」の啓発に努めます。
- ◎災害に強いまちづくりを推進するため、新規の住宅団地の開発は、土地利用などの制限により災害のリスクが低い地域に誘導することを検討します。
- ◎災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう「熊野町地域防災計画」に基づき総合的な防災体制の整備・充実に努めるとともに、訓練を実施します。
- ◎緊急情報を迅速に提供できるよう、防災メールや防災行政無線、自動音声電話サービス、FAX、防災アプリなど、多様な伝達手段を確保します。
- ◎民間木造住宅の耐震性の改善など、安全な住宅づくりについて意識啓発に努めるとともに、耐震改修に関する補助制度の活用を促進します。

- ◎避難に必要な経路の確保や、住民の生命・財産を保護するため、通学路等にある危険なコンクリートブロック塀の撤去や建替に要した費用の一部を補助します。危険空き家の除却に関する制度についても検討します。
- ◎本計画のすべての施策と地域防災の視点からの必要性との関連づけを行い、国の国土強靭化基本計画との調和及び広島県強靭化地域計画との連携を図る「熊野町国土強靭化地域計画」に基づき、地域強靭化の早期実現を図ります。
- ◎土砂災害特別警戒区域内の住宅について、土砂災害対策改修を実施する所有者にその費用に対して補助金を交付し、土砂災害から町民の生命及び身体を保護します。住宅の除去や移転に関する助成制度について検討します。

2 防災意識の高揚

- ◎広報紙、出前講座、講演会などあらゆる機会を通じて災害に対する意識啓発に努め、防災意識の高揚を図ります。また、今後も地域での自助・共助の大切さについて、町民に伝わるよう啓発を継続していきます。
- ◎自主防災アドバイザーの派遣など県の事業も積極的に活用しながら、自主防災組織の勉強会、連絡会などを開催し、自主防災組織間の連携を図っていきます。
- ◎防災についての適切な情報を提供し、危険性の周知を図るため、隨時、ハザードマップの見直しを行うとともに、出前講座等においてハザードマップの活用方法について周知します。
- ◎引き続き名簿作成を進めるとともに、個別避難計画を作成するための支援体制を整え、災害時や緊急時において、高齢者や障害者、こどもをはじめとした支援が必要と思われる人たちへの支援体制を確立し、支えあいの意識啓発を図ります。
- ◎避難情報等の伝達が避難行動等へ結びつくよう、多様な伝達手段を確保するとともに、あらゆる機会を通じて意識の啓発に努めます。

3 地域防災力の向上

- ◎防災交流センターが地域コミュニティの活動の場として平時から利用されることで、地域のみんなでともに支え合う「共助」の意識を醸成し災害に強いまちづくりを目指します。また、町と住民による避難所運営の実現に向け、地域住民や自主防災組織等とともに、各防災交流センターにおける避難所運営マニュアルの作成等に取り組みます。
- ◎地域における防災体制を強化していくため、町民による自主防災組織の育成・支援を図るとともに、防災ボランティアの育成を行います。
- ◎緊急時において、的確な対応がとれるよう、地域、行政、消防署、消防団、警察、自衛隊など関係機関・団体が連携した住民参加の防災訓練を定期的に実施します。さらに、各地域での避難訓練、防災訓練等の実施を支援し、地域の防災力の強化を図ります。
- ◎関係団体との協力協定の見直しや新規の協力協定締結を進めます。
- ◎避難時に第三者の支援が必要な、高齢者や障害者等の避難行動要支援者への支援体制を整備します。

4 災害応急体制の整備

- ◎地域住民が避難場所またはそれに相当する安全な場所に迅速かつ安全に避難するための避難路の計画的な整備を推進するとともに、町民への周知徹底に努めます。
- ◎「熊野町地域防災計画」に基づいて食料品、飲料水、毛布等の備蓄、緊急時における車両や通信の確保に努めます。
- ◎土砂災害警戒区域外の地区集会所を一時避難場所として利用できるよう修繕を行うための補助金を交付します。また、商業施設の駐車場など、多様な避難場所の確保に努めます。
- ◎熊野町社会福祉協議会の被災者生活サポート“ボラネット”と連携し、災害発生時の迅速な被災者支援体制を構築します。
- ◎西・中央・東の各防災交流センターについて、災害時に電力供給がなされるよう、太陽光発電設備や非常用発電機を整備し、関係機関と協議を進め、停電時に対応できる施設とします。
- ◎友好都市協定を締結した三重県熊野市との相互応援協定に基づき、大規模災害発生時に両市町間で物的・人的支援が円滑に行われる体制を推進します。

まちづくり指標(KPI)

表4-27 防災・減災対策の強化に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
自主防災組織数	14組織	18組織	22組織
防災・避難訓練の実施回数	3回	6回	10回

関連事業	●木造住宅耐震診断補助事業	●防災啓発
	●自主防災組織の設立・運営の支援	●防災体制の整備
	●福祉避難所設置	●要配慮者支援
	●都市防災総合推進事業	●建築物土砂災害対策改修促進補助事業
関連計画 策定年月	●熊野町地域防災計画	令和2年2月
	●熊野町災害復興計画	令和元年9月
	●熊野町国土強靭化地域計画	令和8年3月
	●熊野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期～)	令和6年3月
	●熊野町立地適正化計画	令和6年3月

第2項 基本施策2 砂防・治山・治水の推進



現況と課題

- 本町では平成30年7月豪雨により、河川の氾濫や土砂災害が発生し、甚大な被害を受けました。今後も豪雨や台風等により、急な河川の増水や土砂災害が発生する可能性が高く、対策が急務となっています。
- 県において「平成30年7月豪雨災害 砂防・治山施設整備計画(緊急事業・激特事業等)」が令和元年5月に公表されました。本町においても、甚大な被害を受けた箇所については、この計画に基づき、砂防・治山施設の整備が進められ、令和6年度に工事が完了しました。
- 県において農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、町内における特定農業用ため池の指定を行うとともに、決壊した場合に想定される浸水想定区域等を策定しています。

具体的施策

1 自然災害対策の充実

- ◎県と連携し、二河川や熊野川、普通河川の浚渫や改修を推進するなど、計画的な治水機能の維持及び向上に努めます。
- ◎森林の水源涵養機能や災害防止機能など多面的な機能を保持するため、国や県の交付金などを活用して、官民協働による遊歩道の管理、間伐、植樹などに努めます。
- ◎県が作成した浸水想定区域に基づき、熊野町版のため池ハザードマップを作成し、常に最新の情報を町のHPに掲載するとともに、ため池管理者へ周知します。
- ◎県と連携を図り、山林の適切な管理や砂防・治山施設の整備を推進し、土砂災害対策に取り組みます。

まちづくり指標(KPI)

表4-28 砂防・治山・治水の推進に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
砂防・治山施設整備箇所数 (※急傾斜地崩壊防止施設を含む)	4箇所	34箇所	35箇所

関連事業	●土砂災害危険箇所の状況把握	
関連計画 策定年月	●熊野町災害復興計画 ●(広島県)ひろしま砂防アクションプラン2021 ●(広島県)平成30年7月豪雨災害 砂防・治山施設整備計画	令和元年9月 令和3年3月 令和元年5月

第3項 基本施策3 消防・救急体制の充実



現況と課題

- 消防・救急体制は、常備消防機関である広島市消防局と非常備消防である熊野町消防団により構成されており、相互に連携を図りながら地域消防や救急活動にあたっています。
- 消防団員については、仕事をしている団員も多く、平日昼間の災害時に対応できる団員が限られていることが課題となっています。また、組織体制の充実に向けて、研修と訓練を充実し、消防団員の育成強化を図っていくことが重要です。
- 防火意識の高揚を図るため、火災予防運動期間にあわせて、広報紙、ホームページ、防災行政無線により町民周知を実施しており、今後も引き続き防火意識の普及を行っていく必要があります。

具体的な施策

1 消防・救急体制の充実・強化

- ◎防火意識の高揚を図るため、広報や訓練等を通じて火災についての正しい知識の普及など、啓発活動の充実を図ります。
- ◎広域消防体制を維持し、地域や事業所における自衛消防組織の育成支援をはじめとして、地域における消防力・救急体制の強化を促進します。
- ◎消防設備更新計画に基づき、小型動力ポンプ及び積載車の更新を進めていくとともに、消防団員の安全を守るための安全装備品を整備します。また、防火水槽、消火栓など消防水利施設や資機材の維持管理に努めます。

2 消防団活動の推進

- ◎2人以上の入団が認定要件となっている消防団協力事業所を新規に認定し、地域における消防防災体制の充実を図ります。
- ◎平日昼間に対応できる団員を含めた消防団員の確保を図るため、消防団協力事業所表示制度や活動内容の周知を行うことで、団員の勤務先等への理解を促進し、団員が活動しやすい環境を整備します。
- ◎消防団員の訓練強化に努め、技能の向上を図ります。

まちづくり指標(KPI)

表4-29 消防・救急体制の充実に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
非常勤消防団員数(実数)	155人	153人	157人
火災件数	12件	7件	3件

関連事業	●防火の呼びかけ ●年末特別警戒 ●消防力の強化 ●水防訓練等
関連計画 策定年月	●熊野町消防設備更新計画 平成23年4月

第4項 基本施策4 道路交通網の整備・充実



現況と課題

- 幹線道路や生活道路で構成される道路網は、社会経済活動や町民の快適な生活を支えるほか、災害時における物資等の輸送や救急・救命活動を支えるなど、役割は多岐にわたり、重要度を増しています。
- 本町の道路ネットワークは、町を東西に横断する県道矢野安浦線と、南北に横断する県道瀬野呉線や県道呉平谷線があります。また、広島市と本町を結ぶ広島熊野道路については、令和2年12月の無料化により、交流人口の増加や移住・定住の促進に寄与しているものの、無料化に伴う交通量の変化に応じた交通流動の円滑化の取組が必要となっています。
- 本町の生活道路は、住宅団地を除いて旧市街地を中心に狭隘な道路が数多く存在しており、地形的に家屋が密集した地域も多いことから、道路の拡幅などが重要な課題となっています。
- バス交通は、通勤や通学、買い物等の生活を支える交通機関として重要な役割を果たしているだけでなく、福祉や観光なども含めて地域の発展にも重要な役割を担っています。
- 本町の公共交通はバス交通となっています。一方でバスの利用者が減少しており、バス交通の利用を促進するためのイベントも開催していますが、利用増にはつながっていない現状があります。
- 令和6年3月に策定した熊野町地域公共交通計画に基づき、阿戸線の路線維持や交通手段の確保、おでかけ号の利便性向上を踏まえて将来的な公共交通のあり方について検討し、持続可能で利便性の高い公共交通を実現する必要があります。
- 近年、運転することに不安を感じる高齢者が増えていることもあり、誰もが安心して移動でき、安全で利用しやすい交通手段の確保や交通安全対策の推進等、総合的な交通システムを確立し、地域の発展を図る必要があります。

具体的施策

1 道路の整備・充実

- ◎主要幹線道路である県道矢野安浦線・瀬野呉線の早期整備や未着手区間の早期事業化について、引き続き国・県へ働きかけます。また、町内県道に点在するボトルネックの解消などを推進し、渋滞緩和に努めるとともに、広域的な道路ネットワークの充実を図ります。
- ◎県道矢野安浦線熊野バイパスの事業進捗にあわせ、都市計画道路である町道萩原線の整備を推進します。
- ◎主要町道の改良・整備を計画的に進めます。また、町内の生活道路の改良・狭隘箇所の拡幅、交差点改良などもあわせて計画的に進めます。
- ◎通学路の安全対策を一層進めるため、歩行空間を整備するなど児童生徒の安全・安心を確保します。
- ◎袋小路のある団地など、避難行動に支障をきたす生活道路については、新たな避難路の整備や既存町道の拡幅など、避難経路の確保に努めます。

2 道路の維持管理・安全対策の推進

- ◎パトロールや町民からの通報に基づき損傷箇所を順次補修するなど、町道等における維持管理を適切に実施し、安全で快適な道路環境を確保します。
- ◎歩道の新設・拡幅、段差の解消など、安全で人にやさしい道路や歩行者空間の整備を推進します。
- ◎道路インフラ(橋梁・舗装等)は、定期的な点検を実施し、個別施設計画(修繕計画)を随時更新しながら、施設の長寿命化を図ります。
- ◎新技術を活用するなど、効率的な維持管理に努めるとともに、大規模な陥没など社会的影響が大きな事故が発生しないよう、地下埋設物の所有者とも連携しながら維持管理に取り組みます。

3 公共交通の整備

- ◎町民生活における公共交通を確保するため、運行補助金の交付などにより、路線の維持に努めるとともに、他路線等への接続など利便性の向上についてバス事業者に働きかけます。
- ◎通勤・通学、買い物など日常生活における町民のバスの積極的な利用を促進します。
- ◎既存バス路線の利用向上や交通弱者の移動手段確保のため、今後も生活福祉交通「おでかけ号」の利用状況を検証し、利便性の向上に努めます。

まちづくり指標(KPI)

表4-30 道路交通網の整備・充実に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
町道における車道の改良箇所数	11箇所	23箇所	34箇所
おでかけ号年間利用者数	8,540人	7,508人	8,540人

関連事業	●都市計画道路の整備	●町道における車道の改良
	●避難路整備	●町内一円道路維持事業
	●町道舗装修繕事業	●橋梁維持修繕事業
	●地域公共交通確保維持改善事業	●町道における歩道延長
	●生活福祉交通「おでかけ号」の運行	●東部地域バス交通の活性化
関連計画 策定年月	●熊野町災害復興計画	令和元年9月
	●熊野町都市計画マスタープラン	令和3年3月
	●熊野町舗装の個別施設計画	令和2年4月
	●熊野町地域公共交通計画	令和6年3月

第5項 基本施策5 生活インフラの整備



現況と課題

- 快適で安心・安全な住環境の確保は、人々の移住・定住を促進する重要な条件であり、まちづくりの基本となるものです。一方で少子高齢化や転出増加に伴う人口減少などにより、空き家の増加、市街地の空洞化が進んでおり、空き家対策などによる移住・定住促進に向けた取組を進めていく必要があります。また、ごみ屋敷の問題など住環境の悪化も懸念されています。
- 本町の公営住宅は、県営住宅と町営住宅が整備されており、現状から概ね50年後を見据え、住宅施策の方針に基づき適正に供給するとともに、既存ストックの建替統廃合など再編整備や長寿命化対策を進めています。
- 上下水道は町民の暮らしを支えるうえで欠かすことのできない大切なライフラインです。上水道は、令和5年4月から広島県水道広域連合企業団が事業を担っており、持続可能な水道サービスを確保するため、同企業団との連携を強化していく必要があります。下水道においては長寿命化対策とともに、人口減少等によって厳しくなる経営状況を改善し、将来にわたって安定的に事業を継続していく必要があります。
- 今後も限られた財源の中で、公共施設のバリアフリー化とともに、長寿命化など施設の適切な維持管理を検討し、有効に活用していくことが必要です。

具体的な施策

1 良好な住宅・宅地の供給

- ◎快適で安心・安全な市街地環境を確保するため、令和6年3月に策定した「熊野町立地適正化計画」に基づき、町民や関係機関と協議を行いながら各種施策の推進を図り、持続可能なまちづくりを推進します。
- ◎県営住宅については、現状の供給割合を維持した上で再編整備の事業計画に基づく建て替えの促進など、安定した公営住宅の供給、良好な住環境の確保について県に働きかけます。
- ◎町営住宅については、住宅施策の方針や長寿命化計画に基づき、適切な維持管理や耐震性がない木造住宅などの廃止に努めるとともに、安定した町営住宅の供給、良好な住環境を確保します。
- ◎空き家となった中古住宅の再生・リノベーションや、空き家バンクの活用による情報発信を検討するなど、移住や子育て世帯の住み替えを促進していきます。
- ◎民間木造住宅の耐震性の改善など、安全な住宅づくりについて意識啓発に努めるとともに、耐震改修に関する補助制度の活用を促進します。
- ◎避難に必要な経路の確保や、住民の生命・財産を保護するため、通学路等にある危険なコンクリートブロック塀の撤去や建替に要した費用の一部を補助します。危険空き家の除却に関する制度に關しても検討します。
- ◎高齢者、障害者が住みやすい住宅づくりを進めていくため、バリアフリー化に向けた各種制度の普及・活用、相談の充実に努めます。

◎若年層の定住を促進し、人口の維持・地域の活性化を図るため、住宅の新築又は中古住宅の購入に対する支援措置として助成金を交付します。また、周辺市町の定住制度を研究し、助成金制度のあり方を検討していきます。

2 上水道の安定供給

◎広島県水道広域連合企業団広域計画に基づく送水管整備に加え、管路更新による耐震化等が計画的に推進されるよう、同企業団との連携・協力を図ります。

3 下水道施設の維持

◎未普及地区の解消に努めるとともに、低宅地の未普及地区の整備手法の検討を行います。また、生活環境や公共用水域の水質改善などに寄与し、町民の生活向上を図ります。

◎下水道の整備区域外の地区については、小型浄化槽の設置を支援します。

◎下水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽管の調査・更新を計画的に進め、施設の耐震性の向上を図ります。

◎し尿については、熊野町生活排水処理基本計画の見直しを行いながら、安芸郡4町と広島市の一部により共同で設立した安芸地区衛生施設管理組合による適正な処理を行います。

◎令和4年度から地方公営企業法を適用した公営企業会計に移行し、経営の透明性を高めました。財務指標による財務分析に基づき、計画的な管路の更新を実施するとともに経営効率化とサービス向上にもつなげていきます。

4 公共施設の有効活用

◎公共施設の統合整備を検討するとともに、維持管理の適正化に努めます。

◎令和4年3月に改訂した公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の個別計画を見直し、計画的な修繕等を行います。

5 施設のバリアフリー化の推進

◎公共施設、公園などのバリアフリー化を計画的に進めるとともに、住宅や民間建築物のバリアフリー化の啓発に努めます。

6 施設の長寿命化の推進

◎公共施設の長寿命化を図るため、施設の利用方針を検討しながら、効率的かつ計画的な維持、補修・改修を行います。

◎熊野町学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の計画的な老朽化対策を実施します。

まちづくり指標(KPI)

表4-31 生活インフラの整備に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
下水道改築更新延長	176m	2,245m	3,900m
木造住宅耐震化率	74.5%	79.5%	90.0%

関連事業	●町営住宅再編計画の推進	●良質な住宅・宅地の提供促進
	●木造住宅耐震診断補助事業	●下水道老朽施設更新事業
●下水道整備事業		
●狂犬病予防注射の促進		●町立学校施設の大規模改造事業
関連計画 策定年月	●熊野町都市計画マスタープラン	令和3年3月
	●県営住宅再編整備事業計画	令和3年3月
	●熊野町町営住宅長寿命化計画	平成31年3月
	●熊野町流域関連公共下水道事業計画	令和3年3月
	●熊野町下水道事業経営戦略	令和5年3月
	●熊野町公共下水道ストックマネジメント基本計画(第2期)	令和5年4月
	●熊野町生活排水処理基本計画	令和3年3月
	●熊野町施設維持管理計画	令和3年3月
	●熊野町公共施設マネジメント基本計画	令和3年3月
	●熊野町学校施設長寿命化計画	令和2年12月
	●熊野町公共施設等総合管理計画	令和4年3月改訂
	●個別施設計画	令和3年3月
	●住宅施策の方針	平成25年1月
	●熊野町耐震改修促進計画	令和3年3月
	●熊野町立地適正化計画	令和6年3月

第6項 基本施策6 防犯・交通安全対策の推進



現況と課題

- 本町の刑法犯認知件数は近年減少傾向となっており、平成28年以降50~60件台で推移しています。令和6年では62件となっており、犯罪種別では、侵入窃盗や自転車盗などの窃盗が全体の3割となっています。
- 本町では、自主防犯組織との連携による防犯パトロールや児童生徒の登下校中の見守り活動のほか、防犯灯の整備といった防犯対策を実施しています。一方で、自主防犯組織のメンバーの高齢化なども進んでおり、新たな人材の確保も課題となっています。
- 本町の交通事故発生件数は、近年減少傾向となっており、令和元年には66件でしたが、令和6年には25件と半数以下となっています。
- 町内で交通死亡事故が発生していることから、警察や関係団体と連携を図りながら子どもから高齢者まで、それぞれの段階に応じた交通安全に関する教育及び普及・啓発活動を推進して、交通事故件数の減少や「交通死亡事故ゼロ」に取り組んでいきます。

具体的施策

1 防犯対策の推進

- ◎広報など、あらゆる機会を通じた啓発活動を行うとともに、警察や自治会などと連携しながら防犯意識の高揚や街頭用防犯カメラの設置など防犯環境の整備を図ります。
- ◎防犯対策として、防犯機能付電話や録画機能付きインターフォン・家庭用防犯カメラの購入補助を推進します。
- ◎夜間の犯罪や事故の発生を防止するため、防犯灯の設置や修繕について支援します。

2 地域防犯活動の支援

- ◎地域・行政・警察との連携を強化するとともに、防犯ボランティア保険への加入など、自主防犯組織に対する支援を行います。また、年に1度開催する熊野町防犯まちづくり協議会で、自主防犯組織等と協議を行い、ボランティア活動の成果や課題を共有します。
- ◎学校登下校時におけるボランティアによる見守り活動や子ども110番の家の登録など、児童生徒の安全を守る地域活動を支援します。
- ◎「熊野町通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全確保に向けた取組を関係機関が連携して行います。

3 交通安全意識の高揚

- ◎交通ルールの遵守、マナーの向上に向けた、啓発活動を推進します。
- ◎子どもから高齢者に至るまで、心身の発達やライフステージに応じた段階的な交通安全教育の充実を図ります。

◎町民参加の交通安全運動を推進するとともに、交通安全に関する団体活動を支援します。

4 交通安全環境の整備

◎通学路等の歩行空間の確保や交差点における安全対策のため、歩道の整備・改良や、交通安全施設の効果的な設置を推進します。

◎未就学児の安全確保のため、キッズゾーンの設定を検討します。

まちづくり指標(KPI)

表4-32 防犯・交通安全対策の推進に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
防犯灯設置基數	2,069箇所	2,107箇所	2,159箇所
交通事故発生件数	66件	25件	25件
交通事故による死者数	1人	1人	0人

関連事業	●防犯意識の啓発 ●防犯環境の整備 ●地域防犯活動の支援 ●交通安全意識の高揚 ●交通安全教育の充実 ●歩行者の安全確保
関連計画 策定年月	●第11次熊野町交通安全計画 ●熊野町通学路交通安全プログラム 令和4年3月 平成26年11月

第7項 基本施策7 消費者の保護と意識啓発



現況と課題

- 消費生活を取り巻く環境は、急速な高齢化やグローバル化、情報化などの進行により大きく変化し、消費者問題は、ますます多様化・複雑化しています。特に、高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法、若者のインターネット関連の被害も増加しています。
- 本町では、消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設し、消費者問題に関する相談に応じています。さらに、消費生活相談員と連携し、出前講座による悪質商法等に関する啓発や相談窓口の紹介など啓発活動を行っています。
- 多様化・複雑化する消費者問題に適切に対応できるよう、日常的な相談支援体制の充実を図るとともに、消費者教育の充実など消費者意識の高揚を図り、自立した消費者の育成に努める必要があります。

具体的施策

1 啓発の充実

- ◎特殊詐欺や悪質商法などによる被害を未然に防止するため、関係機関・団体と連携し、啓発活動の充実を図ります。
- ◎消費者被害から町民を守るために、地域での見守り体制の構築を検討します。

2 消費者保護の充実

- ◎消費者の苦情・相談に的確に対応し、消費者トラブルの発生を防止するとともに、円滑に解決するよう、消費生活相談員を配置し、消費生活相談体制の充実を図ります。
- ◎消費生活の安全を確保し、被害を未然に防止するよう、必要な情報の迅速な提供に努めます。また、デジタル技術を活用した遠隔での相談受付や、近隣市町と連携した相談支援など、多様な相談体制の整備を検討します。
- ◎安全で豊かな消費生活を確保し、消費者の権利を擁護していくため、消費者教育の充実を図るとともに、消費者団体の活動を支援します。

まちづくり指標(KPI)

表4-33 消費者の保護と意識啓発に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
消費生活に関する出前講座等の参加者数	96人	174人	230人

関連事業

●消費者保護の強化

第5節 基本目標5 人と自然が調和する 美しいまち

身近に自然が広がるまちとして、自然環境・景観の保全に努めるとともに、豊かな緑に恵まれた環境づくりを進めます。

また、地球規模での環境問題に关心が高まる中、環境負荷の少ないまちづくりやごみ処理・資源循環システムを整えるなど、人と自然が調和した環境にやさしいまちづくりを進めます。

基本目標概要

基本目標5 の構成

基本施策1 土地利用と都市計画の推進

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1 計画的な土地利用の推進 | 4 利便性の高い地域活動拠点づくり |
| 2 市街地や集落の整備 | 5 その他の拠点の整備 |
| 3 良好な中心市街地の整備 | |

基本施策2 公園・緑地の整備・保全

- | | |
|-------------|---------|
| 1 都市公園の整備 | 3 緑化の推進 |
| 2 特色ある公園づくり | |

基本施策3 自然環境の保全

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 自然環境の保全と創造 | 3 自然とふれあう場の整備 |
| 2 森林・林道等の保全 | 4 環境保全の推進 |

基本施策4 循環型社会の形成

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1 ごみの減量化・資源化の推進 | 3 公害防止対策の充実 |
| 2 ごみの処理体制・施設の整備 | |

基本施策5 美しい景観の形成

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 良好な景観の創出と保全 | 2 美しいまちづくりの推進 |
|---------------|---------------|

基本施策6 農地の維持

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 農業生産基盤の荒廃化の防止 | 3 地産地消の推進 |
| 2 農業経営基盤の維持と活用の推進 | |

指標一覧

表4-34 基本目標5に該当する重点目標達成指標(KGI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
自然環境の保全と活用の満足度	17.0%	22.2%	26.5%

表4-35 まちづくり指標(KPI)

各KPI達成により
KGI達成を目指す



指標名	実績値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
深原・くまの産業地区計画面積	11.5ha	15.0ha
1人当たりの都市公園面積	3.5m ²	6.0m ²
森づくりボランティア団体数	1団体	2団体
ごみの1人当たりの排出量(資源物を除く)	669g	643g
地域団体が管理する公園・緑地の割合	53.1%	50.0%
水稻・野菜づくり勉強会の開催回数	12回	12回

第1項 基本施策1 土地利用と都市計画の推進



現況と課題

- 本町の土地利用は、森林が全体の約70%と最も多く、次いで建物用地が17.5%を占めています。昭和51年と令和3年の国土数値情報を比べると、建物用地の面積は約45年間で約2.5倍に拡大しており、市街地内の農地は減少傾向にあります。
- 本町の地域構造は、西部、中央、東部の3地域、4区分に分類されます。さらに都市拠点、地域活動拠点など複数の拠点に分けられます。
- 熊野町の都市構造は、西部地域に都市施設が多く集積していることから利便性が高い地域となっていますが、東部地域に向かって都市施設が少なくなることから利便性が低くなる西高東低と言われる都市構造となっています。
- 役場を中心とする都市拠点では、まちの中心として、人々が集まる動機づくりや空間としての機能を有効に発揮し、賑わいの場となるような拠点づくりに取り組んでいくことが必要です。
- 広域幹線道路である県道矢野安浦線の出来庭地区、県道瀬野呉線の萩原地区周辺では、商業エリアや診療所が形成されるなど都市機能が拡大しています。
- 拠点相互の連携を強化し、住みやすく利便性の高い地域構造としていくことが必要です。
- 平成30年7月豪雨災害では、土砂災害により大きな被害が発生し、自然災害に備えた安全・安心な生活環境を確保することが求められています。

具体的な施策

1 計画的な土地利用の推進

- ◎土地の有効利用を促進するため、ビッグデータやAIなどを活用し、地域の課題解決を図り、新たな魅力ある都市を創造します。
- ◎市街化区域への編入については、既存工場移転用地問題等の産業振興の観点から、原則として工業系用途を対象に検討します。また、災害で危険な区域については町民との対話により市街化調整区域に逆線引きを図るなど「都市計画マスタープラン」等に基づいて、区域区分の見直しを検討します。
- ◎市街化調整区域内については、自然的土地利用の保全を図るとともに、一定のルールのもとに秩序ある土地利用を計画的に誘導するよう、規制等の適切な運用に努めます。
- ◎市街化区域内は、低未利用地の有効活用の促進、市街化区域農地の利用についての方針を検討し、健全な市街地の形成を図ります。
- ◎適正な土地利用に向け、令和6年3月に策定した「熊野町立地適正化計画」に基づいて、町民や関係機関と協議を行いながら都市機能の誘導や居住地区の誘導について施策を展開し、持続可能なまちづくりを推進します。

2 市街地や集落の整備

- ◎中心市街地や団地内の低未利用地の活用について、町民や関係機関と協議を行いながら、必要な居住・都市機能を誘導し、コンパクト+ネットワーク型の市街地形成を図ります。

- ◎歴史的資源が点在する古くからの市街地については、地域資源を生かしたまちづくりを進めます。
- ◎計画的に開発された住宅団地の良好な環境の維持に努めます。
- ◎田園集落については、農地の保全・活用に努めるとともに小規模農業など町の農地に見合った事業を検討し、営農環境と調和した生活環境の整備を進めます。

3 良好的な中心市街地の整備

- ◎空き家対策や低未利用地の活用により、防災性の向上など市街地環境の改善を進めるとともに、筆事業所や神社・仏閣等の地域資源を生かした個性あるまち並みの形成を図るため、リノベーションまちづくりを推進します。
- ◎街路、公園、広場、民間空地等の官民のパブリック空間をウォーカブルな人を中心の空間へ転換・先導するとともに、誰もが歩きやすい空間づくりを検討します。

4 利便性の高い地域活動拠点づくり

- ◎地域活動拠点機能の発揮に努めるとともに、拠点住民の多様なコミュニティ活動の場となるよう、既存公共施設の有効活用を促進します。
- ◎地域活動拠点や都市拠点を結ぶ広域交通ネットワークの整備を図り、人口減少・超高齢社会に適応したまちづくりを促進します。

5 その他の拠点の整備

- ◎新たに設置した「筆の里工房 創作館」においては、熊野町の地域資源である「筆」「食」「自然」「人」と連携しつつ、観光客や町民が集い、これらの資源を体感できる観光交流拠点づくりなどを推進することで、観光入込客や観光消費の増大、町民の生きがいづくりを促進し、地域活力の向上を目指します。
- ◎深原地区及びくまの産業団地一帯を産業拠点として位置づけて、都市計画法における地区計画制度を活用し、企業誘致活動の積極的な展開を図ります。
- ◎民間公園や民間事業者等との連携を図りながら、県道矢野安浦線の東広島方面からの本町の玄関口を、情報発信等、来訪者を迎えるゲートとして空間づくりを推進します。

まちづくり指標(KPI)

表4-36 土地利用と都市計画の推進に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
深原・くまの産業地区計画面積	6.0ha	11.5ha	15.0ha

関連事業	●未利用町有地売却事業	●筆の里工房周辺整備事業
関連計画 策定年月	●熊野町都市計画マスタープラン ●熊野町緑の基本計画 ●熊野町立地適正化計画	令和3年3月 令和3年3月 令和6年3月

第2項 基本施策2 公園・緑地の整備・保全



現況と課題

- 公園・緑地は、レクリエーションの場としてだけでなく、環境保全、景観形成、災害発生時の延焼防止帯や避難の場となる等、様々な役割を担っています。
- 令和5年度の本町の人口1人当たり公園面積は3.5m²で、広島市の8.1m²、広島市を除く県内全域の14.4m²に比べると整備水準は低いといえます。
- 筆の里工房周辺において、観光交流拠点施設と都市公園の整備を一体的に進めています。
- 町民ニーズにあわせた整備を進めていくとともに、既設公園の適切な維持管理に努めていくことが必要です。

具体的な施策

1 都市公園の整備

- ◎筆の里創造の丘公園の整備において、観光誘客の強化だけでなく町民の生きがいづくりの場としての拠点を目指します。また、関係団体と協議を行って運営方針を検討し、魅力的な公園づくりや適切な維持管理を推進します。
- ◎「緑の基本計画」に基づき、都市公園の計画的な整備と定期的な点検を実施します。
- ◎水路・桟、植栽など公園の適切な維持管理に努めるとともに、町民参加による身近な公園の管理を促進します。
- ◎遊具による事故の未然防止を図るため、公園遊具の安全点検を行い、計画的に修繕を行います。

2 特色ある公園づくり

- ◎広域的な休養・交流の場として活用できる民間公園や地域の特性に応じたポケットパーク、災害時は「復旧拠点の場」として利用できる公園など、立地適正化計画の施策を踏まえてニーズに合わせた調査・検討を進め、生活の身近な場における公園の整備を促進します。

3 緑化の推進

- ◎みどり推進機構の活動費を活用し、花苗の配布などにより、町民の緑化意識の普及・啓発を図るとともに、関係団体の育成、活動支援に努めます。
- ◎公共施設周辺や住宅・事業所における緑化を推進し、緑豊かな市街地や集落の形成を図ります。

まちづくり指標(KPI)

表4-37 公園・緑地の整備・保全に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1人当たりの都市公園面積	3.4m ²	3.5m ²	6.0m ²

関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●都市公園管理事業 ●緑化推進事業 ●筆の里工房周辺整備事業 ●空き家再生等推進事業
関連計画 策定年月	<ul style="list-style-type: none"> ●熊野町都市計画マスタープラン 令和3年3月 ●熊野町緑の基本計画 令和3年3月

第3項 基本施策3 自然環境の保全



現況と課題

- 令和7年2月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す目標が定めされました。
- 町内の住宅地や開発団地の緑地には、生育した立木等が建物等に影響を与えており、これらの適切な管理を行う必要があります。
- 町内には林道が33路線あり、経年劣化が進み、舗装等の老朽化が進んでいることから、これらの補修など計画的な維持管理を実施する必要があります。
- 自然保護意識の普及・啓発や自然の有効活用をより一層推進し、町民と一緒にになって地域の自然環境を守り、育成していく必要があります。
- 町民一人ひとりが生物の多様性の重要性を認識し、自然と気軽にふれあえる場が身近に確保されることが大切です。
- 環境の保全として、町内一斉清掃を実施しています。清掃活動は環境美化に加え、町民同士のコミュニケーションの場としての重要な役割を担っています。一方で、年々高齢化が進んでおり、幅広い年代の参加が課題となっています。

具体的な施策

1 自然環境の保全と創造

- ◎関係団体による里山林の保全管理や清掃活動の継続的な実施を支援するとともに、ウォーキングイベント等と連携して、森林保全に関する啓発活動に努めます。
- ◎自然保護に対する意識と関心を高めていくため、定期的に水辺教室を開催し、学校教育や生涯学習を通じて自然に親しむ機会の提供を図ります。
- ◎クリーン作戦事業など町民参加による自然保護活動を推進することで、生態系や水質の保全などに努めます。
- ◎河川については、水と緑に親しめる河川環境の整備を推進します。

2 森林・林道等の保全

- ◎里山林整備後の維持管理における、地域住民やボランティア団体の活動への支援に努めます。
- ◎林道及びこれに係る橋梁等の林道施設の長寿命化を目指した計画を策定し、適切な維持管理を実施します。

3 自然とふれあう場の整備

- ◎地域と協働して山林の適正管理を行うため、維持管理に対する支援を行い、身近な自然とふれあう場や健康づくりの場を提供します。
- ◎ひろしまの森づくり事業などを活用して里山林の整備を行い、森林環境の改善を図ることで、自然とふれあう場を確保します。
- ◎自然とふれあうことができる公園・緑地を整備するなど、地域の自然環境を多様に活用します。

4 環境保全の推進

- ◎環境保全に向けた取組を総合的に推進していくため、その指針となる熊野町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を令和4年9月に策定しました。引き続き、使用電力の再生可能エネルギー導入等、省エネルギー・省資源などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。
- ◎地球環境問題についての意識を高めていくため、学校教育や生涯学習における環境学習の充実を図るとともに、イベントを開催し、意識啓発に努めます。
- ◎家庭用生ごみ処理機等の環境保全設備の設置を支援し、町民や事業所の環境保全の取組を促進します。
- ◎環境保全に率先して取り組むため、庁舎内ではクールビズや節電を推進していくとともに、省エネ機器を導入し、コスト及び二酸化炭素の削減に取り組みます。
- ◎町内一斉清掃など、身近な環境の保全に向けた熊野町公衆衛生推進協議会の活動を支援します。また、参加者の高齢化を踏まえ、熊野町公衆衛生推進協議会を通じて各自治会と運営のあり方について検討します。

まちづくり指標(KPI)

表4-38 自然環境の保全に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
森づくりボランティア団体数	1団体	1団体	2団体

関連事業	●熊野町里山林整備業務 ●都市公園管理事業	●環境保全活動の推進、環境衛生の充実 ●公衆衛生推進協議会支援
関連計画 策定年月	●熊野町緑の基本計画 ●熊野町地球温暖化対策実行計画(事務事業編・第4期)	令和3年3月 令和4年9月

第4項 基本施策4 循環型社会の形成



現況と課題

- 大量生産、大量消費、大量廃棄のシステムであった従来の社会経済の形から、限りある資源を有効に活用する「循環型社会」への転換が強く求められています。
- 循環型社会を実現するため、本町においても、過剰な生産や消費を抑えることでごみを減らし、製品の再使用や再生利用を進める4R(リユース・リデュース・リユース・リサイクル)を推進する必要があります。
- ごみの分別、効率的な収集には町民の理解が必要不可欠であり、環境にやさしいまちづくりに向けて、環境保全に関する町民の主体的な行動や取組意識の高揚、町民への啓発活動の充実を図る必要があります。
- 快適な生活環境と自然環境を保全し、循環型社会を形成するためには、大気汚染や水質汚濁等の各種公害対策を講じていくことが重要です。

具体的施策

1 ごみの減量化・資源化の推進

- ◎町民の理解と参加による循環型社会を形成していくため、ごみ問題やリサイクルについての情報提供や広報による意識啓発に努めます。
- ◎「ごみ処理基本計画」の点検・評価を定期的に実施し、ごみの減量化・資源化の実現に努めます。
- ◎ごみの4Rを推進するため、マイバッグ運動や正しい分別の推進などに努めます。
- ◎家庭ごみの有効利用と減量化を促進するため、生ごみみたい肥化などへの取組を支援します。

2 ごみ処理体制・施設の整備

- ◎ごみの分別への町民の理解を得るとともに、分別収集を徹底し、広域的な連携について検討します。
- ◎ごみの効率的な収集運搬を行うとともに、適正処理・処分に努めます。また、家庭ごみ収集の有料化やプラスチック廃棄物の資源化について、検討します。
- ◎ストックヤードにより資源ごみ等を一時保管することで、効率的なごみの資源化を促進します。
- ◎産業廃棄物についての事業者責任を徹底するとともに、関係機関と連携し、ごみの不法投棄について、定期的に不法投棄監視パトロールを実施し、指導体制の充実を図ります。

3 公害防止対策の充実

- ◎公共下水道及び浄化槽の整備により汚水処理の適正化に努め、水質汚濁の防止及び公共用水域の水質保全を図ります。
- ◎事業所における公害防止対策の充実を促進するとともに、近隣騒音・野焼きの抑制など、町民の生活マナーの啓発を推進します。

- ◎公害の未然防止のため、河川水質調査、環境騒音測定などを実施し、関係機関と協力して監視・指導体制の充実を図ります。
- ◎公害苦情を迅速に処理し、適切に対応できるよう、関係機関と連携し、公害苦情処理体制の充実を図ります。

まちづくり指標(KPI)

表4-39 循環型社会の形成に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
ごみの1人当たりの排出量(資源物を除く)	709g	669g	643g

関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの収集運搬及びごみの資源化・減量化の促進 ●公害のない生活環境の確保 	
関連計画 策定年月	<ul style="list-style-type: none"> ●一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画) ●熊野町災害廃棄物処理計画 ●熊野町生活排水処理基本計画 	令和8年3月 令和2年3月 令和3年3月

第5項 基本施策5 美しい景観の形成



現況と課題

- 豊かな自然に恵まれた本町は、県の「ふるさと広島の保全と景観の創造に関する条例」で、大規模行為届出対象地に指定されています。
- 幹線道路沿いの景観の変化や休耕田等が目立ち、景観を阻害している状況にあるため、景観対策を行う必要があります。
- 本町の特性を生かしながら、町民とともに「筆の都」にふさわしい美しい景観づくりを進め、自然と調和した魅力的なまちとしていくことが必要です。

具体的施策

1 良好な景観の創出と保全

- ◎ 地域が一体となって美しい景観づくりを進めていくため、景観についての啓発活動を推進します。
- ◎ 景観まちづくりコンテストの開催や景観サポート団体の組織化などを推進するとともに、清掃美化活動や花いっぱい運動など町民参加による景観づくりの取組を促進します。
- ◎ 町内に点在する歴史的資源を保全するとともに、熊野町文化財保存活用地域計画を基に、これらと調和したまちづくりを推進します。
- ◎ 広島県無形民俗文化財である「熊野筆」の拠点として、関係組織と協議しつつ活動を支援し、「筆の都」にふさわしい美しい景観づくりを進めます。

2 美しいまちづくりの推進

- ◎ 学校、公園など公有地の緑化や住宅・事業所など民有地の緑化を促進し、緑豊かなまち並みの形成を図ります。
- ◎ 幹線道路沿いについては、歩道整備を促進し、利用しやすい道路空間の形成を図ります。
- ◎ 統一した色やデザインによる案内板・標識を整備し、効果的に配置します。
- ◎ 空き家対策などの適切な実施により、まち並みの景観を維持し、魅力的なまちづくりを推進します。

まちづくり指標(KPI)

表4-40 美しい景観の形成に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
地域団体が管理する公園・緑地の割合	46.0%	53.1%	50.0%

関連事業	●まちづくり協働推進事業 ●空き家再生等推進事業	●文化財保護事業
関連計画 策定年月	●熊野町都市計画マスタープラン ●熊野町緑の基本計画 ●熊野町文化財保存活用地域計画	令和3年3月 令和3年3月 令和6年7月

第6項 基本施策6 農地の維持



現況と課題

- 本町の農業は、産業としての基盤が弱く、田畠の維持を主としているのが実情です。また、農家数は、減少傾向にあり、販売農家の農業就業人口(2020農林業センサス)118人のうち、65歳以上は79.7%を占めています。担い手のほとんどは高齢者となっており、次世代の担い手の育成が課題となっています。
- イノシシなどにより、農地や農作物の被害が増加しているとともに、住宅地近隣においても目撃されるようになり、人的な被害の発生が懸念されます。
- 町内に農道は168路線あり、舗装や道路構造物などの施設の老朽化が進んでいることから、適切な維持管理により機能を保持していく必要があります。
- 農業の持つ機能や役割を見直し、多様な農業の振興を図っていくことが必要です。
- 農業の振興のため、学校給食などを通じて地産地消を推進しています。

具体的な施策

1 農業生産基盤の荒廃化の防止

- ◎「熊野町農業振興地域整備計画」の見直しを行い、本町の特性を生かした農業の振興を図ります。
- ◎農作業の効率化を図るため、農道、農業用水路、ため池の改良・改修、不要なものの廃止など、必要に応じて農業生産基盤の整備を図ります。
- ◎有害鳥獣駆除対策協議会及び有害鳥獣駆除班とともに、農作物に被害をもたらす鳥獣駆除対策を実施します。
- ◎家族を基本単位とした小規模農家の特性を生かした農地の維持と荒廃化の防止に努めます。
- ◎農道については、舗装路面の補修や側溝の閉塞を解消するなどの管理を適切に実施し、機能の維持に努めます。

2 農業経営基盤の維持と活用の推進

- ◎優良農地については、意欲的に農業に取り組む生産の場として、効率的な活用を推進します。
- ◎高齢者などを対象とした生きがい型農業、都市住民や児童生徒を対象とした体験ふれあい農業、環境保全・景観維持等のための農業など、多様な農業の展開を推進し、隣接した農地の一体的な農業経営の推進を図ります。これらの調整にあたっては、ひろしま農業協同組合と協力して定期的な勉強会を開催するなど啓発活動を実施し、農家の主体的な参加を推進します。
- ◎地域農業の発展と農家の生産意欲の高揚を図るとともに町民相互の親睦を目的に農業祭を実施します。

◎地域の農産物の販売の場として、初神地区に整備した直売所の運営や新たな販売場所の設置等を支援し、定着を図ります。また、直売所の閉鎖により販売の場を失った農家への支援をひろしま農業協同組合の協力のもと検討します。

3 地産地消の推進

◎地産地消を推進していくため、生産者と消費者とをつなぐシステムの構築についてひろしま農業協同組合と連携して取り組み、地域内の新たな流通ネットワークの形成を図ります。

◎学校給食はデリバリー方式から食缶方式に移行しましたが、引き続き地域の農産品を利用した給食を実施します。

まちづくり指標(KPI)

表4-41 農地の活用に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
水稻・野菜づくり勉強会の開催回数	9回	12回	12回

関連事業	●農地中間管理事業 ●学校給食事業
関連計画 策定年月	●熊野町農業振興地域整備計画 昭和63年3月 (令和7年5月改正)

第6節 基本目標6 自立と協働 みんなで創る持続可能なまち

町民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、積極的な情報発信・共有に努めるとともに、地域課題に関する様々なステークホルダーと連携する体制づくりを進め、多様な取組における住民参画を促します。

また、限られた資源を有効活用し、効果的で効率的な行財政運営の構築に取り組み、行政サービスの確保と持続可能なまちづくりを目指します。

さらに、スマート自治体の実現に向け、AIやロボティクス等のデジタル技術を活用した行政運営の改革や、民間企業等が有する先進的な技術の活用により、業務の効率化を図ります。また、防災や福祉、教育、観光などあらゆる政策分野においてこれまでの施策や慣例を見直し、デジタル技術を活用することで、行政サービスが、いつでも・どこからでも・わかりやすく利用できるシステムの構築を進めます。

基本目標概要

基本目標6 の構成

基本施策1 町民参画の推進

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 自治意識の高揚 | 4 政策形成過程への町民参画の推進 |
| 2 住民自治活動の支援 | 5 町民参画による事業の推進 |
| 3 地域協働の推進 | |

基本施策2 効率的・効果的な行財政運営の推進

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 持続性を高める行財政運営 | 3 適切な人材の配置と育成 |
| 2 健全な財政運営 | |

基本施策3 スマート自治体への体制整備

- | | |
|------------|----------------------|
| 1 自治体DXの推進 | 2 情報化社会に対応した広報・広聴の推進 |
|------------|----------------------|

基本施策4 広域連携の推進

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 広域事業の推進 | 2 国・県との連携強化 |
|-----------|-------------|

指標一覧

表4-42 基本目標6に該当する重点目標達成指標(KGI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
町民と行政の協働のまちづくりの満足度	19.5%	25.8%	40%以上
デジタル化への取組に対する満足度	—	18.7%	50%以上

表4-43 まちづくり指標(KPI)

各KPI達成により
KGI達成を目指す



指標名	実績値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
まちづくり活動団体数	18団体	20団体
パブリックコメントの実施回数	10回(累計)	20回(累計)
町税徴収率	97.68%	96.52%
経常収支比率	91.5%	91.0%
町民1人当たりの起債残高 (臨時財政対策債を除く)	19万円	24万円
文書保存箱の削減	319箱	290箱
町職員のリモートワーク実利用者割合	14.1%	100.0%
電子媒体での情報発信件数	4,573件	5,000件
広域連携事業数	77事業	88事業

第1項 基本施策1 町民参画の推進



現況と課題

- 少子・高齢化の進展や人と人とのつながりの希薄化がみられる一方で、地域社会が抱える課題はより一層複雑・多様化しています。こうした課題を解決するため、地域住民の組織、ボランティア団体、NPO 等の住民活動団体、企業、学校などの様々な活動主体と行政とが協働し、ともに取り組んでいくことが重要です。
- 本町では、地域協働の取組として、令和2年1月に生活協同組合ひろしまと、令和5年3月には熊野町内の郵便局とそれぞれ、包括的連携協定を締結しました。災害時の生活関連物資の供給や、子どもや高齢者の見守りなど、既に協定を締結した事業に加え、観光振興や文化振興など、さらに幅広い分野で相互に連携・協力することとなっています。また、令和4年1月に本町と町商工会、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、株式会社アイオイ保険センターの4者が、地方創生に関する包括連携協定を結びました。令和6年9月には明治安田生命保険相互会社と健康増進に関する連携協定を締結しました。
- 本計画の策定にあたり、住民意識調査を実施し、町の施策に対する意見を頂きながら進めました。
- 各地域では、隔年で地域懇談会を14地区で開催し、町政の説明や地域の課題等の意見交換を実施しています。
- 本町では、大学と相互に連携・協力してまちづくりを進めるため、平成24年3月に法政大学と、平成26年3月に広島国際大学、令和4年3月には安田女子大学と協定を締結しています。

具体的な施策

1 自治意識の高揚

- ◎町民の自治意識の高揚やまちづくりに関する関心を高めるため、フォーラムや講座の開催、各種情報の提供に努めます。

2 住民自治活動の支援

- ◎自治会と連携し、各種事業の円滑な推進を図ります。
- ◎地域活動を支援し、協働のきっかけづくりとなるよう、職員の地域活動への積極的な参加を推進します。

3 地域協働の推進

- ◎あらゆる機会を通じて、本町に対する誇りや愛着の醸成を図り、それらを通じて「自分たちのまちを自分たちでよくしていく」というシビックプライドの考え方を普及させます。
- ◎町民との協働のもと、地域団体、民間事業者、NPOなどと行政が役割と責任を分担しながら、協力してまちづくりを進める体制をつくります。

- ◎地域懇談会を隔年で14地区で実施し、地域の課題解決に向けて継続して取り組むとともに、適切な開催に向け、懇談会のあり方、開催方法等について検討します。
- ◎14地域から構成される自治会を基本単位として、地域協働を推進します。
- ◎熊野町まちづくり協働推進事業を継続し、町民の積極的な取組を促進するとともに、必要な支援を行います。
- ◎地域共生社会の構築を官民協働により目指すため、相互の機能の連携を強化し、地域において町民が安心して暮らせる生活支援のため、さらなる町民サービスの向上を図るとともに、より一層の地域活性化を図ります。
- ◎大学等の教育機関の有する学術的・専門的な知見や研究ノウハウをまちづくりに活用するため、保健福祉分野や産業・観光分野、教育分野など幅広い分野で相互に連携・協力する体制づくりを検討します。

4 政策形成過程への町民参画の推進

- ◎審議会、懇話会等における委員の一般公募、女性委員の登用など、政策の企画段階から町民が参画できる機会の拡充を図ります。
- ◎パブリックコメント制度を活用し、政策への町民意見の反映に努めます。しかし、町民からの意見提出が少ないため、ホームページや広報等による周知や、意見提出がしやすいような方法を検討し、政策への町民意見の反映を推進します。

5 町民参画による事業の推進

- ◎町政への関心とまちづくりの参画意識を高めるための取組を推進します。特に、若年層の投票率が著しく低い傾向や法改正により選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられたことを踏まえ、公民教育の充実や若年層の投票率向上を意識した選挙啓発に努めます。

まちづくり指標(KPI)

表4-44 町民参画の推進に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
まちづくり活動団体数	14団体	18団体	20団体
パブリックコメントの実施回数	0回	10回	20回(累計)

関連事業

- 出前講座の開催
- まちづくり協働推進事業

第2項 基本施策2 効率的・効果的な行財政運営の推進



現況と課題

- 全国的に相次ぐ自然災害や感染症による地域経済の停滞に対し、地域生活の維持・復興のために限られた財源を有効に活用し、自主性・自立性を高めるまちづくりを展開していくことが求められています。
- 本町においても災害や感染症による地域経済の停滞は大きな課題であることから財源の有効活用により、より効果的な事業の実施が可能となる行財政運営に努めていく必要があります。
- 行財政改革では、熊野町行政改革大綱を策定し、進捗状況について毎年度行政改革懇談会、議会への報告を行っています。
- 今後も、将来にわたる安定した行政サービスの提供及び持続可能な財政基盤の強化を図るため、長期的な視点に立った財政規律の確保に努め、財源の適正配分、新たな財源確保など健全な財政運営に努めていく必要があります。

具体的施策

1 持続性を高める行財政運営

- ◎納税方法の利便性の向上や、財産調査の簡略化による迅速かつ適切な滞納処分の実施、課税担当課との情報連携の強化などにより、収納対策を充実し、自主財源の安定的な確保を図ります。
- ◎企業の誘致、起業の促進など新たな課税客体の拡充に向けて地域経済振興対策の強化を図ります。
- ◎課税客体を適正に把握するため、県や国の関係機関との情報連携の強化等の施策を実施し、適正な賦課を推進します。
- ◎本町が保有する用地のうち、将来にわたって不要と考えられる土地・施設などを売却し、公共施設の維持保全の財源を確保します。
- ◎実施計画を適切に反映し、中長期的な視点で持続可能な行財政運営に努めます。

2 健全な財政運営

- ◎各事業のスクラップアンドビルトを徹底し、政策的経費に振り向ける一般財源の確保に努めます。また、全額地方交付税措置のある臨時財政対策債などを除く実質的な起債残高の抑制を図ります。
- ◎財務会計・起債管理システム等を活用し、効率的な財政管理を図ります。
- ◎新地方公会計システムを活用し、財政マネジメントを強化します。
- ◎電子入札を実施し、競争性の向上や入札に関する事務の効率化に努めます。
- ◎ガイドラインに従って予算編成時に補助金を見直し、経費の節減・合理化を推進します。
- ◎適切な職員数により人件費の抑制に努めます。
- ◎PPP／PFIの導入や民間委託により経費の節減を図るとともに、民間のノウハウを生かした公共施設の効率的な運営管理を推進します。
- ◎公共施設の統廃合を含めた施設配置のあり方の検討、公共施設の長寿命化などによる改修費用の削減や平準化など、公共施設マネジメントの取組を推進します。
- ◎実施計画に基づいて、限られた財源の重点的・効率的な配分に努めます。

- ◎コスト意識に基づいた事業の実施や投資効果、費用対効果に配慮した事業の導入・運営に努めます。
- ◎地方公営企業の健全経営に努めます。

3 適切な人材の配置と育成

- ◎意思決定や事務執行の迅速化・効率化に向けて、簡素・合理的な組織体制の確立を図るとともに、組織間の連携、総合調整能力などの強化に努めます。
- ◎職員一人ひとりが仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図りながら能力を最大限発揮できる環境を整備します。
- ◎職員個々の能力・適性や事務事業の性格に応じた職員の適正配置を図ります。
- ◎公正・公平な人事評価を実施し、評価結果を適切に活用することで、業務に対するモチベーションの向上や人材育成に努めます。
- ◎人材育成基本方針に基づいて、地方分権に柔軟に対応できる職員の育成を図ります。
- ◎国・県等の各種職員研修への参加を充実し、職員の政策形成能力、調整能力、専門性などの向上に努めます。
- ◎組織の目的や価値観の共有を促進し、仕事に対するモチベーションを高めていくよう、職員間のコミュニケーションの活性化を促進します。

まちづくり指標(KPI)

表4-45 効率的・効果的な行財政運営の推進に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
町税徴収率	96.26%	97.68%	96.52%
経常収支比率	92.8%	91.5%	91.0%
町民1人当たりの起債残高(臨時財政対策債を除く)	15万円	19万円	24万円

関連事業	●広島広域都市圏協議会事業 ●友好都市関連事業	●広島中央地域連携中枢都市圏事業
関連計画 策定年月	●熊野町実施計画 ●熊野町行政改革大綱実施計画(第7次～) ●熊野町定員適正化計画	令和7年9月 令和8年2月 令和8年3月

第3項 基本施策3 スマート自治体への体制整備



現況と課題

- 全国的に少子化とそれに伴う人口減少社会が現実のものとなり、今後の労働力の低下が推測される中、地方自治体が町民生活に不可欠な行政サービスを確実に提供し、町民サービスの質を維持・向上し続けるためには、職員の労働の質を改善し、働き方を改革するなどして、職員でなければできない業務に注力できるような環境をつくる必要があります。
- 防災や感染症予防の観点からも、従来型の業務プロセスを抜本的に見直し、オンラインで完結する町民サービスの提供や観光、コミュニケーションなど、ニューノーマルの世界へ対応していく必要があります。
- 広報くまのに関するアンケートを実施し、結果に基づいてページ数や写真等を増やし、文字フォントなどを変更しました。今後も定期的なアンケートの実施により、読みやすい広報紙を作成する必要があります。
- 本町においても、申請書類等のペーパーレス化を進めており、電子申請の利用促進や住民票等のコンビニ交付等へ取り組み、一定の実績を残していますが、外部への広報物のほか、押印を必要とする決裁文書や申請書類等、紙媒体でのやり取りが多く残っています。
- 各小学校におけるパソコン教育のほか、公民館においてもスマートフォンやプログラミングの利活用とインターネット利用の際の注意点等についての講座を開催しています。また、町内各学校へタブレット端末等を導入し、デジタル技術を活用した教育を推進しています。
- 庁内のインターネット環境を整え、県セキュリティクラウドへの参加やネットワーク分離等の情報強靭化を実施しました。また、基幹系業務については市町共同クラウドへ参画したまま、令和7年度中に移行した標準準拠システムをガバメントクラウド上で稼働させます。
- 令和8年4月より、障害者や高齢者等の社会的弱者はもちろん、行政の仕組みや制度への理解が低い人など、誰にでもわかりやすく、探している情報にたどり着くことができるよう、アクセシビリティの向上を意識したホームページに更新しました。
- 町公式LINEを活用し、子育てに関する情報を発信しています。また、令和2年6月から電子母子手帳「子育てアプリくまのっ子」を導入しており、窓口や訪問の予約、質問票の提出などに活用しており、今後は予防接種や成長の記録に活用できるよう体制を整えていきます。
- 今後は、庁内システムの高度情報化を促進するとともに、情報システム人材の育成、さらには広島県・本町共同での情報システム人材の採用・配属を活用しながら、将来の行政の持続可能性を高めるスマート自治体への取組を加速させることが必要です。
- 以上を踏まえ、モノ・サービス・場所などを共有し、徹底したコスト削減と迅速な業務効率化を図ることにより、町民サービス向上と働きやすい環境づくりを両輪で進めていく必要があります。

具体的な施策

1 自治体DXの推進

◎「行かない・待たない・書かない」を原則とし、押印の必要性の検討、行政手続きのオンライン化や申請届出・納付手続・案内業務等の電子化、ワンストップサービスの推進等により、町民生活

の利便性向上を図ります。

- ◎業務の標準化や共通化など業務プロセスの改革を継続的に進めると同時に、業務の自動化・省力化につながるAI等の先端技術を活用しながらDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、人的・財政的負担の軽減を実現します。
- ◎DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進にあたっては、令和3年3月に策定した「熊野町dX推進計画(令和8年3月に第2期計画へ改訂)」に則り、デジタル技術を活用した持続可能な本町の実現に向け、本町の課題解決に則った施策を実行します。
- ◎リモートワークの導入や電子決裁のより一層の推進、行政文書の電子化等により、働き方の流動性・可動性を高め、働き方改革やオフィス改革につなげます。また、災害や新たな感染症などが発生した場合においても行政運営の停滞を招かない組織体制の確保に努めます。
- ◎各種情報システムやネットワーク利用においてクラウドサービスを積極的に活用し、行政事務の安定化及び効率化と利便性の向上を図ります。
- ◎ペーパーレス化の推進により、保存・廃棄まで含めた紙媒体に係る多くのコストを削減すると同時に、情報の共有性や検索性を向上させ、業務効率化とセキュリティ対策の強化に努めます。
- ◎行政データを含むビッグデータやAI等の先端技術の活用を地域や民間企業においても促進し、地域の生産性向上を図るとともに、交通・福祉など町民生活に密接に関わる地域課題の自発的解消を目指します。またそのために必要となる町内ネットワーク網やシステムの強化についても充実を図ります。
- ◎民間サービスとの連携など外部ネットワークとの接続も視野に、セキュリティ対策の強化を図りつつ、ネットワークとシステム投資への最適化を図り、関係経費の削減と同時に高付加価値な業務環境を実現します。

- ◎オープンデータやデジタル技術の積極的な活用により、医療や福祉、商業、公共交通、防災・減災、国土強靭化など、地域が抱える課題の解決を図り、持続可能なまちづくりを実現するため、スマートシティの取組を推進します。
- ◎デジタル社会の実現に向け、その基盤であるマイナンバーカードがほぼ住民に行き渡るよう普及促進を図ります。

2 情報化社会に対応した広報・広聴の推進

- ◎個人情報の保護に関する法律等に基づいて、個人情報の適切な管理に努めるとともに、情報システムのセキュリティ対策を強化し、個人情報の漏洩に万全を期します。
- ◎意見・提案やパブリックコメントの募集、住民意識調査の実施、住民懇談会など様々な場面において、多様な手段を用いた住民意識の把握に努めます。
- ◎町民の意見・要望について、庁舎内での情報の共有に努めるとともに、組織横断的な体制のもと迅速な対応を図ります。
- ◎様々なツールを用いて情報の受け手のニーズを意識した情報発信を強化し、障害者や高齢者等の社会的弱者はもちろん、誰にでもわかりやすく受け取りやすい情報の提供に努めます。また、町民と双方向性の高い情報共有が可能となる仕組みを構築します。

まちづくり指標(KPI)

表4-46 スマート自治体への体制整備に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
文書保存箱の削減	323箱	319箱	290箱
町職員のリモートワーク実利用者割合	0.0%	14.1%	100.0%
電子媒体での情報発信件数	717件	4,573件	5,000件

関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●コンビニ交付サービスの利用促進 ●基幹系システムのクラウド共同利用 ●地域情報化事業 ●庁舎管理事業 ●学校等における情報教育の提供 ●行政情報化事業 ●広報広聴事業 ●人事管理事業 ●事務管理事業 	ほか
関連計画 策定年月	<ul style="list-style-type: none"> ●熊野町情報セキュリティポリシー ●第2期熊野町dX推進計画 ●熊野町実施計画 ●熊野町行政改革大綱実施計画(第6次～) 	令和2年2月 令和8年3月 令和2年9月 令和4年2月

第4項 基本施策4 広域連携の推進



現況と課題

- 社会経済活動の高度化、交通手段や情報通信手段の発達等により、町民や事業所の活動範囲が広がることに伴い、広域行政に対するニーズも高まっています。行政区域を越えた課題やニーズに対応するためには、広域的な自治体間連携の強化が必要となっています。
- 様々なサービスの提供や利便性の向上、町単独による財政面の限界に対応するため、連携中枢都市である広島市と平成28年3月に、呉市と平成29年10月に連携協約を締結し、医療、子育て、観光など様々な分野において、令和6年度時点で広島市と50事業、呉市と27事業を連携して取り組んでいます。
- 三重県熊野市と令和元年11月に友好都市協定を、令和3年2月に災害時応援協定を締結しています。今後は、産業、観光、文化・スポーツ、防災等の幅広い交流と諸施策を連携・協力して展開していきます。
- 今後は特定の事務を共同で行うだけでなく、複合的、総合的に連携して取り組み、地域の特色を生かして地域全体で魅力的なまちづくりを進めることが求められています。
- 東京を含む全国各地域がともに発展・成長し、共存・共栄を図ることを目的に、特別区(東京23区)と全国の各地域が連携・交流事業を行う「特別区全国連携プロジェクト」に参画しており、本町では、現時点において豊島区を主な連携先としています。
- 本町では、し尿や一般廃棄物の処理を一部事務組合方式で、水道事業は広島県水道広域連合企業団へ参画するなど、広域的な対応を図っています。

具体的施策

1 広域事業の推進

- ◎広島広域都市圏及び広島中央地域連携中枢都市圏の一員として構成市町との連携を強化し、広域連携による一体的な発展を推進します。
- ◎町民の利便性の向上を図り、事業の効率化を進めていくため、多様な分野における広域事業の円滑な運営に努めるとともに、新たな広域事業の実施について検討します。
- ◎権限強化に向け、関係市町と連携した取組を推進します。
- ◎友好都市協定を締結した三重県熊野市と、災害時の相互応援協定、特産品の共同開発、イベントの相互出店など連携を深め、両市町のブランド力向上や地域課題解消、町民間の相互交流を促進します。
- ◎特別区全国連携プロジェクトでは、産業、文化、芸術など様々な分野での新たな連携について積極的に検討し、双方の地域活性化につなげる取組を推進します。

2 国・県との連携強化

- ◎国・県との連携を強化し、町勢発展のために必要とされる国・県の事業実施や、本町が実施する事業の支援を国・県に要請します。
- ◎県との相互人事交流等を通じ、連携強化を引き続き推進します。

まちづくり指標(KPI)

表4-47 広域連携の推進に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	基準値 (令和元年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
広域連携事業数	56事業	77事業	88事業

関連事業	●企画一般事務事業 ●友好都市交流事業
関連計画 策定年月	●広島広域都市圏発展ビジョン ●広島中央地域連携中枢都市圏ビジョン 令和3年3月 令和2年3月